

第八十四回国会 参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和五十三年三月二十八日(火曜日)
午前十時四十七分開会

委員の異動

二月二十二日

神谷信之助君

補欠選任

二月二十四日

神谷信之助君

宮本 顯治君

神谷信之助君

補欠選任

三月二十七日

神谷信之助君

安武 洋子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

金井 元彦君

委員

夏目 忠雄君

望月 邦夫君

志吉 裕君

衛藤征士郎君

熊谷 弘君

鈴木 正一君

成相 善十君

小山 一平君

野口 忠夫君

阿部 憲一君

上林繁次郎君

安武 洋子君

向井 長年君

前島英三郎君

政府委員

自治大臣
國務大臣
(国家公安委員
会委員長)

加藤 武徳君

警察庁長官

警察庁長官官房

警察庁刑事局保

安部長

警察庁交通局長

警察庁警備局長

自治大臣官房長

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

自治大臣官房審

議官

資源エネルギー

庁公益事業部水

力課長

運輸省航空局監

理部長

運輸省航空局管

制保安部長

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

運輸省航空局新

伊藤 謙一君

松村 義弘君

飯塚 良政君

上田 浩君

堀 和夫君

田淵 孝輔君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

伊藤 謙一君

松村 義弘君

飯塚 良政君

上田 浩君

堀 和夫君

田淵 孝輔君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

伊藤 謙一君

松村 義弘君

飯塚 良政君

上田 浩君

堀 和夫君

田淵 孝輔君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

伊藤 謙一君

松村 義弘君

飯塚 良政君

上田 浩君

堀 和夫君

田淵 孝輔君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

堀 和夫君

人は一階において逮捕いたしました。他の六人は十六階の管制室に侵入し、飛行場火制御装置等の諸機材を破壊し、また四人は十四階のマイク通信室に侵入し、マイク波集計装置等を破壊いたしました。

(一) また午前一時十五分ごろ、第九ゲートから九人のグループがトラック二台に分乗し、折から警戒警ら中のパトカー一台に追従接近の上、火災びんを投てきしながら空港内に侵入し、一台は空港署の門柱に衝突して停車。さらに一台はターミナルビル一階南ウイング入り口に停車の後、それぞれ車両に火災びんを投てきして炎上させました。

(二) さらに午後一時四十五分ごろ、約三百人のグループが鉄パイプと火災びんを所持し、小型トラック二台を先頭にして八ゲートの二から火災びんを投てきしながら空港内に侵入いたしました。これら十一件に上る不法事案を同時多発的に敢行し、火災びん、鉄パイプ等により警察官三十一人に軽傷を負わせました。

二、警察措置、千葉警察では、三月二十二日正午から空港警察署に警察本部長を長とする警備本部を設け、三月二十六日当日は県外支援部隊一万人を含む警察官一千三千人を動員して警戒警備に当たり、公務執行妨害罪、凶器準備集合罪、建造物侵入罪、火災びんの使用等の処罰に関する法律違反、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反等で、合計百十五人、内訳は男九十六人、女十九人を検挙いたしました。

三、今後の方針としましては、今回の極左暴力集団の行為は、無法きわまりないものであり、断じて看過し得べきものではございません。警察といたしましては、当面現在の体制を維持いたしますとともに、今回の事案の問題点を十分に反省検討いたし、部隊のきめの細かな指揮運用、装備資器材の効果的な活用等についても十分配慮し、今後の警備に万全を期してまいる所存でございます。

○委員長(金井元彦君) 次に、自治省所管及び警察庁所管に係る諸施策に関する件並びに昭和五十三年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小山一平君 まず最初に、ただいま御報告のありました成田空港事件に御連をしてお尋ねをしたいと思います。運輸省の方ではこの成田問題に対応する必要があるだけ早くこの質問を済ましてほしいという、たつての要望がございまして、警察庁関係はその後にいたしまして、まず最初に運輸省にお尋ねをいたします。

この二十六日の成田空港事件は、国民の間にも大きな衝撃を与えておりますが、マスコミの報ずるところによれば、運輸省は三月三十日の開港、四月二日の運輸開始という予定を延期することに決定したと報じておりますが、今日まで主要機材の破壊の実態調査もかなり進んでいると思いが、その状況と、それから予定変更、さらには復旧、開港等の見通し、こういうようなものについての説明をお願いいたします。

○説明員(上田浩君) 小山先生の御質問にお答え申し上げます。

一昨日、二十六日の日曜日の午後、不幸にしてあのような襲撃事件が惹起されたわけでございます。その後運輸省といたしましては、同日の夜の十一時に第一次調査団を現地に派遣いたしました。管制塔内部の管制室の破壊状況を調査いたしました。その結果現地に参りました時期がちょうど真夜中でありましたので、管制機器等が破壊されておりました。また電気の回路線等が切断されておりました。そういう関係で、電源を入れますとショートを起こす、火災のおそれ等もあるということから、電源を切っている関係から、暗がりの中で懐中電灯を頼りに調査をせざるを得なかった。それから警察の御当局が排除するためにお使いになりましたガス弾の残りが、まだその時点におきまして残っている関係から、調査団もなかなか詳細な調査ができなかったという

関係もございまして、約二時間ほど現地で調査したわけでございまして、その結果を持ち帰りまして、とりあえずの被害状況の結果の報告を受けました。その被害状況の結果に基づきまして、昨日の九時から開催されております成田関係の関係閣僚会議に報告いたしました。その後の政府の措置といふものを御検討いただいたわけでございまして、行いました被害状況の調査結果をもとに、詳細な判断をするというわけにはまいりませんので、引き続きまして昨日の朝から第二次の調査団を派遣いたしました被害状況をチェックいたしました次第でございます。その結果判明いたしました被害状況をここで御報告申し上げますと、専門的な機器の名前等が出ましてもわかりにくく、くいかもわかりませんが、かいつまんで申し上げますと、まず外見からどういう被害状況があったかというのを申し上げますと、管制塔の窓ガラスが、これ五角形の形になっております。その五角形の形それぞれ面に三枚のガラスが入っております。計十五枚。そのうちの十三枚が破損をいたしました。それから内部の、十六階の管制室の内部でございまして、管制官が管制業務を行います管制卓、これには送受信のための……

○小山一平君 簡単にいいです。

○説明員(上田浩君) 受信装置がございまして、それが全損をいたしました。そのほか空港の敷地面の探知いたしますレーダー、これはASDEと呼んでおりますが、これも全損いたしました。それから飛行場火制御卓、これも全損です。それから十四階に設置いたしておりますマイク回路線の機器、これは筑波向けと山田向けと二つあるわけでございまして、そのうちの筑波向けの方につきましてはかなりの被害があると。それから外部のパラボラアンテナ空中線もそれぞれ被害を受けておりますが、これは送受信には大した影響はないという報告を受けておるわけでございまして、こういう被害状況をもとに、帰りまして検討いたしました結果、外見に比べて内部の、内部と

申し上げますのはいわゆる回線部分が設置されております内部の被害でございまして、内部の被害はさほどないと、外部だけであるという関係から、まあ比較的短期間に修復可能であるというふうな技術的な報告が出ております。こういう被害状況をもち、けさの八時半から再度関係大臣会議を開催いたしまして、報告いたすと同時に、今後の措置といふものを御検討いただいた次第でございます。私はここに参る時点においては仄聞いたした情報でございまして、必ずしも正確ではないと思ひますが、とりあえずは、政府といたしましては三十日に予定いたしました開港を延期するということに決まったという報告を受けております。以上の状況でございまして。

○小山一平君 すると、いまの段階では延期することは確定的であるけれども、いつになれば開港できるかという点については今後の検討結果だと、こういうふうな解してよろしゅうございまして。

○説明員(上田浩君) 私の受け取ります報告では先生のおっしゃるとおりでございます。今後の検討を待つというふうな形であるというように伺っております。

○小山一平君 今回の破壊部分が復旧して、そしてやがて開港、運輸開始というところへございければ、成田空港問題は解決したということには私はならぬと思ひます。第二期工事の問題、燃料輸送体制の問題、関連交通機関の整備、たくさん残されている懸案事項がございまして、恐らくこれらの見通しについてはお先真っ暗だと見ていと思ひます。そういたしますと、果たして成田空港が名実ともに国際空港の名に値するような姿に建設できる見通し、可能性、こういうふうなものには運輸省ではあると考えていらつしやいますか。

○説明員(上田浩君) 先生の御指摘にお答え申し上げます。現在、成田空港におきましては、四千メートル滑走路、これ一本、これが完成いたしておりますし

て、それに付帯いたします誘導路、それから着陸帯と、それから旅客ターミナル等の施設が完成いたしました。これをもちまして、われわれといたしましては、現在の羽田空港に離着陸いたしました国際航空の便数、一日離着陸約五百五十便程度でございますが、これを十分に成田において賄えるというように考えております。もちろん最終的には横風用滑走路、三千二百メートルございしますが、この横風用滑走路、さらには現在の四千メートル滑走路の東側に二千五百メートルのB滑走路をつくりまして、これに対応する諸施設というものを第二期工事として考えているわけでございます。

現在、第一期の完成いたしました四千メートルの滑走路で、現在の羽田の需要は十分に対応できるとわれわれは考えておる次第でございます。

○小山一平君 当面对応できるということはわかってますけれども、これから先、いまのような状況の中で、皆さんがおつくりになっているような計画どおりの空港にすることができる自信があるのかないのかということをお聞きしているわけなんです。

○説明員(上田浩君) 私たちといたしましては、第二期工事につきましては、地元の方々の御協力をいただきまして、できるだけ速やかに完成いたしたいと考えておる次第でございます。

○小山一平君 もちろん、これは地元の方々の協力という基礎に立たなければ、成田空港の全体計画は進捗しない、これは明らかでございまして、成田空港問題がこども困難な事態を招いた一原因はここに在るのか、こういうことを私は考える必要があると思ふんです。

私は、わが国の高度成長が謳歌される中で、飛行機がその高速性、大量輸送、利便さなど、すぐれた交通機関として登場してきて、急速に交通輸送需要が増大するのに対応するに当たりまして、空港建設の優先性が先走って、現代土に生まれ、土に生きてきた農民魂や農民の生活感情に対する認識を欠いて、その理解を得る努力を怠つて、あたかもブルドーザーで押しつぶすような姿勢で、権力的、高圧的に工事を強行してきた。ここに今日の成田問題の一番重要な原因があると思ふんです。恐らく農民としては、農民の基本的権利とその人権を無視されたこと、憤激を招いたのだと思ふんです。こういう点でどのような反省をいたしておりますか。

○説明員(上田浩君) 昭和四十一年の七月四日の閣議決定によりまして、新東京国際空港を三里塚に位置するということを決めてから十二年の星霜がたつております。この十二年の年月と申しますものは、われわれ成田担当者にとりましては非常に苦難に満ちた年月でございますが、同時に貴重な教訓というものをわれわれに示していただいた時期でもございます。この十二年間にわたるといふ教訓というものを今後の指針にいたしまして、第二期の工事というものをわれわれは取りかかっていきたいと考えているわけでございます。

先生の御指摘のように、過去の空港用地の取得等につきましては、必ずしも地権者である農民の方々に對して十分な誠意を持って十分なる御説明をできなかったと、ある面においては国の事業である、理解しろという一方の面もなきにしろあらずという面がわれわれにいたしましては、深く反省いたしておる次第でございます。したがって、現在第二期工事の内部には約四十ヘクタールの農地が残されております。これらの農民の方々は、いま先生の言われましたように、土地に生き農業を愛しその土地に今後とも定着していきたいといういわば篤農家の方々でございます。私たちがいたしましては、これらの人々の土地に生きるという心情は十分理解できるところでございます。したがって、今後のこの二期工事の残された未買収地の取得につきましては、これらの農民の方々と十分に話し合いをいたしまして、たとえば代償地の提供等につきましても、これらの方々の今後の生活設計の成り立つような形で話し合いを通じてやっていきたいと、このように存じておる次第でございます。

○小山一平君 今日まで十年余にわたつてのやり方については大いに反省すべき点が多々あったと、こういうお答えでございます。私にはなせこの認識を工事着手のときから持ち続けてこなかったのか。ようやくこの段階にきてそのことに気がついたら、全くこれは遺憾なことだといふほかはありません。私はどうも成田空港の反対闘争というものが、アメリカのベトナム戦争に似たような様相に感じられてならないわけですよ。政府がメソッドにこだわって、一方で反対闘争を憎むような気持ちだけで受けて、いまのような反省というものをおろそかにしたり、いちずに警察官を大量動員して警備体制を強化する、こういうことではとうていこの困難な成田空港問題というものの解決はできない、こう考えるわけですよ。

そこで、この成田問題は、いま運輸省で述べられたような認識と姿勢に立つて、改めて関係農民に陳謝の意を表するぐらいの態度はどうしても前提として私は必要だ、その上立つて誠意ある話し合いを進めていくべきだ、こう思います。いかがですか。

○説明員(上田浩君) お答えいたします。

いま先生の述べられました御意見に對しましては、われわれといたしましては全くそのとおりでございます。まして、御趣旨の線に沿いまして今後誠心誠意農民の方々と話し合いを通じて問題を解決していきたいと存じております。

○小山一平君 私の指摘したように、この際十年余の過去を深く反省をして、至らなかつた点については関係農民に陳謝の意を表する、これだけの誠意を示して今後話し合いを進めていくというところでございます。私はぜひそう願いたい。決して、この問題を警察力をもって解決するなどということを考えれば、ますます重大事態が起ることは間違いないと思ふます。そして重要なことは、なるほどあの過激派グループの暴力行為といふものは許さるべきではありませんけれども、これが多くのあの闘争を支持する幅広い国民の中に、あの過激派にはくみしがたいけれども、これが一

つのこの闘争の枠の中にあれが存在をする、こういう点を深く考える必要があると思ふんです。農民の皆さんに、あなたの方の誠意と努力によって理解をしていただくことができるならば、あの過激派グループなどというものは、これは全く一握りのはね上がり分子でございますから、孤立をさせてその重大な役割を演ずるようなことはできなくなるだろう、こう考えるわけですよ。ひとつ大臣にもよく御報告をいたしまして、いまあなたがお答えになったような認識と姿勢に立つて、誠意を持って、原点に返つて関係農民との円満解決に全力を尽くす、こういうことをもう一度念を押させていただきます。運輸省は帰つていただいてよろしくでございます。もう一度決意のほどを述べてください。

○説明員(上田浩君) ただいま私が申し述べました方針と申しますのは、私の個人的な意見でございます。運輸省の前大臣も、運輸省は近火お見舞いばかりやって失火お見舞いをやってないじゃないかと、地元の方々の農地というのに対して十分その心情に立つて今後の対策を進めていくべきであるということを言われております。現大臣も同じような方針でございます。したがって、私たちがいたしましては、農政担当ではございせんが、県当局とも十分にこの点につきまして話し合いまして、農業政策というものを展開していきたいと存する次第でございます。先生のいま御要望いただきました線につきましては、再度上司に報告いたしまして、今後の指針としていきたいと存する次第でございます。

○小山一平君 運輸省、結構です。それでは、警察当局の方にお尋ねしたいと思ふますが、私は正直を言つて、あんまり警察のもの責任とか、そういうことを言う気持ちはないのです。しかしながら、一万三千人に及ぶ警察官を動員して、アリの巣に似せたような厳重な警備体制のもとで、過激派が悠々と空港内へ侵入をした。しかもその心臓部である管制塔を占拠して、機器類のすべてを破壊した。これはどう考えても

遺憾なことでございますが、こういう警備体制の問題点というようなものをどんなふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(三井備君) 今回の三月二十六日の警備に当たりましては、全国から一万名の警察官の動員を求め、千葉縣警察三千名とともに、いわば大規模な警察の総力を挙げての警備に従事したわけでございますが、そしてただいま御指摘の管制塔への侵入という事態を招きましたために大変遺憾な事態になったわけでございますけれども、極左集団の行動は大変暴力的でありまして、それをすべて抑え、先ほど大臣からも報告いたしましたのが、十一件の火炎びん攻撃、ゲートへの侵入企図等を行ったわけでありますが、それぞれこれを排除しあるいは検査いたしましたして、この管理棟周辺だけをとりましてもほぼ同時に三件の侵入行為をいたしました。そのうち二つはそれぞれ処理をしますが、空港に侵入したことで百十五人を当日検査いたしましたけれども、そのうち六十人は空港に入ったところで検査をし、六十人のうちの十五人が管理棟に入り、そのうち五人は入り口で一回逮捕したわけでありますが、六人が管制塔に入ったということで、この点は大変残念であったというように考えておるわけでございまして、どういふ点に問題があったのかという点についてよくたゞいま検討を進めておるところであります。ただ私は、大変な警備体制で、水も漏らさぬというような形の中で、結果の被害の大きさから見て、大変な欠陥があったのではないかという印象を与えておるわけでありますが、原因は単純であるというように私は考えておりますので、その単純な原因を、その穴をふさげば、簡単ににはマンホール穴をふさげばよかったと、そこに落ち度があったというだけのことであると、こういうふうな警備技術的には単純なことであると思っております。

○小山一平君　まあ單純と言えど單純でしょうね。そこをふさげば何でもなかった、それには違

いありませんが、私は今度の事件を見ましても、反対同盟の戸村委員長が燃料輸送の貨車を転覆させること、これこそが実力阻止であるなどと大変な物騒なことを述べていると新聞などが書いておりましたけれども、私はああいいう広大な空港、そして開港となればもう旅客が大変大ぜい出入りをする、こういうことでございますから、一体今後警察当局が、成田空港の安全の確保を将来にわたってできるだろうか、こんな状況であつたらできるんだらうか、こういうことを非常に心配するわけです。万が一にも多くの人命を犠牲にするような事件が起こされたとか、あるいはもっと重大な破壊事件が発生するようなことがあれば、これは国内的にも国際的にもゆゆしい結果を招くことは間違ひがありません。この空港の反対闘争というのは、一部の反対農民とはね上りの過激派だけではないんです。まあ過激派の暴走には抵抗を感じながらも、この反対の集会には万を数える人たちが結集することでも明らかになうに、かなり幅広い国民から同情と支援を受けているこの反対闘争というのは、まあここにこの成田空港問題というものの深刻さがあると思うんです。それで恐らく今度の事件でもかなり過激派の検挙も行われたようでございますけれども、このままだければ、さき運輸省が答えたように、関係農民と話し合つて誠意を示して円満解決ができれば別ですが、それでも、それができないとすれば、この反対闘争というものは長期化することを覚悟せざるを得ない。一体これから先成田空港の安全をして成田空港の管理、こういうものをいまの警察力をもつてして保障することができるのかどうか。私は大変危惧の念を持たざるを得ません。ひとつ率直な見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(三井情君) 問題が大変多岐にわたつておると思いますが、これを簡単に整理をして申しますと、第一に、反対運動をしておる人は農民と言われますけれども、あの農民で第二期工事についていまだに土地を売ること同意しておらない人というのは十七戸だけなんです。最初は三

百戸もあつたわけです。という意味でいきますと、この農民が反対であるという当面の当事者はほんの一部の人にいまやなつておるんじゃないかと。それからまた反対運動そのものは、それぞれ今日わが国の社会として自由でありますから、これはもう自由におやりいただいて結構ですと、こう思うわけですけれども、しかし暴力行為に出る、違法な破壊活動に出るというようなことは、反対しておるからといってそれが許されない、こういうことが基本でありまして、三月二十六日の事案について言いますと、これは地元反対農民とは全然違う別種のグループがやつたものというよ

うに考えるわけでありまして、当日八千人集會に出たという中身を見ましても、地元反対同盟に属する人はわずかに八千人中百二十人でありまゝ。最初の三百戸何千人とおつた時期から見ましても、いまや反対をそういう暴力的な手法によつてやろうという人はほとんどいないのではないかと、こういう事態の認識を明確にすることが必要であると思うわけですが、したがいましめて、今回の事件は、反対運動とは關係なく、反対運動に藉口して反体制を叫ぶ過激な連中、つまり極左暴力集団が破壊行為をしたものであると。さつき申しましたが、十一件の火災びん攻撃は、この八千人集めた集會デモのうち四千五百人が極左暴力集団でございまして、これが二つのコースのデモに分かれたときに、そのデモコースの中でフェンス等に対し、あるいは警備に当たつておる警察官に対し火災びんを投げておるわけでありまゝ。その中におつた百二十人の農民が投げたとは考えられない、また現にそういうものではないといふことであります。

それからまた、それとは別個に大臣から報告がありましたが、千五百人の第四インスターを中心とする極左暴力集団、これが菱田の小学校跡地に集まりまして、三手に分かれて公団に突入するといふ企図のもとに火炎びん攻撃をかけてきたわけでありましたが、これをもうほとんど全部撃退をいたしまして、わずかにさつき言いました三件の事案

があり、一件がああいう結果になったということでありますので、そういう点から考えましても、ただいまこれから先のことはどうかということでございますが、およそ反対運動でありましても、法律に従つての反対運動はもう自由にやれるということでありますが、それを越えての違法な反対運動、反対闘争と称するものは許さるべきではない。私はそういう意味におきまして、そういう世論がもっと厳しく極左暴力集団を中心とした暴力行為を糾弾をする、批判をするというようなことがひとつ行われれば、この点については大要今後の見通しは明るいのではないか。

も、社会秩序、法秩序を維持するというのは、警察に任しておけばいいというようなものでありませんで、みんなが法律を守るべく努力をするといふような気持ちで、各界の関係者、その他一般の方々がもうちょっと持っていたければ、この点も大変将来への明るい展望につながるであらうと。それから三番目には、ただいまの空港そのものの安全の問題ということでございますので、空港はまず公団あるいは運輸省その他の人が、主として公団でございすけれども、自分がつくり自分で管理をし運用するということでありますから、物を単純化して申しますと、公団の人たちが自分のところは自分で守る、そのためにはどういふような心構えて毎日を勤務すればいいのか、あるいはそういう襲撃がないように、物的にはどういふような施設をすればいいのか、あるいは日當中に入入りするときに、めんどりでも空港の安全ということから、ガードマンあるいは職員によるチェックをすると、こういうような諸般の手が打たれれば、われわれ警察も大いに全力投球をいたしますので、将来十分安全性についても治安についても明るい展望があるというように考えておる次第でございます。

○小山一平君 おっしゃるとおりまさか私も、反對農民が何百何千とたくさん存在して、これが主力となつてああいう過激な反對闘争を続けている

などと考えているわけじゃないんですよ。しかし三百あったものがだんだん少なくなつて、数少なくなつたとしても、この農民が成田空港建設に対する、さっきの話でも明らかのように、いろいろやり方について批判、不満が高じて、反権力的な姿勢を強めてきたと思ふんですが、これが過激派グループの乗ずる課題となつた。そしていろいろ現地の記録などを見ますと、かなり過激派グループとはかわり合ひのない広範な人々がこの農民の反対運動というものに、さっきも言ったように深い同情と支援をしている、これをやっぱ私は軽視してはいかぬと思ふんです。そこで警察とすれば、暴力行為や違法行為を放置するわけにいきませんから、これは断固排除されるのは当然の任務でございますけれども、しかしいまのような状況とすれば、それじゃこれから先いつまで続くかわからないのに、毎日、日夜一万人もの警官を常にあそこへ張りつけて警備体制を維持していくなんていうことはできませんか、實際問題として。

○政府委員(三井備君) 現地の反対農民の反対運動を極左が利用して、他の目的のためにこれを活用しておるという実態でありますから、そういう活用されるような原因をできるだけなくしていくということについては、大いに努力を関係のところでおしていただく、私たちもそれに期待をするわけですが、一方、具体的な問題といたしまして、現在の一万人の応援体制というものをどこまで維持するかということにつきましては、先ほど申しましたような自主警備といいますが、自己防衛といいますが、そういうような点をいままでもりも徹底をしていただく。また世間も農民の反対運動というものを利用して、暴力行為をやるというものは、これはまた全然別であるという点について厳しい批判の姿勢を示していただくといううな諸条件の充足とともに、一万人の動員ということ、これはわれわれが情報等を判断してしまつて、具体的な状況を見ながらこれを調整していくというところで処理してまいりたいと考えるわけでございます。

○小山一平君 警察当局といたしまして、やっぱり成田問題というのがこういう深刻な事態に陥つてきた、これが極左暴力グループによつて便乗されていよいよ問題を重大化した、このことは間違いないことでございまして、やっぱ余りそれだけに狭く認識をいたしまして甘く見ていくと、思いがけないことになるのではないかと、この国民一般の心配なんですよ。ですから、警察の分野は、法律に反する行為を断固取り締まり排除をするというのが当然でございまして、この成田空港問題という困難な事態は、警察力だけではとうてい処理のできない深刻さを持っている。こういうことで各省庁など、特に関係当局がもう少しこの問題の土台になつた、原因になつたそのことをできるだけ早い機会に解決する、こういうことをあわせて進めていかないと、この問題はさつき言ったように、ベトナム戦争みたいにますます深みにはまる、そろそろこの中で和平交渉をやるべきじゃないかというのが私の考え方なんです。だから、そういうことで警察も余りに警察力に過信をして成田問題に対応をされない方がいいんじゃないかと。もちろんそれが必要でなければ、そういう複雑な要因というものを総合的に判断をやっていただきたい、こういうふうに考えるわけですよ。

○政府委員(三井備君) 違法行為はその動機、原因のいかんを問わずこれを取り締まるというのが私たちの立場でございます。もとより情状等はその中であつていいわけでございますけれども、ところが、動機がよければもう相当な暴力行為も許されるというふうな風潮があると思ふれば、これが今日の事態を生んだ一番大きな原因ではないかと私は思ふわけでありまして、先ほどお話しのように、空港建設の具体的な問題について円満解決、できるだけ不満を残さないようにということについての努力は関係のところそれぞれ大いにやっていただくということが、事態を円滑に運ぶために、そしてまた、警察の取り締まりをそう多くやらなくても事態が進展していくということに

つながらるものとして、私たちは常にそういうところを要望もし、また私たちの意見も言いたいところとてやってきておるわけでありますから、今回の事件を教訓といたしまして、一層そういう面を推進するともに、取り締まりにつきましても一層十分にやってまいりたいというふうに考えるわけでございます。

○小山一平君 それじゃ成田関係は以上で……。

○志吉裕君 ちょっと関連して。

あの下水道、トンネルですね。トンネルのあつたことは承知していただいで、それで事前に一度でもこういうものがあるなというのを気にとめていたことがあるんですか。

○政府委員(三井備君) その点についてはただいま調査しておりますが、千幾つマンホールがあるというわけですね。それをその個別にどういうようなチェックをしたのかということについては目下厳密に調査をいたしております。その結果を待つてというふうに考えております。

○小山一平君 大分これで時間を費やしてしまいましたが、少し今度はピッチを上げてお尋ねをしていきたいと思ひますが、自治大臣、同和対策事業特別措置法が五十三年度をもつて十年の期限が切れるわけですが、政府は今日まで衆参両院の予算委員会の質疑などを通じて同法の期限を延長すると、こういう方針を明確にしていると、こういうふうにご了解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(加藤武徳君) 予算委員会を通じまして衆参両院何回かこの問題の議論がございまして、私個人といたしましては、残事業も相当あることでありますし、かつまた地方団体といたしまして、非常に強く要望いたしておりますから、当然延長すべきだと、かように考えておりますけれども、しかし十年前にこの特別立法がなされたときから、各党の間におきまして周到な議論がなされたとか、かようないきさつがある法律でございまして、やはり政府が一方的に決定したというよりも、やはり各党間の議論をもつと進めていくべきだと、かように

考えておりまして、政府といたしましては延長いたすべきだという考え方は、公的には決定はいたしておりませんけれども、総務長官もさような考えでありますし、私もまたそういう考えを持っておる次第でございまして。

○小山一平君 そういたしますと、各党間で相談をして一つの一致点を見出すということを前提として延長をいたしたい、こういう考えだと了解していいわけですね。

○国務大臣(加藤武徳君) 結果としては同じことになるかもしれないけれども、私も十年前のいきさつを振り返つてみまして、やはり各党間の周到な協議が先行いたしておつたようないきさつもございまして、私もさような各政党間の協議を見きわめてその後決断をいたしたい。政府が決断をしているんだから、後皆さん方相談をなさうということではございせん、むしろその逆の形が好ましいと、こういう考え方を持っております。

○小山一平君 このことだけではつきりしておいていただきたいんですが、政府といつてもそこで一つの結論を出しているということでもないようですが、関係大臣はそれぞれ、関係大臣としては延長すべきであると、こういう考え方であるということとは間違いありませんね。

○国務大臣(加藤武徳君) 関係大臣相互間の意思疎通の会議はまだ持たれてはおりませんけれども、私はいま申し上げたような考え方を持っております、また総務長官もそういう考え方を予算委員会では表明いたしております。他の関係関係につきましても、公の発言はございせんが、大方の関係はやはりそのことには異論がないだろうと思ふのでございまして、しかし形は、いま申しましたように各党間で鋭意話し合ひを進めていただく、そのことには政府も異論がなく、結果としては同じことになろうかと思ふのでございまして、手続的な点といたしましては、政府が独断いたすと、かような姿ではないことの御理解をいただきたいと思います。

○小山一平君 総務長官も自治大臣もそれぞれの立場で延長すべきだという、その基本的な考え方だけははっきりお聞かせをいただきました。それから、この法律の対象地区の存在状況というのは全国的に大変アンバランス、千差万別で、事業の内容もあるいは事業量も大きな差異を持っておりますね。対象地区と対象人口がたぶんある自治体もあれば、全くない自治体もある。したがって、この事業は全国共通の事業というわけではない。そこで私は、この同和对策事業のために特定の自治体が特別の財政負担を生じて財政全般にそれがしわ寄せされるというようなことがあってはいけないと思いますが、こういう考え方で自治省も御賛成だと思いますが、いかがですか。

○政府委員(山本博君) 御指摘のとおり、同和对策事業は全国一律という事業でないことはそのとおりでございますが、同和对策事業につきましては、特別措置法の趣旨のとおりまして、これは原則として国庫補助事業として実施する、そうして、その地方負担については地方債を充てる、その地方債の元利償還金は交付税で措置をする、こういうのが一番の基本原則というように存じているわけでございます。このような観点から、私もといたしましては、地方団体の実情に即した国庫補助負担制度の充実にということと関係予算の拡大ということを常に政府の各省に対しても要望し、主張をいたしているところでございまして、年々の所要額というのは次第に増加をいたしておりますが、現在のきわめて厳しい環境下にある地方財政の現状からいいますと、まだまだ国の方としての持ち方が少ないんじゃないかというふうな気持ちでいるわけでございまして、まずそちらの方の拡充、強化ということによつて、同対法に決められておりますシステムに沿つて地方財政対策ができるようにというふうな考え方で努力を重ねていくところでございます。

○小山一平君 自治省では、全国の自治体がこの同和对策事業を一体的にどのぐらいたの事業をやつて、そしてその事業に対して国庫補助金

のぐらいついて、何十%ぐらになつて、地方債がどのぐらになつて、一般財源はどのぐらいたち出されているかなどという調査をされたことがあります。

○政府委員(山本博君) 同和对策事業の実施状況は、地方債の充当という手続を通じて私どもとしては総体の姿を把握をいたしているところでございまして、昭和五十一年度の同和对策事業の実施状況を地方債の充当結果から見ますと、総額は約一千九百五十四億円で、その財源の内訳は、国費が約八百七十七億、総額に比しますと約四一・八%という数字でございまして、地方費は約一千三百三十七億、総額の五八・二%という数字が一応把握をいたしているところでございまして、そうしてこの地方費の一千三百三十七億につきましては、一応全額地方債をもって充当するというようなことに相なつております。

○小山一平君 いまの数字をお聞きすると、法律と施行令に規定されている補助金の率、これがそのとおりには支出されていないようですね。しかし、これは予算の範囲内という文句があるわけですから、これが違法というわけではないということになるでしょうが、地方債の元利償還、あの法律の第十条で基準財政需要額に算入して地方交付税として措置される。これ、地方債すべてそういうふうに使われておりますか。そこから漏れているものありませんか。

○政府委員(山本博君) 同対法第十条の事業債は、国庫補助負担金を伴います事業に対する地方負担につきまして許可された地方債についての元利償還金のみを対象にすると。これは同対法ができましたときのいきさつからいってそういうふうな取り扱いにいたしているわけでございまして、いわゆる単独事業に充てられました地方債については、その中に入つてこないというふうなことでございまして、御指摘のとおり全部ではないと、こういうことでございます。

○小山一平君 これ、局長ちよつと問題があるんです。私もそういう経験を持っておりますが、この事業をぜひ補助対象にしてくれ、いや、補助対象にすべき事業であるけれども、こちに財源がことしのところはもうないから、全額起債でみるからそれでまゐりしてやつてくれないうか、こういう事業があるわけですね。そうすると、これは補助金をもらわなかったから交付税の対象にならないというところからいふ場合はなるわけですか。

○政府委員(山本博君) 先ほど申し上げましたように、同対法の十條債というのは補助対象になつたものの地方負担についての地方債である、これは最初からの、立法の当時の国会答弁等におきまして確認されている事項でございまして、そのたてまえがかわらない限りは御指摘のとおりであるわけでございます。そこで、私もといたしましては、いま御意見のございましたように、本来補助対象にすべきものじゃないかという事業そのものが補助対象になつていない、建設費のものが補助対象になつていないことでは、非常に地方財政として困るわけでございまして、補助対象の拡大、要するに国庫補助負担金の事業分量の増加ということにつきまして各省に対して強く要請をいたしている、こういう態度でいっているわけでございまして。

○小山一平君 これは大変自治体にとっては過酷なことなんです。たとえばこしこれだけの対策事業を実施しようとして計画を持ち、約束をし、いよいよ手続をとつたら、ある部分は補助対象になったが、ある部分は財源が不足のために金がないう、そこで国の方では、まことに気の毒だが、本来ならば対象にすべきだが全額起債でやつてくれと。こういうのは、やっぱり補助金をもらえば補助金の分だけ地方債が少なくて、それがまた財源措置がされるのに、補助金の分まで含めて補助対象となるべき事業が地方負担になるというの、これはちよつと残酷な実態なんです。これはかなりあると思ひます。この数字から見ましても、こういうのはやつぱり自治省何とか改善をしていただかないと、やむを得ずそういう措置をとつた自治体にとっては大変厳しい。何かこういう点についてもう少し改善をして公平にみれるような方策を講じていただかなきゃ困ります。何か法律があつていけなかりや法律の一部を改正をすれば済むことですから、ひとつ考えてくださいますか。

○政府委員(山本博君) 確かに国庫補助負担金そのものが少ないという事態が問題の根本でございまして、その増加によりましてさうような事態がなくなるように、やはりさういうかつかうで措置をすることが、同対法の国としての責任というものからいきまして最も適合したことはないかというところで、その努力を自治省といたしましては常に続けていくことはいま申し上げたとおりでございまして、十條債というの、率としては、国の補助事業の予算が伸びると、他の事業に比べて伸び率が大きいというふうなことから次第に伸びてきているとは思ひますけれども、なお十分ではないの、ございまして、私もといたしましては、同対法の考え方が国の責任というものははっきりしたかつこうでとつてもらうということからいきまして、やはり国庫補助負担金というものをふやす、国の関与する事業分量をふやすということによつて解決していきませんと、地方債だけで、その措置というものを取り上げるといふのは非常に困難じゃないか。まずその国費の方の増額の措置というものをわれわれとしてもさうな一層強力に推進してまいりたい、こういうふうな考え方で対処していただきたいと思います。

○小山一平君 自治省、それはそれが一番望ましいし、当然さうなければならぬけれども、関係各省がさういふふうな実問題として現実に対応していないで、いらないために、自治体は、いま言ったようにいろんな約束事あるいは計画、こういうもののために補助金をもらつてやるべき事業を全額起債で実施をする、このことをやむを得ず泣き泣きやつている。この自治体を守つてくれる自治省が、あなたの言うように、各省が必ず

そういう計画には補助金がつくような財政措置をやってくれるなら、そういうことを保証してくれるならいいけれども、それをやりもしないで、努力する。努力してもそれはうまくいかなかった。それじゃどうしてもやらざるを得ない状況下にある自治体はまるっきり過酷な財政負担となつて不公正じゃないですか。そこで、今度の国会でできるのか次になるのかわかりませんが、いろんな条件がそろつてこの措置法が延長になるといふときには、こういうような問題も十分検討していただいて、そして地方が不公正な負担をやむなくせざるを得ないというふうなことがないような内容の整備というものがどうしても私は必要だと思ふんです。大臣どうですか。

○国務大臣(加藤武徳君) 私は、法体系そのものに問題があるのではありませんで、国家予算がどのように同対策事業につけられていくか、このことに問題があるかと思ひます。ですから、今日までも補助対象の範囲を広めてまいりました。とや、補助率を高めてまいらることに努力をいたしてきておるところでございます。今回仮に延長が決定いたしました場合にも、私はむしろそのことは法体系それ自体の問題としてではありませんで、予算的な措置の問題であらうと、かように考えておりますが、しかし、延長のこういう機会に法を洗い直してみようという一つの方法であらうかと思ひますから、各省庁とよく連絡をとつてみたいと、かように考えます。

○小山一平君 いま申し上げたように、現実的には地方がずいぶんこの事業をやつていくために自己負担というか、超過負担といふかさまざまなこの負担をしい込んで苦しんでいる、こういう実態が現存するわけですから、ひとついま大臣の御答へのように、この内容についても十分検討をしていただいで充実したものにしていただく、こういうことをお願いしておきます。

時間もだんだんなくなってきましたが、先般の自治大臣の所信表明の中で、今日の地方自治は大きな転換期に直面している。こういうふうに指摘

をされたわけですか。一体何がどのように転換すべき時期なのかということ、大変これ抽象的で恐縮ですが。

○国務大臣(加藤武徳君) 御承知のように、わが国経済は数年前はいわゆる高度成長の段階でございましたけれども、昭和五十年以来石油ショックで経済の不況低滞が続いていることは御承知のとおりでございます。そして、やがてわが国経済は安定成長段階を迎えなければならぬのでございませうけれども、いわば新しい段階を迎えますまでの間は変動期だ、過渡期だ、かように言えようかと思ひますのでございませう。そこで、地方団体におきましても税収の激減等が生じまして、財政的にも非常に苦しい状態にございます。さういふ経済的な過渡期であり、また変動期である、このことが大きな原因であらうかと思ひますのでございませう。片や地方団体のやっておりますことを見ても、高度成長の段階におきましては少々機構膨大いたしましたけれども、これまでは少々機構しようし、また事務事業等につきましてもございませう。ただ地元の皆さん方の要望に沿つていこうと、かような態度が行政的にもこなし得た状況であつたかと思ひますのでございませう。最近はそのようではないのでございませう。したがって、行政機構等につきましても見直しが必要でございませう。また事務事業等につきましても、不要不急のもの等はこれをカットしていきましよう。根本の考え方ではないだらうかと、かように思つておりますことと、さらに定数の点から見てみましても、税収がどんどん入つてまいります段階では、少々人をふやしてまいりましても十分にこなし得た段階でございませう。最近ではさういふ状況ではないのでございませう。私は、かような行政面や財政面、両面にわたつた過渡期であり、そしてそれにふさわしい体制を地方団体が早くとつていかなければならぬ、かような考え方を大きな転換期と、かような意味で表現したようなこととでございませう。

○小山一平君 ただいまの点については、きょう

はちよつと時間なさうですが、また後で具体的な問題として少し議論をさせていただきたいと思ひますが、それから今日のような財政危機が長期化している現状からすれば、本来ならば昭和五十三年度の予算編成に当たつては地方団体は緊縮財政をもつて対処するというのが、これは常識だと思ひますが、さうでしよう。

○国務大臣(加藤武徳君) 経済が安定成長の段階に入り得ており、景気の回復もまだらからではあります。順調に推移をいたして、かつまた雇用不安等が余り濃厚ではない状況下におきましては、いま御指摘のような考え方、一つの考えではあらうかと思ひます。さういふ考えでも、実際の景気の状態は御承知のとおりでございまして、また多数の失業者を抱えておる、かような状況でございませう。かつまた貿易収支の黒字幅も大変なことになつております。さういふ昨今の情勢でございませう。そこで国におきましてはいわゆる七〇成長を達成しなければならぬ。そのためには公共事業を中心にした大型の予算を編成せざるを得なかつた。さういふことは、これまた御承知のとおりでございませう。そこで、かような状況下におきましては、地方財政もまた相当の起債をいたしながらも大型の予算を組まざるを得ない、かような客観情勢の御理解がいただきたいと思ひます。

○小山一平君 私は、たとえば私が地方自治体の責任者であるとすれば、そして地方自治体の任務をその自主性に基づいて果たしていくという基本に立つならば、これは緊縮財政という道をとらざるを得ない。しかし、昭和五十三年度の地方財政計画三十四兆三千三百九十六億円は地方債を大幅にふやした大型借金財政ですね。積極財政です。緊縮財政と反対ですが、これはいま大臣の言われるように、経済成長七〇、不況脱出、これも国が政策目標として、その政策目標を実現する手段として公共事業を最重要としたところの国の五十三年度予算案、そしてその政策に地方団体を全面的協力させるといふこれは国の方針で、地方財政も

緊縮財政をとるのではなくて積極財政をとるという形になつてゐるわけですか。膨大な地方債は国の方針で地方が背負うことになることは間違いないわけですか。もちろん地方が国の予算や政策と全く別の立場に立つてゐるわけではありませうけれども、しかしこの七〇成長、不況脱出、これは国が立てた方針です。そしてこれがうまいければいいけれども、まずいいたときには、自分の意思でなしにしい込んだ地方債、地方が将来自分の責任で処理しろと言われても、これは無法ではないか、ですから、ことしのような地方財政の大借金政策ということに対する国の責任というものは非常に重い、さういふことを私は申し上げたいわけですか。さうでしよう。

○国務大臣(加藤武徳君) 小山委員も地方の実情はよく御承知のとおりでございまして、地方といたしましては、国と両輪の姿において発展を遂げていかなければならぬし、また地域住民の福祉の増進に努めていかなければならぬのでございまして、国が経済成長を安定的に遂げしめる段階の過渡期であり、そして現況を克服してまいりますには、七〇程度の経済成長を遂げていかなければならぬ、そのことが結果としては雇用不安の解消にもなる、かような考え方ではございませう。ところで地方の立場からいいますと、労働不安を解消いたしますことも非常に重要なことでございませう。かつまた、公共事業の七〇%を超えますものが、いわゆる補助事業として地方がやつていくのでございませう。地方といたしましては生活に関連をいたします道路でありますとか、あるいは学校の建てかえでありますとか、あるいは下水道その他の生活に密着をいたします施設でありますとか、かような社会資本の充実が可能なものでございませう。これは地域の皆さん方の福祉や安定と非常なつながりを持つてきておるのでございませう。ですから、国がやるから地方もそれにいやいやながらついていくという気持ちではございませう。さういふ機会に生活関連等の施設を伸ばしていこう、社会資本の充実をやつていこう、これ

が地方の気構えであろうと思うのでございます。ですから、そのためには相当の起債をも充たいたさなければならぬのでございますが、この起債につきましても、国もまたある程度の責任を持って対処いたすのでございますから、ですから、地方としてはいいやながらの体制ではございせん、まさに車の両輪としての体制づくりだ、かような御理解をいただければありがたいのでございます。

○小山一平君 私は車の両輪論というのを別に否定するものでもないし、そうあるべきだと思ひますが、しかし、片方の車の意思で一方の車は自動的に動いていくというのが今度のこの予算でしよう。その一方の車が間違いない軌道を走ればいいが、パンクすれば一方の車もパンクのおつき合ひをしなきゃならぬと、こういう仕組みなんですね。

いま自治大臣は、地方団体は国のこの公共事業をたくさんやっていくことに、国と同じような考え方で対応しているとおっしゃいますけれども、そうでもないんですよ。まあ大臣も経験のおありのこと、仲間もいらっしゃるからお聞きになるとよくわかると思いますが、知事などで、ことしのこの予算に従って公共事業を消化していけば景気がよくなるだろうなと余り思っていないんですよ。しかしまあおっしゃるとおり、国が起債をつけて、どうせやらなくちゃならぬ事業をこの際やることでござんというところから、まあよろしいと、国の責任で地方債をたくさん認めたら、それから、その返済には国も責任を負うことだろうから、まことに自分が組んだ予算に自分が責任を負わなければならないという、こういう姿勢に実は欠けている点があるんですね。

そこで、ひとつ自治省も大分ことは地方に対して公共事業の完全消化という点でハッパををかけているようにございまして、地方も恐らくできるだけの対応はするものと私も思ひます。そこで大臣、ことしの公共事業がこれはだんだん実行されていく中で、いい効果が上がって不況脱出がで

きる、こういうふうに確信しますか。

○国務大臣(加藤武徳君) 不況克服をいたしまして経済の安定成長を遂げ得ますような体制をつくってまいりますには、単に公共事業だけでなしに遂げ得るものではないのでありまして、公共事業はいわば牽引車の役目を務めていくようなことにならうかと思うのでございまして、そこで旺盛な内需が呼び戻されて、そしてそのことがまた投資の意欲を高めていく、かような循環現象が生じていかなければならぬのでございまして、私は、単に公共事業のみでなしに遂げ得るとは考えてはおられないのでございすけれども、公共事業を軸にいたしながら諸施策を総合的に進めてまいりますれば七〇成長は不可能ではないと、かような考え方を持っております。

○小山一平君 もう時間があと一分になってしまいましたが、とうていこれは一分や十分や二十分ではきょうは済まない御質問をしようと思つておりましたから、余り半端になつてはいかぬので、この辺できょうは打ち切らしていただいて、またの機会にこの残った点について十分また論議を深めさせていただきたい、こういうふうに思ひまして、これで終わります。

○委員長(金井元彦君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後一時八分開会

○委員長(金井元彦君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

地方行政の改革に関する調査のため、本日の委員会に新東京国際空港公団副総裁町田直君の出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金井元彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

○委員長(金井元彦君) 地方行政の改革に関する調査を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○熊谷弘君 私はけさの小山委員の質問に引き続きまして、冒頭、成田空港事件につきまして若干質問を申し上げたいと思ひます。

まず、けさほどの小山委員に対する三井警備局長の発言というものは私も全く同感でございす。そこで、国務大臣としての加藤大臣に伺いたすわけでありますけれども、私は、こういう事件が基本的に法治国家に対する挑戦であると。しかしこれに対応するのに、従来から「よど号」事件を初め各種のハイジャック事件を通じてこういう勢力を甘やかしてきたということを率直に反省しなければいけないのではないかと。まず、こうした事件に対する取り組み、姿勢の問題、この点について加藤大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(加藤武徳君) 戦争後三十数年を経過いたしました、わが国経済が高度成長を遂げてまいりまして、そして、それのみならずから国を守るといふ体制は必ずしも十分ではございせん、日米安保条約によつて支えられておる、かようない

わば甘い環境下に置かれておるわけではございまして、そのことが国内で少々のことはやってもと、かような機運が醸成されておつたことは事実であらうと思ひますが、警察はしかし、違法な行為のあるところ断じてそれを見逃してはならぬと、かような基本の考え方でまいつてはおりませんもの、しかし世間全体といたしましては、いまおっしゃるような甘えの構造が各面にあらうかと、かように思ひますのでございまして、今日の極左暴力集団のあのような無謀なやり方にいたしましても、その背後には、まあこの程度なら世間が許してくれるであらうと、かような甘えがあることも予想されるのでございすけれども、しかし

さようなことは断じてならぬと。ことに成田の反対闘争の歴史を振り返つてみましても、最初なるほど農民の方々が農地を奪われることに反対だと、かような考え方を基本にしました反対闘争の段階もございましてけれども、いまは全く質的に変わつてしまつておりました、農民の皆さん方が反対したことを奇貨とくべしとなして許されざる今日の闘争体制でございすから、かような体制に對しましては、私も断じて容赦をしない、かような基本の考えで臨まなければならぬ、このことを痛感いたしましたところであります。

○熊谷弘君 ぜひそういうことをお願いしたいわけでありまして、そこで若干立ち入った質問をするわけでありますけれども、けさの朝日新聞の報道によりますと、今回の事件を起こした勢力として、第四インターを中心とする幾つかのグループといふような指摘があるわけでありまして、さらにこの記事によりまして、この組織は内ゲバを否定しているが、同時に国際組織とのつながりが深くて資金も比較的豊かだと、こういう記事があるわけでありまして。一体どういふ国際組織と、それはどういふ性格の組織なのか、資金的に豊かだといふことなんですから、それはどういふところにあるとされているのか、この辺をひとつ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(三井信君) 第四インターが今回の成田闘争におきまして主役的役割を演じておるといふ意味におきまして、私たちがこれを重視しておるところでございす。

まず第四インターが――極左暴力集団全体、私たち五流約三十派、三十のセクトと見ておるわけではございす、その中で占める地位といたしましては、一番大きいのが中核派、そして革マル派、それから革労協――反帝学評、学生部分は反帝学評でございす、それに次ぐ第四番目のセクトといふことで、全国的に見ますとその数も二千名を超える数を擁しておるわけではございす。この主義主張は、極左全体がそうでありまして、すべてマルクス主義から出ておるわけではござい

ま

して、時にトロツキストと言われるようなはね上がり分子でございますが、いずれも共産主義社会、共産主義革命というものを目指しておるわけでございます。そういう彼らの闘争と成田闘争とがどういふふうにつながるかという点については、論理的にははなはだわかりにくいのでございしますが、いざにいたしまして、先ほどお話がございましたように、成田闘争というものを利用して反体制なり社会に混乱を惹起しようというのが彼らの当面の目標であることは明らかでございます。名前が第四インター日本支部と書いておりますように、極左全体の中では外国の組織の一部分であるということを自分で言っておるわけでありまして、日本のほかのセクトはわりあい、外国とは連帯はするけれども、自分は独自の組織だという中で、これだけが外国の第四インターの日本支部だ、こういう言い方をしておるわけでありまして、外国の組織とのつながりというものが一番密接なものでございます。したがって、この責任者が時にバリの彼らの本部へ出かけるということも過去にはしばしばあったわけでございます。そういう意味で、ただ外国の彼らの本部との連絡、あるいは世界のそれぞれの国の支部との連絡につきましては、ただいまのところは文書的な連絡、あるいは本部にはキャンプも行きまされども、それ以上に、つまり成田の具体的な暴力的闘争について彼らは外国の支部あるいは本部と密接な関連を持っておるという状況は見受けられないわけでございます。ただ一般的に外国と連帯を持っておるという意味におきまして、日本支部の活動一般についての資金的援助というものはあるかと思ひますけれども、それが特に成田闘争ということについて特定の援助というものは余りないのではありませんかという感じが持っておりますのでございます。しかし、いざにいたしまして、第四インターは成田の現場における闘争におきましては、いわゆる新興勢力でございまして、昨年の鉄塔撤去いたしました、

あのころから、あのときにも彼らは全国動員をかけて集めるというようなことを指令しましたけれども、ついに実現はいたしませんでしたが、他のセクトよりはわりあい主導的役割を果たしておるという意味で重視しておるセクトでございます。三月二十六日の場合もデモには参加するという中に名前が入っておりましてけれども、実際には別行動をとって、彼ら独自の行動をやることによつて、彼らの仲間の中でその地位の向上を図るというような動きが見受けられたものでございます。

○熊谷弘君 私はもちろん成田の事件だけを取り上げて言へば、そういうことにならうかと思ひますが、しかし同時に、これが主として学生等を予備軍にしておるということから見ましても、日本の他のいわゆる極左暴力集団ときわめて似通った面を持っております。世界的に見ても、現在ドイツやイタリアにおきましても大変な都市ゲリラというふうな形で激しい運動を起こした。その中に共通するのは、国際的な組織あるいは資金その他の連絡、援助というふうなことを通じてなかなか警備の目をくぐり抜けるというふうなことをやる。それで、こういうことを考えますと、警備をする側も国際的な連帯といふことが、国際的に手をがっちり組んでやっていく必要があると思ひます。また警備局長も、けさほどの質疑の過程で明らかにいたしましたように、その根を絶つ、根絶をするという構えが必要だと思ひわけあります。その意味で私はこの闘争に参加し、そして大きな被害を与えた連中が、単に刑事上の追及だけではなくて、あれだけの被害を与えたわけでありまして、徹底的に民事上の追及もする、こういうことをして、一時、擦過傷的に若けの至りでこういうことをやったけれども、反省をすれば、また社会に復帰できる、そしてそれを何か甘い目で見て、こういう風潮を絶たなければいけないのじゃないか。むしろ徹底的に、もうだれが機械を壊したのかはつきりしているわけであり

ますから、民事上の責任も徹底的に追及すべきではないか。警備局長にこの質問をするのは不適当かも知れませんが、場合によつては国務大臣としての公安委員長に御質問をした方がいかもしれませんけれども、過去こういう事件に対してどういふふうに対応したかということを含めてひとつこの点について御所見を伺いたいと思ひわけあります。

○政府委員(三井備君) 私から先申し上げますが、先ほど大臣からもお答えを申し上げましたように、甘えの構造というのがある基本にあるわけでございます。ただその甘えてやっておるが大変危険な遊びであります。それに胸をかしおる警察官は命がけであるというふうなことであるというのが現在の真相だと思ひます。したがって、載きを受けるということでございます。いま御指摘のように、第一は、刑事的な責任を明確にするということが非常に大事だと思ひます。いやくも本人の幼稚な子供供のいふことと走ったこととでありまして、その与える影響を身にしてみてもそれについての責任を感じるということが大事でございます。最近はそのういふことをやりますと、起訴になりますと、その保釈金が最近に相当上がつておりまして何十万と、こうなりまして、それをまた親に出してもらうというふうな甘え方でありまして、こういう点は明確にしなければいかぬだらうと思ひます。

それから二番目には、民事的責任も、そういう犯罪行為を犯すと、それは民事的側面からいいますと不法行為でございますから、当然法律的責任を負わなければいけません。そのために経済的な賠償をしなけりやならぬというたてまえになっております。

御存じのように、現在は、付帯私訴という昔流の刑事事件が起これば、それに付帯して民事上の賠償責任を求めるといふ制度がありませんので、一応切り離されておりますから、それぞれ追及する立場にある人が、つまり損害を受けた人がその損害賠償を求めるといふ風潮というものは大事だと思ひますが、この種事件につきましては、過去におきましては羽田空港が昭和三十五年の一月十六日であったと思ひますが、岸総理が渡米されるといふときに、やはり学生が阻止闘争をやりました、最後のものは空港の食堂にこもりまして中で乱暴したが、これにつきましてはその空港の食堂から損害賠償請求の訴えを起したというように聞いております。ただ、あゝいう学生のことでありますから、いまの学生は多くのセクトに属してありますから、セクトとして御存じのようにある程度金を持っておられますが、当時はそれほどありませんでしたので、損害賠償請求そのものが突つたという結論を得なかつたようでありまして、そういう点でございます。

それから、わりあい最近では、四十四年の東大安田講堂事件、あの籠城事件で中が大変壊滅状態にされました。これについて東大当局はつかまつた犯人である学生に対して損害賠償の請求をしたというのを聞いておりますが、その結論がどうなったのか私つまびらかにいたしておりませんが、つまり民事、刑事の責任を負うべきものであるということが、一般的な暴力行為に対する世間の批判のみならず、具体的な責任追及と、それがまた同時に彼らに対する啓蒙的、教育的効果を発する、また本人のためでもあると、こう思ひわけであります。私たちはそういうふう感じておりました。羽田の例、大学の例、結果はともかくといたしまして適切な措置だったのではないかとはいふように考えております。

○熊谷弘君 ただいまの御答弁の中にもありましたように、そこで根絶をするということが大事になるわけですが、矢玉に当たつてその胸をかす側の警官というもののについては、何の事件もそうなんですけれども、まるでやぐざ映画じやないというところまでやらないと、警官の側は反撃を許さないという風潮があるように思ひわけであ

九

九

○顔谷弘君 この記事によりますと、たとえ空
港反対同盟の戸村委員長は、飛行妨害の戦術に科
学的な兵器が開発されつつある、こういうことを
言っておりまし、また小山委員も指摘されたよう
に、燃料列車を転覆するというようなことまで
口走っておる。もう全く許せないと私もは思う
わけであります。そういう意味で、現行法の中で

苦慮し苦闘しているということは大變よくわかるわけでありませうけれども、技術的な問題点はあるにせよ、あるいは新現立法の可能性をも含めてとにかくこうした問題を根絶するんだという構えで、これはもう警備局長に対するよりは、私は國務大臣としての公安委員長にぜひ閣内でも堂々と発言しがらばしてもらいたいし、また将来に向かつて、さきの冒頭の御発言にあったような趣旨、姿勢、構えというものを國民に訴へ、周知徹底させ、そして、仮にも法によって定められた合理的なルールのもとで行われたものについてはこれを守るんだと、こういうことを國民に確信を持たせるようにぜひ努力してもらいたいことを御要望申し上げて、この質問につきましては一応終了させていただきます。他の質問に入らせてもらいます。

時間が限られておりますので簡単に御質問申上げるわけでありますが、地方財政の問題、ことに低成長時代を迎えまして、大変厳しい内容にかつてゐる。もちろん国も借金だし地方も借金だとか、こうした点についていろいろ問題点があることは、すでに衆参両議院の各委員会、本会議等において繰り返し指摘されたことであります。またさらに、これについてきょうは時間がございませうので突っ込んだ質問は、同僚委員の皆さん方がこれから場を変えて質問をしていくことになると思いますので、私は一つだけ。この大変苦しい地方財政とは言いますものの、この財政の赤字の根本原因はいろいろあります。国の側からの責任を

その第一点といたしまして、地方財政赤字問題としてよく人件費の問題が取り上げられるわけがあります。予算委員会におきまして荒松行政管理庁長官も指摘しているわけでありますけれども、地方の方は、地方の場合、人件費の問題というの

は非常に問題があるということを指摘しておりますけれども、この点につきまして自治大臣はどんなふうにお考えになっておるのか。私はこれはいろいろいろな各種の計画あるいは自治省が出すいろいろな文書におきまして行財政を効率化するというような観点から、標語的には、スローガン的には繰り返し自治省自体もその構えを示しているわけですから、繰り返して、一番足りない点はこの人件費、これはもう給与水準の問題もありますし、人間、定員、機構という問題もあるわけですけれども、これを合理化し効率化するための物差しというもののが足りないんじゃないか。また警察官、教員というのは増員が非常に安易に行われている点はないだろうか、もっと工夫が必要ではないだろうか、こうした感じもいたします。余り具体的に細かな問題に突っ込みたくないものですから、この人件

費による赤字の問題について、もう少し自治省がリーダーとなつて、共通の物差しでおのおのの地方自治体が努力する目標というようなもの、あるいは自分たちが努力すると、それがこまでうまうまいけるというような目標というものををつくる必要がありますけれども、この人件費の問題についての基本的な取り組みを含めてひとつ御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(加藤武徳君) 経済が高度に成長いたしましたので自然増収等がどんどん入つてまいります。段階では、地域住民皆さん方の無限の需要にでやるだけこたえていこうと、かようなことで機構の

面でも大きくなってまいりましたし、また人もどんどん増加をしてきており、また数の点ではそうふえないといたし、また、給与水準が非常に高くなつてきておる。ところが、こういうぐあいに税金が落ち込んでまいりまして、財源不足が生じてまいりまして、なかなか一挙に人を減らすことが困難であり、また高い給与水準を一挙に下げたしまうことが非常にむづかしいのでございますけれども、しかしそういう中におきましても、地方団体はいろいろ努力をいたしております。たとえば

ラスパイレスで見ても、数年前は国家公務員を一〇〇とした場合に、地方公務員の場合は一一〇を超えるような指数が出ておったのでありますけれども、ごく最近は一〇七％台にどうかダウンをすることができた、かような数字でございしますが、これは地方がそれなりに努力をしてきている証左でございまして、私どもは行政改革の主要な一環といたしまして、昨年暮れ地方に通達を出しました。その通達は三項目に分かかれておるのであります、一つは機構の点で徹底した見直しをしていかなければならぬ。それから事務事業の見直しをしていかなければならぬ。番目が定数の適正な管理を行っていきなさい。この三点を中心に通達を出したのでございますけれども、地方はかような趣旨を体しましてこれから努力をしてくれようかと思うのであります。

そこで、国といたしましてもしかるべき物差しを示して、いかなければならぬのでございますから、それは基準財政需要額の算定に当たりましては、さうな物差しを示しておるのでございますが、ただ地方団体を財政計画によつて徹底して束縛するといふことは困難でございますから、あくまでも地方団体の自覚に待つていかなければならぬ。そして自治省といたしましては、それを強力に指導してまいらなければならぬ、かように考えておるところであります。

○熊谷弘君　確かに地方自治体をぎりぎり縛るといふことは問題があるかもしれませんが、いふまでも、ただ地方自治体に属する今度は市民、町民、村民

の立場に立ちますと、私はその自分のところの自治体の経営、やり方というものが、やっぱり一人の国民から見ると膨大になっていて、そういう点についてうまくやっているかどうかということとは実ははつきりしない。そういう意味でコンサルタントとしての自治省がぜひそういう物差しをわかりやすく明示的に出してもらって、そして自治体間の競争が起こるぐらいに誘導していただきたいという意味で御質問申し上げたわけでございます。

次にこの赤字の問題の中で、医療関係が地方自治体に国民健康保険の運用をめぐって、あるいは自治体が経営をする病院の赤字の問題、これは地区によっていろいろ格差があるようでございますけれども、すでに自治省で報告をまとめられて、いるこの地方財政の状況の中でも、その問題が決して軽視できないということががわれるわけでございます。この辺についてどういうふうに認識されておられるのか。そしてこの国民健康保険の問題というのは、もちろん国の財政にも非常に大きな負担になっているわけですけれども、もつと前向きに長期にわたって医療費をなるべくおかしなことにならないようにするための努力といふものが、いまよりやくとられようとしているわけですが、その点も含めて、この医療関係の赤字についても自治省と、それから厚生省からそれ

それ御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山本悟君) 御指摘のとおり、国民健康保険あるいは自治体の公立病院なり、非常にいろいろと問題点を抱えていると存じます。国民保険関係の事業は保険税あるいは保険料と、それと国庫支出金というもので賄うことがたてまえてございますし、厚生省関係の方での御努力によりまして、国庫支出金の方も次第に増加はいたしておりますけれども、実態といたしましてはなかなかそれだけでできない。やはり地方団体の一般会計の方から相当程度の繰り入れがなされているというふうな状況でございまして、こういうふうな問題につきましては、やはり国保制度としての抜本

的な制度の問題というものと存じますので、この点につきましては、関係省庁に対して自治省として大いに抜本的な改善と、施策というものをとっていただくように要請をしまいたいと思っております。

また、公立病院につきましても、これは御案内のとおり、たとえば看護婦の養成あるいは救急医療、僻地医療、こういったような関係のものにつきましては、とても病院自体の診療報酬ではできない、こういうものについては一般会計で持つものを原則としてやっていただきたい、こういうようなことになっているわけでございますが、それから病院施設の建設改良につきましても、実情に応じ一般会計で持つ、その一般会計で持つにつきましても適宜な額を交付税措置をする、こういうようなたてまえでいたしているわけでございます。自治体病院の機能というのは、なかなかその地域におきまして重要な意味を持っていると思うわけでございまして、やはり経営自体の努力というものも病院の経営でございまして、いろいろと各団体によって違いがあるように見受けられます。相当数の自治体病院におきましてはだんだんと経営はよくなってきているというところと見受けられるわけでございまして、特定のところにおいて非常に赤字を抱えているというところな病院も見受けられるわけでございまして、そういった各団体におきまして経営の努力自体というものと、それともう一つは、やはり収入面はこういった医療費でございまして、別な観点から決められておりますので、それにつきましては病院としての合理的な改善というものがなされますように、やはりこれまた関係省庁に私どもとしては要請を続けていかなきゃならぬ、こういうような立場であると思っております。

○説明員(黒木武弘君) お答えいたします。国民健康保険制度の財政につきましては、御案内のように五十年相当悪化を見たわけでございますが、五十一年度あるいは今年度若干なりとも好転をしておると承知しております。

ただ、こういうように国保財政が非常に窮乏なのは、本質的には老人の割合が非常に高いこと、あるいは低所得者層を抱えた制度であるという構造的なところに起因しているものと承知をいたしております。これを今後どういふふうに改革をしていくかということがお尋ねだと思っておりますけれども、基本的には老人医療が国保の四分の一を占めるという形になっておるために、老人の別建て制度というものを考えておまして、次の通常国会には老人医療保険制度についての新しい方向を国会に提案をいたしたいというふうに考えておるわけでございまして、いずれにいたしましても、来年度予算におきましてはそういう国保の非常に弱体化に着目いたしまして、社会保障費の四分の一に当たります一兆七千億の巨額の予算を計上いたしておるわけでございまして、当面はそういう予算的な対応で乗り切りたい。今後長期的には国保の体質を、特に老人医療保険制度問題を解決することによって乗り切ってまいりたいと思っております。

さらにまた医療費の増高ということが大きな国保財政の圧迫要因になっておるわけでございまして、けれども、医療費の適正支出の問題あるいは薬の問題等々、医療保険全体についての見直し作業をいま厚生省でやっておるわけでございまして、これについても成案を得次第国会に提案をいたしたいというふうに考えておるわけでございまして。

○説明員(岸本正裕君) 自治体病院の問題につきましてお答えいたしますが、自治体病院の現況は昭和五十一年度の決算によりますと、単年度で四百十一億の赤字でございまして、収支率といえますか、これ総収益に対する比率で見ますと四・七％の赤字ということでございます。累積は二千七百七十五億円の赤字ということになっておりますけれども、最近の状況を見てまいりますと、年々この赤字の幅というのは縮小してきておまして、改善の方向に向かっているということが言えるかと思っております。

病院の赤字、黒字の数で見えてまいりまして、

たとえば最近の三年間を見てまいりますと、黒字病院の比率が四十九年が三〇％、五十年が三五％、それから五十一年度が五一％、細かく言いますと五一・七％でございまして、半数を超える病院が黒字病院であるということになってきておるわけでございまして。私どもこの自治体病院の経営改善のための努力をしていかなければならぬと思っております。その一方で、当面の対策をいたしましては、何とかいたしまして一番の収入の大宗でございまして診療報酬の適正化ということだろ

うと思っております。これは本年の二月から平均いたしますと九・六％の引き上げを行ったところでございまして、中心をいたしましてその技術料を適正に評価をする、こういうことでこの適正化を行っているところでございまして。そのほか公的使命からいわれる特殊高度医療に対します国の助成というところで、たとえばがん医療であるとか、小児医療であるとか、リハビリテーションであるとか、または不採算地区に設置している病院に対するものというようになことで建物、医療機械に対する国庫補助並びにこれらの運営に要する赤字に対してのまあ補てんというところを行ってございまして。

長期的な観点から見た対策ということになりますと、私どもは、これは地域の事情に即してそれぞれの病院が機能を分担するといいますが、そういうことで効率的な対応をしていくということを考えていかなければいけないんじゃないかと思っております。そのためにはそれぞれ体系的な整備を図っていくということ、その中では国立病院でありますとか、自治体立病院というものは地域の基幹病院としての役割を高めていくような方向で私どもも持っていかなければいけないんじゃないかというふうに考えているわけでございまして。

○熊谷弘君 時間が大変限られておりますので、最後に山村の問題についてごくしぼった形で質問をしたいと思っております。

るわけでありましてけれども、中でも高度成長時代にいわば取り残された山村自治体は、低成長時代を迎えて二重の意味で呻吟し、コミュニティーの崩壊すら迎えかねないような状況にあるように思われるわけであります。林業についてはまた別の機会に質問することにいたしまして、林業も非常に大きな問題を抱えている。進出企業もだんだん減るどころか、一番先にぱったり切られて撤退をしてしまふ。

こういう中でいろいろ問題があるわけですが、私も、私はきょうは時間がありませんので、山村地域特有の水力発電の問題を取り上げたいわけでありまして、水力発電所は山村に特有にあるわけですが、このダムは減価償却が進んで固定資産税はどんどん減ってくる。いいところは全部ダムの下に沈んでしまった。ところがその出てきた電力というのは非常にいまになつて見れば大変コストの安い電力であるにもかかわらず、皆実は地元に使われるんじゃないかと遠いところに使われておる。ところが最近でできる発電所は電源三法を初めとして非常に優遇された措置がくるとために、そういう意味での格差感、差別感というのが非常に強いわけでありまして。この山村地域のダムの周辺に対してももう少し還元する道がないだろうか。こういう点について自治省、それから資源エネルギー庁の御意見を伺いたい。

それからもう一つ、水力発電所、ダムの特有の問題ですけれども、建設省に伺いたいわけでありまして、これも全国で潜在的な大変大きな問題を抱えているように思われます。特にこのダムの土砂堆積いたしまして、そうして下手をするとダム機能がある日ある時もうだめになってしまふ。現実にはまた土砂がたまつてまいりまして水位が上がって、そしていろいろな洪水のような問題を起こす。また従来流れていた砂がダムによってとまってしまったために、海岸地域におきましては海岸が非常に削られてしまつて莫大な公共投資をして海岸を守らなさいかぬというようなことをやっております。こうした点について真剣に調査をし、検討を

し、対応策を講ずるよう建設省がリーダーとなつてがんばってもらう必要があるんじゃないか。また逆に考れば、こうしたダムの上砂というのは公共事業等でいまだ非常に土砂が——土砂といいますが、砂が足りないという問題が一部に伝えられるわけですから、長い目で見れば一つの資源として考えられるんじゃないだろうか。こうした点について再検討をし、新しい政策をとる体制を整えてもらいたいという要望を込めて建設省の御意見を伺いたいと思います。

○説明員(堀和夫君) お答えいたします。

先生御指摘のように、ダム堆砂問題につきましては非常に水資源あるいは治水に重要でございまして、私どもとしては毎年その状況を調査して実態の把握に努め、河川管理上必要な場合には積極的に除去する等の対策を講じております。

で、基本的には上流からの土砂流入でございしますが、この対策についても建設省としては大いに意を用いておるところであります。さらにダムの機能を確保するため積極的に土砂を除去するということがきわめて重要であります。しかしながら、水中で貯水池の土砂を除くということは技術的にも必ずしも容易ではありません。これは技術的問題を解決するためにダムから自然に土砂が洪水時に排砂されるというような方法はないか、この辺も含めまして総合的な堆砂対策を検討しております。

それからさらに今後堆砂が骨材資源としてきわめて重要でありますということも認識しております。関係機関と十分調整をしながら必要な調査を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○説明員(伊藤謙一君) 山村に立地いたしております水力発電所の件につきましてお答えいたしたいと思ひます。

わが国のエネルギー事情は今後とも厳しい状況に先生御存じのようにあるわけでございます。石油への過度の依存からの脱却を図り、エネルギー源の多様化を推進するためには国産エネルギーで

ある水力発電を積極的に開発していく必要があるというふうに考えております。

こういった観点に立ちまして、今後の水力開発につきましては、既設発電所の再開発の問題、中小水力の開発、河川総合開発への発電参加といった三つの柱によりまして今後進めていく必要があるというふうに考えております。中小規模の水力の開発につきましましては、電源三法に基づく交付金の増額等の措置を講ずることに現在いたしておりますわけでございますが、既設発電所の問題につきましましては再開発を促進する、これによりまして電源三法の交付金の対象にしていく、それによりまして地元の要望に沿って財政的な交付金を支出していく。そういったような開発の方向で考えていくべきではないだろうか、そういうふうに考えておる次第でございます。

○政府委員(山本博君) 山村の人口の減るような地域に対しまして地方財政対策をいたしましては、御案内のとおりいま過疎債あるいは辺地債、こういったものの増強を図つてまいっております。また交付税の計算上人口が減るところについては人口急減補正というふうなものをかけて財政需要の落ちないよう努力する、あるいは農業行政費といったような山村のなごころの行政費を比較的に普通交付税の計算上厚くいたしまして、そういったものによって必要な行政水準が保てるように努力すると、こういうことで一般的に対処をいたしているところでございますが、特に水力発電のダムというふうな観点からは、たゞいま通産省の方から御答弁がありましたようなところでの対策が行われてまして、それによって現在御指摘のとおりに新しいものについては非常な交付金が出たり、国庫補助率のかさ上げがあったりするの、昔のものにないんじゃないかという点について御指摘であったと思ひますけれども、そういうものも含めまして通産省ともよく相談をしてまいりたいと思ひます。

○野口忠夫君 深刻な地方財政の危機の中で、地方自治の問題についての基本的な課題を私も時間を

をかけて自治大臣とちよつとお話し合いをしたいと思ふんですけれども、きょうは全く時間が余り割り当たっておりませんので、改めてまた大臣とつくりと今日の地方自治がどうあるべきか、この問題について地域住民の幸せのためにひとつ勉強したいと思つておりますけれども、きょうは時間ありませんから、本当に限られた問題ひとつ申し上げたいと思ふんですが、いま農村地帯を歩いてみますと、農林省が施策として決定しました米の生産調整の配分割り当ての問題で、地方自治体は全くどうもやわやわの状態であるようにございまして、この政策は全国知事会を中央に招集して、自治団体の力をかりながら進めていこうと、こういうことをやっているわけでございますが、どうもこのやり方に私は納得ができません。こんなことがまかり通つていたのでは、本当の意味の地方自治の振興にはならぬんじゃないかと。この問題は非常に未解決の問題が数多くございまして、この問題については全国知事会の中でも大分問題が出されたようではございますが、ことし中にどうしてもやらなくちゃならないという、こういうやり方の中で、見切り発車をしたというふうな問題だと思ひますが、食糧庁が農林省かどっちかわかりませんが、この配分の消化の状況ですね、現時点でどのくらいこれは配分が消化されているのか、ひとつ御返答いただきたいと思ひます。

○説明員(下田而君) 水田利用再編対策の目標数量の配分状況でございますけれども、昨年の十一月十九日に農林省としての内定配分を各都道府県に通知申し上げたわけでございます。都道府県ではこれを受けましていろいろ積極的に取り組んでいただまして、大体本年の一月末までに大多数の県で市町村別の配分を終了しておられるわけでございます。現在それを受けまして市町村段階の推進に入つておられるわけでございます。市町村から直接あるいは集落を通して間接に生産者に配分をされるということになるわけでございますが、私も三月十五日現在で御報告をいただいた

のを取りまとめた結果を見ますと、直接農家に配分されたもの、あるいは集落を通じて農家に配分が終わつておるもの、それからまだ農家にまでは行つておりませんけれども、集落なりあるいは農協の段階で、そこまですべて、その段階で調整をされておるもの、これを全部合わせまして、市町村から何らかの形で下におつておりますものが、大体市町村数にいたしまして全国で八割ちよつとという数字になっておるわけでございます。

○野口忠夫君 まあこれは農林水産委員会のときも問題になったようではございますが、農林中央金庫の農業部が二月の十五日に実態調査なすつたようでございますが、この実態調査で言つと、ここにあらわれた数字は大体四一・五%というふうな数字があらわれているわけですが、ただいまのおしやつたのは三月——二月から一カ月の間に八〇%、そういう数字に上がった、こういうことですか。

○説明員(下田而君) いま先生御指摘ございまして、二月十五日現在で農林中央金庫が調査いたしました数字でございますが、これは農林中央金庫が農協系統を通じて把握いたしました数字でございます。二月十五日現在で、先ほど申し上げましたいろいろな配分形態がありますうちの、集落を通じて配分したのがどのくらいかというのを把握した数字でございます。それによりまして、いま先生御指摘ございましたように、四一・五%でございます。ちなみに、その二月十五日現在の私どもの調査でも、大体集落へ配分した数字というのはほぼ四一%でございます。大体同じ数字になっております。私が先ほど申し上げましたのは三月十五日現在の数字でございます。二月十五日から三月十五日までの一カ月の間にそれだけの進展があったというふうに御理解をいただいてよろしいんじゃないかと思つております。

○野口忠夫君 自治大臣にお尋ねしたいんですが、この生産調整という、いわば米をつくらぬという農民のその要望にこたえないで、米をつくらぬたんばを遊ばしておくと、こういう

ようなことを農林省が配分の割合を決めて、そのまま何もあてはない。机の上で配分の割り当てを決める。そこに今度全国知事会を招集して、その割り当てを知事会に今度は伝える。知事さんは帰って、県内市町村長さんに集まってもらってその割り当てを示達する。市町村長さん方はこれを地域に持っていくってやるということになると、何か農林省のこの政策の推進の仕方が、国の政策を地方自治体の上に押しつけていくような、そういう形で進んでいるのではなからうかと思うんです。地方自治法に自治の本旨というふうなことがうたわれているわけでごさいますけれども、いろいろ事情があるわけでごさいます。一軒一軒の農家にも、あるいはその地域の自治体の中にも山あり谷あり谷ありですから、その中で米を生産している農家の皆さんの住民の幸を考えたくちやならない自治体は、やっぱり私は住民の方を向いた姿勢でなければ、地方自治というものは進展しないだろう。そしてその住民を国の方向に向けていくとか、あるいは協力を要請するとかという形の中で、納得のいく中で進まないような地方自治体は、これは直接住民と接しておりますから、ぼくは存在しないというふうに思うわけであります。

この農林省の決定しました今回のやり方を見ますと、とにかく上から下にずうっとおろしてやっただけを、やらねばならないような状態に押しつけているわけでありませう。これを甘んじて受けていくということになりますと、あらゆる国策がそういう状態でもって自治体は黙って聞くのか。少なくとも米の生産調整というふうな仕事は、自治体の私は国から命令されてやらなければならぬ。機関委任事務だとはどうも考えられないし、自治体の中で考える場合も、あくまでも住民の意識に従った農業振興という、地域の住民の幸のためにそれを考えるという立場で、そういう中で問題が提起されてくるべきだと思ふんですよ。言うこと言わせず上からだんとおろして、全国の知事から市町村長から動員されて、地

方自治体という組織を利用して国の政策を進行させようとするやり方は、民主憲法の中ではどうも認められていないんじゃないかというふうに思うわけでごさいますけれども、地域住民のいろいろな条件の中でのこの不満と不安との中間の混乱状態に対して、自治省としてはやっぱり地方自治を守るという立場からこの点はやっぱり考えていたかなければならぬんじゃないかと思ふんですけれども、お聞きするところによりますと、全国知事会の招集は自治省とはあんまり相談がなかったのではないかと。結果的には招集して決まっちゃった後で大臣さんというふうなことになるというふうな話をちらと聞くわけですが、少なくとも過疎、過密という課題の中で、いま一生懸命苦しんでいる地方自治体の、過疎地帯の農業の振興という問題について、自治大臣が大きなやっぱり発言をもつて農林行政の推進のやっぱり中心の役割を果たさなければ、この高度経済成長の落とし子というものを改めていく力にはならぬんじゃないか。その自治大臣をそこのけにしてこのことを決めて、知事会を招集してやらなくちやうとくはないんだと。罰則規定までつくって、上の方から下の方にだんとおろしてやるということ、私はどうも認められないというふうに思うわけでごさいますけれども、自治大臣のひとつ御所見を承りたい。

○国務大臣(加藤武徳君) 最初に、誤解があつてはいけませんので、農林大臣はたしか農林部長会議を招集いたしましたので、そこでいわゆる生産調整、この言い方は正確ではありませんで、水田利用の再編成というのが正確だと思ふのでございますけれども、このことについての協力の依頼をしたと聞いておりますけれども、知事会を農林大臣が招集したという事実はございませんで、あるいは知事会みずから集まった席に農林省が出てまいりまして協力をお願いしたことはあるかと思ふのでございませうけれども、その点はそういうことであることの御理解がいただければありがたいと、まずもって思います。

そこで、水田利用の再編成は国といたしまして大変な事業でございませうと同時に、また地方にとりましても、きわめて短期に見ますと、さほどの努力を使用せずして相当の収益をもちます米の生産が短期的には農家の皆さん方に非常なプラスであることは、他の作物と比較をいたしまして言えようかと思ふのでございませうけれども、他の農作物の多くは国内で自給できない体制にあり、ただ米だけが余つておる、かようなことでございませう。そこで、年間百七十万トンの生産調整を行いながら水田利用の再編成を相当の年月をかけてやろうと、かような決意を政府はいたしましたのでございませうけれども、このことは、地方の利害と同じ立場に立ち、地方もまた長い目で見た場合には、米が余つてどうにもならぬような状況が生まれますと食糧の維持が困難になつてき、ひいては大変な混乱が起きます。そのことは農家といたしましても、農村といたしましても、また地方といたしましても大変に困ることであると思ふから、です。国の方から地方の利害と一致するものだと、かような判断をいたしております。

そこで、農林省からの協力の依頼もあり、かつまた地方といたしましてその必要でありますことを痛感いたしましたので協力をいたしてまいりまして、かようなことでございませうから、ですから長期的に見ます場合には、決して水田利用再編成に協力をいたしてまいりませうことが地方のためにならないのではございませんで、私は地方のための将来を思いましますにやはり協力すべきではないであらうか、かような考え方を持っておりますのでございませう。

○野口忠夫君 私のお聞きしましたのは、国の政策が罰則規定などもつけて下の方に上からどんどんいくものに、その地域の各種の条件を無視してこれを進めていく。いまの大臣のお話で言うと、自治省としては協力するところと言っているわけですね。できないところもあるし、できるところもある。すべてそれだけで一本にしてずつとやるわけにはいかぬと思ふのでございませう、国が

困っているというその政策のそれに共鳴してやれるという立場でやっていくというやり方については、私は大臣の言うことはわかると思ふんですけれども、それが画一的に全部おろして、これだけの割り当てを消化してもらわねと困るというふうな言い方になりますと、これは協力ではなくて強制なんです。こういう国のあり方というのが、自治というもののなかで認められるかどうかについて大臣のお話を承りたいんです。強制的な上から押しつけていく、そうになっていると思ふんですよ、結果は。

○国務大臣(加藤武徳君) 水田利用の再編成をお願いをし、また米の作付面積を調整してまいります具体的処置は、自治省ではございませんで、もとより農林省のなされたことでございませうけれども、公平を期してまいります上では、おれのところは協力しないぞと、かようなところが出てまいりました場合に、ああそうですかというのでは、これはエゴイステックな者だけが利益を得る、かような結果になるかと思ふのでございませうから、それに対して何らかの歯止めを設けなければならぬ、かような考え方を農林省は持つていらつしやるの間違いがないと思ふのでございませうけれども、ただそのことは、罰則を科するとかいうようなことではございませんで、ペナルティなどという言葉がしばしば使われました。ペナルティになるほど罰金であるかもしれませうけれども、それは通常の日常用語において使つたものでございまして、いわゆる罰則を科しますよという、そういう仕組みにはなすつておらぬと私は理解をいたしてゐるのであります。

○野口忠夫君 時間がありませんでから大臣との議論はやつてもあれですが、ただいま大臣は、こうしたことの国の政策に、自治体が考えて、これは地方自治のために必要であるという、そういう解釈の成り立つた地方自治体が協力するということについての指導はしていくと。その納得がやっぱり得られないような場合には、これを無理に押しつけていくというふうな場合には、これは、協力

をいたしますよと、かようなことをいたしますのはやむを得ない措置ではないであらうかと、かように思うのでございますし、また地方といたしましても、自分だけのことを考え、自分の県や自分の町や自分の家だけのことを考えますと、おれだけはやらなくてもという気分が起きがちであらうかと思うのでございますけれども、しかし社会連帯の立場に立ちますとやはり御協力を願わなければならぬし、それがまた社会であり世間であらうかと思うのでございますから、水田利用の再編成はそれは大変でございます。いままでも水田として米をつくっておりましたものを、あるいは麦にかえ野菜にかえ果物にかえ、あるいは大豆をつくりということまで工夫をこらしながら作付の転換をやつていかなければならぬのでありますから、ことになれておられない方は大変であることはよくわかりますけれども、しかしそれをやつてのけなればならぬ日本の農業事情になつておりますことを、どうぞ皆さんがよく御理解をいただきまして、そのことが長い目で見れば地方のためにもなると思ふのでございますから、いま野口委員の御指摘のことは私はよく観念的にはわかります。わかりますけれども、どうぞひとつまた私どもの申しますことも御理解をいただきまして御協力が賜りたいと思ふのでございます。

○野口忠夫君 私の話、観念的だというような話ですからね。これ現実に地方に行つて、大臣も行つてゐるだらうと思うのですが、これ農林省というのは全く楽なことやつてゐるなと思うんですよ。何か配分決定して下におろしさえするともうあとはどうでもいいみたいになつてゐると思うののです。ですから、農林省が配分を、こゝし米過剰の対策というのは全く手が打たれてない、私どもから言つと、この前の本会議質問のときに申し上げましたが、今年度の百七十万トン、工夫すればこれは余らないとわれわれは考へてゐるわけです。そういうことを皆さんにも公表しております。これは一つもやつてないで、そしてこれを下におろす。知事さんはこれを町村長さんを集めて

今度は割り当てる。知事もまた直接的にはこの生産調整の具体的な場面には触れない。これが市町村長にいきます。市町村長も、おまえのところの米のつくることをやめてくれということを直接住民に言うことは、選挙されておる立場からなかなかむずかしい。結果的には区長さんというのを集めまして、最後にはおまえのところにこれだけの割り当て来ましたよと、これやらないと知事さんから予算がもらえないと。これをやらないと自治省から怒られるから、まあ何とかみんながまんしてやってくれないかということで、一番具体的にいくのは区長という部落の長さんのところにいくんですよ。この中で話し合いがどんなになつていくかというところ、全く村八分的になつてくるというところであります。おれのところでやっているのにおまえのところはやらねえのかということで、本当にネコの額のようなところを持つてるところの農民にまでこの配分の一部をしょうてもらおうと。泣く泣くこの部落の中でこれに従つていかなければならぬ庶民の苦勞というものがその中にあるわけですよ。私は自治大臣のような方が物をお考えになるときは、國のために、全体のために、連帯のためにという言葉もわかりますけれども、しかし國民が現実当面しているその地域の中の農民の実態から言つと、これは区長さんを通じて行われる何か村八分的なかつこうになつて、私どもはその点でずいぶんこういう無理な押しつけ方をするんでしょかねと聞かれます。私はその際、これは国会で議論して決めたことではありません。農林省というお役所が、行政上こういうことをしているだけであつて、あなた方に御賛成を求めているはずですから、できないものはできないと言つてくださいと、こうお話をして帰してやりますと、あそこうちはこれに協力しないと、あそこだけだわということで、何か残されたものとして部落じゅうからこうやられてゐるのが現状でしょう。私はそのことをなぜこんなに押しつけるんだらうか。もう少し長い目で、余り米の始末を私たちはこうやりました、あなた方のつ

くつた転作物の価格はこのように補償いたします
す、だから喜んでやってくれないかというよう
な、農民の希望と喜びを持った生産調整とい
うようなことになぜなれないのかということだ
ね。村八分になっていった者の心の中に残って
いるものは何ですか、成田だと私は思うんすよ。
だれも聞いてくれない、だれにも言いようが
ない。何か押しつけられて、私は先祖伝来の
土地を離れていかねばならぬという、この中
にわいてきた気持ちというものは、深刻な
ものを持つと思うんすよ。そういうあり方
というものは、ほくはどの自治大臣のおし
やることは、そういう住民のものと触れ合
いながらどうよい政策を進めていくか。地方
自治の水準の向上をどう図っていくかとい
うような自治の本旨の中での物の見方とし
ては若干疑問があるんすね。そこに触れて、
なおかつあなたに生産調整に協力してはし
いんだというこの言い方が最後までどのよ
うに変わっていくか。区町さんにはその力
はありませんかから言われたんだ、仕方ね
え、あなたも聞けど、あなたが聞かなければ
ほかの人が困るんだと、こういふ言い方にな
ってくるわけですね。ずいぶん私は村八分
的に扱われている零細な農民の皆さんの姿
を見ておるわけですし、そういう点からい
う自治の発展、はつきり言うて私は成田の
現状を見まして、いま何が一番大事かと
言ったら、地方自治の尊重だと思ってお
りますね。何か暴走していくあの若い人
たち、この行為に私は賛成するものであり
ません。しかし、この若い青年のやるあ
のような危険な秩序破壊の行為に一緒に
なっていく日本人があるということを考え
た場合、これをどうして一体防いでいく
んだろうか。私はそれは地方自治法によ
って守られた市長さんを中心とし、知事
さんを中心とする地方自治の水準の向上
の中から、そうしたことの批判を持つ住
民をつくり出していくという、戦後三十
年続けたやつてこなくちゃならなかつた
地方自治発展のこの筋道というものが、
ぼくは今日の成田を解決する基本的な課
題じゃないかと思うんすよ。

どうも国会は、これ福田総理にも聞いたんですけども、福田総理は私の話よく聞いてくれませんでしたけど、いま一番の問題は、間接民主主義といわれるものの欠陥なんです。住民と私たちの間、投票した国民との間に何年か過ぎるうちに間隙が出てくるわけです。そのために一生懸命国会ではやっているんだけど、住民の中の不満というものは吸い上がってこない。そうしてそれが反対行動、住民闘争というものになってくるわけでございましょう。それを地方自治体の長が地域の中でまとめて、おまえたらの不満は何なんだ、それをおれは上に持っていくって言うわいと、こう言って地方自治というものを通じて、間接民主主義の一つの不足部分である直接民主主義というものを、合法的な秩序の中で守っていくという姿をつくらない限り、成田の問題は解決しないんじゃないですか。

【委員長退席、理事望月邦夫君着席】あれだけの成功しますと、あの人たちはもう赤い旗下げた途端に拍手をしてこれは万歳です。それでこの次の集会のときには、なおかつよい集まるんじゃないですか、ああいうことを許してしまつたら。それを地域自治体という一つの組織的体制の中で住民の願いを聞きながら、その理解のもとに民主的な日本の秩序を守るといふこの原点どこにあると言つたときに、私は地方自治にあるんじゃないかと思うんです。まことに地方自治体の持つてゐる仕事というのは、日本の民主主義の危機と暴力によつての危機の中で、最後のとりでとして地方自治があるといふふうに私は考えざるを得ないわけです。とてもあの区長さんの苦勞、その前に立つた農民の村八分的なかつこう、これを許しておいて、地方自治の推進とか民主的な日本の行政の推進というものは生まれてこないのではないかといふふうに思います。がね。

大臣にお聞きしますが、時間がありませんで区長さんといふのは一体どういふ立場なんですか。地方自治行政の中で、区長さんといふのはどんな位置づけになつてゐるんでしょうか。それは

十三年三月二十八日【參議院】

一七

○政府委員(三井博君) 法的措置をできればした方が、そしてまたその法的措置をすることが世論の支持を得られるならば、そういうことは効果的なものというのがあるだろうと思ひます。具体的にどういふことかという点とまた研究をしなげなうりませんけれども、いま申しましたように、だから支持されないような、彼らの仲間内だけに支持されないような暴力的破壊行為と、これをもちと適確に取り締まる手段としての法的規制というものがなくという点が一つでございます。

もう一つは、直接警察の取り締まりに絡む問題でありませんけれども、もつと、彼らがそういう活動をやる根拠とか、それに便宜になつておるといふような諸条件をなくしていくための法的手段というものもあり得るのではなからうかと、こういうふうにも思ひますけれども、これは広く関係のところと研究しなげなうりませんということでありませぬので、いま直ちにどういふものかということがイメージに浮んでおるわけではございませんが、あり得ると思ひます。

○阿部憲一君 今後このような事件が起きないようにはひとつちあつちの努力をお払いになつて万全を期していただきたいと、こうお願いする次第でございます。

成田のことはこのくらいにいたしましたして、自治大臣に少々所信の内容につきましてお伺ひしたいと思ひますが、大臣、この所信の中で「地方公共団体が自主と責任を基本とし」と述べられておるわけですが、私は、このことにつきまして、四年間連続して地方財政の危機という状況のもとで、財政危機というものを引き金にして地方自治の自主性、独立性ということがだんだんと形骸化されているのではないかと、こう思ふわけでございますが、地方自治体が自主性、独立性を持つて行政を行うためにはどのようなことが必要であるか、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(加藤武徳君) 戦後新しい自治がスタートいたしました三十年以上経過いたしましたまいりました。だんだんに自主性が強まってきており、

また地方団体も責任を持つて自分の仕事を処理してまいると、かような体制が逐次できておるとは思ふのでございませうけれども、原則的には地方団体は自分の団体の身近な仕事を自分でやる、これがたてまえであらうかと思ひます。そして、自分の事務をやつてまいりますにはどうしても財源を必要といたしますことは申すまでもないのでございまして、そこで自治省といつたしましては、できるだけみずからの手で仕事が行い環境をつくつていくといふこと、これが務めであらうと思ひますのでございませう。私が所信表明の中で、地方団体の自主と責任を基本としなければならぬと、かような言い方をいたしましたのは、いま申したようになことでございます。が、実際問題といたしましては、国全体をながめてみまして各地方に財源が均てんするやうな状況ではないのでございませうから、財源不足の団体に對しましては剰余税なりあるいは交付税交付金等交付いたしましてその均てん化を図つてまいつておるのでございませう。そこで、その財源なるものがこの四年間連続して不足をいたす、かようなことでございまして、不足財源につきましてはこれを完全に埋めまして地方財政に支障のないやうな体制をとつてまいり、かような努力をしてまいつておるところであります。

○阿部憲一君 来年度の地方財政計画は大臣の所信どおり「国と同一の基調」により策定されておるわけでございますが、これはともかくも公共事業を消化して景気の回復を図るということに尽きると思ひますが、結果的には国の政策を押しつけられたものになつてしまつてゐるんじゃないかと思ひます。こうした国の政策に對して地方が協力をさせられるといふことが、「同一の基調」といふことで地方財政計画が決定されるということとは地方の自主性、独立性とは反するのではないかと、この辺に思ひます。

○国務大臣(加藤武徳君) 地方といつたしましては、地域住民皆さん方の要望にこたへましてなしていかねければならぬ仕事が無限にあるかと思ひますのでございませう。その中におきまして、たとえば生活道路の整備でありますとか、あるいはまた下水道の整備でありますとか、かような身近なものや、あるいは学校の改築や幼稚園や保育園や、かようなことが無限にあるかと思ひますのでございまして、なるほど結果としては中央と同じ基調でございませうけれども、しかし、そのことは地方もまた喜んでおることだ、かような見方を私どもはいたしておるのでございませう。いままで道路の改良をやらなげなうりませぬがなかなかできなかったけれども、国が公共事業を大幅にやる機会にぜひあの道路を直そうではないか、あるいは下水道の整備が遅々として進んでおるのに、こういう機会に下水道を大量にやることのできる、かようなことで、むしろ地方といつたしましてはこういう機会にやりたかつたことをやつていきたいんだ、かような基本の考えで対処してくれておると思ひますのでございませう。協力させられるという御表現がございませうけれども、私も、仮に協力という言葉をもちいたしますならば、地方は喜んでこういう機会に社会資本の充実をやる、かような体制であるかと認識をいたしてゐるのであります。

○阿部憲一君 地方がいまの国の政策なり、あるいは自治省のお考え方なりに非常に感謝して協力しているかどうかといふことにつきましては、これは意見の相違だと思ひますが、地方が本當に協力できるやうなことにつきましては非常に結構だと思ひますが、地方にはいわけのありがた迷惑、地方の負担になるというやうなことも相当多々あると思ひますので、この辺については実は十分な御検討が必要じゃないかと、このように思ひます。

もう一つ付言しますけれども、景気政策は国が行うものであつて、経済をどうするかといふことは本来国の施策そのものであると思ひます。その景気政策に對して地方は地方の立場で協力していくといつても、それなりに協力することは意味あ

ることではございませうけれども、おのずから限界があるのではないかと思ひます。いま好ましい、余り希望しないといふ点もあるんじゃないかと思ひますのでございませう。来年度の計画を見ますと、これはもう一〇〇%の国の施策に一致せられる、こう言つても過言じゃないかと思ひます。が、国の施策に密着させられたものになつてゐる、断言しても差し支えないと私は思ひますのでございませう。こういつた地方財政の運営のあり方が果たして本當なかどうか。地方には地方の財政運営の長期的な計画があつてしかるべきであるし、その計画にのつとつて、たとえば社会資本をどう充実していくか、そのためには公共事業をどう進めていくか、かようなやうなのが本来の地方自治のあり方ではないかと思ひます。

先ほどの大臣のお話では、大体地方の要望に沿つていくんだといふやうな考えですけれども、そうとばかりは私感じられせんので、もう一度その点について御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(加藤武徳君) 自治省といつたしましては、もとより地方財政計画を策定いたしまして地方団体の指針といたし、かつまた財源を保証いたしておるのでございませうけれども、しかし、このことは地方団体のみずからの計画を束縛することではないのでございまして、自分のところは本年度はこれとこれとこの仕事をやろう、しかしこのことは次年度以降に延ばそうと、かような判断は地方団体みずからがしていいことではございませう。そして、ただいま国に一〇〇%密着しておるのではないかと、かような御指摘でございませう。なるほど国が公共事業を推進いたしまして、そして景気をよくしなげなうりませぬ、そのことが労働不安の解消にもつながつてくるし、結果としては七%成長を達成することができると、また失業者の救済にも役に立つんだ、かような考え方で対処しておりますけれども、このことは地方といつたしましては、景気がよくなることによつて地方税の増収も可能になつてまいりますし、かつまた旺盛な内需の喚

起にも役立ち、同時にまた失業者の吸収にも役に立って、所得もふえてくるのでございすから、私は密着をしておりますことが決して地方のためにならないという判断はいたしておらないのでございすのと、いま一つ、昭和五十三年年度の地方財政計画の特徴は、地方でみずからの判断でこの仕事とこの仕事はやりたい、かような希望を持たれました場合には、できるだけそれに沿ってまいりますように、単独事業の枠の幅を大きくとりまして、そしてこれは国が補助はくれないけれども、おれたちの団体としてはやっていたいかなければと、かように考えます場合には、幅広い選択と実行が可能なよう、さような仕組みをいたしておるのでございすから、ですから、地方財政計画なるものが何もかも国とびつたりの体制ではなくて、やはり地方の特殊事情に応じましてそのことが十分生かされるような仕組みにいたしておると、かように思っているところであります。

○阿部憲一君 財源というこの量の観点からいろいろ地方自治の本来あるべき姿というものを伺いたしたわけでございするが、構造体質という質の観点から自治の方をお考え願いたいと思うのでございす。地方の自主性、独立性ということを考えますと、現行の機関委任事務、超過負担、それから直轄事業の負担金など、こうした制度の見直しがない限りは、やはり自治の確立からほど遠いものではないか、こう思うわけですけれども、この点につきましては大臣の就任期間の間にぜひこれらの改革を断行していただきたい、こうお願いする次第でございするが、御決意のほどを伺いします。

○国務大臣(加藤武徳君) 御指摘のように、今日の地方団体は、地方団体の長なり、あるいは地方団体自体に対して国が機関委任をいたしているものも多いいでございすけれども、もとより機関委任の必要なものもございするが、しかし国みずからがやっておくべきもので、機関委任をされていくと、かようなこともございすから、機会を得ましてその基礎となる法令の改廃等

について努力をいたしてまいらなければならぬと、こういううまいに思っております。

それから、超過負担は地方財政を乱るものでございすから、私もできるだけ早期に解決を図っていかねければならぬと、かような努力をいたしておるのでございまして、五十三年度の予算におきまして、超過負担につきましては事業ベースで九百三十億、国費で五百五十億の超過負担の解消をやったのでございすけれども、今後もさらに努力をいたさなければならぬと、かように考えております。

それから、最後に御指摘になりました直轄事業の負担でございすけれども、これはわが国の現在の制度の根幹にかかわる問題でございす。国の仕事はすべて地方に負担をささず国みずからがやらないと、この議論を貫いてまいりますと、地方の仕事には国の補助を受けずして地方みずからがやらないと、このことにもつながってくるのでございすけれども、国と地方を通じてのさような補助金制度も非常な深い関連があることでございすから、この点につきましては今後も慎重に検討してまいりたい、かように思っております。かような事項を一つ一つ解決をいたしてまいりまして、そして地方団体がみずからの力で、みずからの努力で幅広く仕事をやっているように、みずからの努力で幅広く仕事をやっているように努力をいたしてまいらうと、かように思っております。

○阿部憲一君 自治の確立という観点から考えまして、私は地方財政をめぐる場合、基本的な政策決定の場に全国の知事会や、あるいは市長会などの地方六団体が積極的に参加していくということを考えているべきではないかと思ひますが、たとえば外国の例ですけれども、イギリスでは関係大臣、それから地方の組織の代表、関係省庁、それに自治体の役人の代表などで地方財政協議委員会なるものが組織されて、財政運営が決定されていくようになつておりますと聞いておりますが、自治大臣と大蔵大臣との交渉の成り行きを地方はただ見

守るだけということではなくて、やはり地方の代表も政策決定に参加できるようにすべきだと考えますけれども、この辺についての御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(加藤武徳君) 御承知のように、地方財政の基本的な問題を御審議いただきます組織といたしまして地方制度調査会がございまして、(理事望月邦夫君退席、委員長着席)

地方制度調査会の中には、地方団体の代表者も委員として加わっていらつしやるのでございすから、十分に御意見を述べ得ておるのでございすのと、いま一つ地方財政審議会というのがございまして、五名の委員が審議会の委員に御就任願つておるのでございすけれども、五名の委員のうち三名は地方団体の推薦なさる方をお願いをいたしておると、かようなことでございす。私も英國の制度を何がしか承知はいたしておりますけれども、日本のかような制度の方がむしろ実際のではないであらうか、かように考えておりますが、しかし外国の事例等もしんしゃくをいたしたならば、今後地方団体のお考えをどのように中央へ反映していかうか、このことにつきましては十分に検討してまいりたいと、かように考えております。

○阿部憲一君 自治省の五十三年度予算要求として交付税率を六・五%引き上げること、石油新税を交付税の対象税目に加えること、公営企業金融公庫を地方公共団体金融公庫に改組すること、法人事業税を外形標準課税方式に改めること、この四つを重点項目として要求をされたわけであつたわけでございす。大臣の非常な御努力にもかかわらず実現を見なかつた事情といたしますが、経過についてひとつ御説明願えればと思ひますが、なおこれらの項目につきまして今後どのような方法でもって実現を図っていくか、あわせてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(加藤武徳君) いずれも実現を見なかつたとおっしゃいますと、私の立場からいたしま

すと、いやそうではございせんので、相当程度がんばって努力をいたし、ある程度の成果はございしましたと、かように実は言いたくなるような気分でございます。いま交付税率の引き上げ以下四項目についての御指摘がございしましたが、私どもどうしても六・四%の交付税率の引き上げを実現いたしたいと、かようなことで大蔵省と交渉をいたしたのでございすけれども、結果的には近く御審議をいただきますような当分の間の制度改正を行う結果になつたのでございまして、五十三年度の財源不足は三兆五百億に達したのでございすけれども、そのうち起債で充たしたのでございすものが一兆三千五百億、交付税特会でも処置をいたしますものが一兆七千億、かようなことでございす。そのうち臨時特例交付金として国が交付いたしますものの一千五百億を控除いたしますと、交付税特会で借り入れをいたしますものが一兆五千五百億、かようなことになりすけれども、この一兆五千五百億の借り入れは五十三年度限りではございせんので、五十年にまで遡及いたしまして、その半分を国が見ると、かようなことになつたのでございすから、この半分を計算いたしますと、交付税率の六・五%の引き上げと対比いたしますと、遜色のないことに相なる、かようなことでございすから、名を捨てまして実をとつたと、かような考え方でございす。

それから、石油新税が国税として創設されますならば、国税三税ではなしに交付税交付金の対象税目を広げる、具体的には国税四税にしない、かような要求をいたしてまいつたのでありますけれども、結果といたしましては、エネルギーのために使います目的税的なものにならざるを得ないようなことでございすから、国税の一般財源という形にはなりにくい性格的に石油新税でございすので、したがって、対象税目には入り得なかつたのでございす。しかし石油新税に交付したします交付金を大量に地方に交付しない、かような折衝を半面でもいたしまして、このことも予算化ができたのでございすから、これまた

目的は若干方向は違いましたけれども、ある程度の成果はあったと、かような見方をいたしております。

それから、公営企業金融公庫の改組でございますが、これもまた法案に盛り込みまして御審議を願うのでございますけれども、なるほどパーフェクトな形においては改組は不可能でございます。また、公営企業金融公庫の名称の変更もできなかったものでありますけれども、私どもの念願いたしておりましたことは、地方団体の普通会計に公営企業金融公庫が融資をし得る、この道を開くことを目標にいたしたのでございまして、結果といたしましては、すべてのことにございまして、結果はまいらなかつたのでありますけれども、道路や河川や高等学校に對しまして処置ができたのでございまして、この点は改組ができた、できると。皆様方の御審議をいたして法案を可決していただきますならば改組ができる、かような見方をいたしております。

それから最後の、法人事業税におきまする外形標準課税の導入でございますが、ここ数年の課題でもございまして、残念なことに五十三年度では実現を見なかつたのでございまして、できるだけ早い機会に実現をいたしたい、かような考えでございます。そこで、国税段階におきまして一般消費税の議論と絡まっておりますのでございまして、地方だけで切り離して処置をいたしますことがなかなか困難でございましたが、いま申しますように、なるべく早い機会に導入をいたしたい、かような考えでこれからの努力をいたしてまいりたいと考えております。

○阿部憲一君 たいだいま触れましたこの公営企業金融公庫の改組につきましても、道路、高等学校、河川、この三事業だけについて前進を見た、こういうようなわけでございまして、けれども、これらの三事業に限られたのはどういふ理由なのか、お伺いします。

さらに、臨時事業になっておりますが、この臨時というのはどのように考えればいいのか。さら

に、当初の計画では地方公共団体金融公庫への完全改組であつたわけでございまして、この改組については今回の措置が終着と考えておられるのかどうか、これ改めてお伺いします。

○政府委員(山本博君) 公営企業金融公庫の融資対象事業を今回普通会計に広げました際に、臨時地方道整備事業など三事業ということにいたしましたわけでございまして、これらの地方単独事業は、各団体非常に幅広く実施されている事業でございます。特に社会資本の充実整備のために、これらの事業を積極的に鋭意促進する必要があるというふうな事業でございまして、公庫が初めて普通会計にございまして融資対象にする場合の対象事業としてきわめて適切ではないか。またことに各団体、個々の市町村に至りますまでそういった事業の対象があるというふうな点も考慮いたしまして、そういった事業を選んだ次第でございます。

また、御案内のとおりこの改組の際には完全改組というふうな主張であつたわけでございまして、それに対しては非常に抵抗があつたのも御案内のとおりでございます。その際実質的に第一歩を踏み出すというときには、各団体が融資を受ける対象になり得るような事業を選ぶことも非常に必要であつたわけでございまして、また明年度普通会計に對しまして、これら三事業に對しまして公庫の融資事業は約二千億を予定をいたしておるわけでございまして、この三事業すべてでは五千五百億の事業分量があるわけでございまして、そういった点も考え合わせまして、この三事業で足りるのではないかと一応考えたわけでございまして、

また臨時という言葉がついておりますが、この法律の御審議の際に御検討いただくことでございまして、当分の間これをやるといふような意味ではございまして、臨時といふのは、事業そのものが目下必要であるという意味での臨時でございまして、期間を限つてというふうな種類のものではない。やはりまだいろいろとこれらの事業につ

いてもおかれておるわけでございまして、それを臨時に積極的にやる必要があるという意味での臨時というふうに私どもは思つておるわけでございまして。したがって、そういうふうな意味から言へば、当面のところはこの三事業でも公庫が普通会計に融資する道というのはカバールをさるわけでございまして、将来の問題といふたしましては、なおやはり地方団体の意見というふうなものも、全面改組してという意見もあるわけでございます。その辺は十分踏まえて対処していく必要があると、こう思つておるところでございます。

○阿部憲一君 地方財政計画の(2)のところでは、「地域住民の福祉の充実、住民生活の安全の確保等に財源を重点的に配分する」とありますけれども、具体的にどのよう配慮されておりますか、簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(山本博君) 生活環境施設なり教育施設なり社会福祉施設、住宅等の整備事業につきましては、これらの事業費を相当大幅に増額計上いたして、これらの事業費を相当大幅に増額計上いたして、下水道等をとりますと、前年に對比いたしまして三四・六%という大幅な増を計上する、あるいは公園事業費その他たまたま申し上げましたような事業等におきまして非常に大幅な額を計上し、それにつきまして国庫補助負担金あるいは地方債計画にそれぞれ増額の増額、そういったような措置をそれぞれ部分についていたして、そのうち内容といたしましては、たいだいま申し上げましたような各事業に重点を置いておる、こういうことでございまして、

○阿部憲一君 定員管理の適正化ということが述べられておりますけれども、具体的にどのよううな考えをお持ちなのかお伺いしたいし、あわせて地方事務官の問題についてはどのようになつておりますか伺いたいと思ひます。

○政府委員(山本博君) 定員管理につきましては、御案内のとおり国家公務員につきましても第四次定員削減計画というのをやつておるわけでござ

いいますが、五十三年度の地方財政計画におきましても、この国家公務員の削減計画に準じまして削減すべき部分は削減をする。その数字は都道府県の一般職員、それから警察の事務職員及び市町村の一般職員合わせまして五千八百二十四人という数字でございまして、これだけの削減計画をやる。また同時に、その職員につきましても必要とする事務事業に伴ひまして増加させるべき部分もあるわけでございまして、それらの辺のものを、つきましては必要最小限度でございまして、やはり増員を要していく、こういう差し引きをいたして、そういうふうな計算をいたして、財政計画上においては、言うまでもなく地方団体におきまして事務の整理統合あるいは事務処理の合理化、それに伴ひます職員の配置の合理化というふうなことにございまして、地方財政運営の一環といたしまして強力に指導もいたして、私どももいたしても、地方団体がそういった考え方でも対処してもらつて、このことを期待をいたして、このところでございます。

○政府委員(近藤隆之君) 地方事務官問題につきましては、昨年の十二月二十三日に閣議決定をいたしまして、政府としての一応の方向を出しておるわけでございまして。御承知のように、地方事務官には三つの種類がございますが、そのうち陸運事務所の関係につきましては、そこで行つております車検登録の事務についてはこれは国の方に引き上げると、それから陸運行政の事務については何を地方団体に機関委任するのが適切であるか、運輸、自治両省の間で十分話し合ひをする、そういうふうな形で地方事務官制度を廃止するという方向が出ておる。なお、厚生と労働の両省関係につきましては二年以内に廃止するというところで、その間で各省間で話を詰めるということになっておるわけでございまして。したがつて、とりあえずの問題といたしましては、陸運関係につきましても運輸省との間で話を詰めておるわけでございまして、現在の段階ではまだ話はつ

ておりません。自治省といましては、陸運行政について地域の実情が十分反映されるような方向で解決をみたというところで努力をしておるところでございます。

○阿部憲一君 交通企業の経営健全化についてでありまして、「交通及び病院事業の再建を推進する」と述べられておりますけれども、どのような具体案をお持ちでございませうか。また、再度の不良債務のたな上げをすべきではないかと、こういうふうに思いますけれども、たな上げの措置を考へておられませんか。あわせてお伺いしますけれども、公営企業の企業環境の悪化等を考へると一般会計の負担区分の見直しについても考へる必要があるのではないかと、あわせてちよつとお考へを承りたいと思ひます。

○政府委員(砂子田隆君) 交通なり病院の事業につきましては、実は四十一年と四十九年の二回にわたりました不良債務のたな上げをいたしたわけであります。しかも、現在引き続きその健全化のために努力をいたしておるわけでして、各団体におきましては経費の節約なり、あるいは料金の適正化、さらには企業環境の整備等によりまして体質の改善を図つておられるところであります。国におきましては、国庫補助の制度の拡充なり、あるいは交付税の拡充措置によりまして企業の健全化を図る意味で努力をいたしているところでもあります。自治省といましては、今後とも交通事業につきましては現在行われております再建の計画が完全に終わりますように、しかも、この計画自身が着実に実行されるというのを願つております。病院事業につきましては、自主的な再建を行つておられます関係上、その経営の健全化がなお進められまして、不良債務の解消が図られますように今後とも願つていくことが大変大事だろふと思つております。

なお、御質問にございました今後の債務のたな上げの問題であります。また期間が十五年ということでございますが、その期間もありませんので、

いまのところ再度の債務のたな上げについては考へていないところであります。

さらに地方公営企業につきましても、一般会計の負担区分の問題であります。地方公営企業におきましては、一つは経営に伴います収入をもつて充てることが適当でないと考へられております。経費あるいは能率的な経営を行つても、その経費に伴う収入のみをもつては企業が行へないというところが客観的にわかります。また、一般会計等においてこれを負担するということもなされておるわけであります。それ以外の経費につきましては、企業経営の努力に待つてはならないという形になるわけであります。これが独立採算制をとつておるゆゑんであります。実際には各経営体を見ましても、この負担区分のルールが必ずしも守られておるというわけではございませんので、今後ともこの負担区分あるいは一般会計からの繰り出しにつきましては、十分に適正に行われましよう今後とも指導してまいりたいというふうに考へております。

○阿部憲一君 時間がなくなつてしまつたので、最後に地方税についてちよつと二、三問お伺いしたいと思ひますが、地方税については、大臣は今後中期的には国民の租税負担の増加を求めざるを得ないではないか、こういうふうな形に述べられているわけですが、どのような形を考へておられるのかお伺いします。

○国務大臣(加藤武徳君) 今日の地方財政を考へますときに、やはり地方財政健全化の観点からいたしまして負担の増を求めざるを得ないと思つたのでございませうけれども、ただ具体的に現在の税目どつちを拡大していくか、あるいは新税をどのように導入してまいりませうか、このことは地方制度調査会や税制調査会の御審議の状況を踏まへながら対処していかなければならぬ、かように考へております。

○阿部憲一君 この法人住民税の均等割の税率と都市計画税の制限税率の引き上げを行うとありますが、どのようなになりますか、一言御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(森岡敏君) 明年度の地方税法の改正案は後日御審議いただくわけでございますが、景気対策に矛盾しない範囲内におきましてできる限り地方の財源を増強したいというところで、いま御指摘のようになります。まず第一に法人住民税の均等割の税率の引き上げをお願いしたいと考へております。現在は資本金一千万、一億という段階を区切りまして三段階の均等割の税率を定めておりますが、資本金一億円超の法人につきましては、さらに十億円及び五十億円という段階も、いわゆる大法人につきましてさらに負担の引き上げをお願いしたいと思つておるわけでございませう。初年度五十五億円、平年度七十七億円の増収を期待しております。

第二の都市計画税であります。住環境の整備あるいは都市施設の整備が大変急がれておりますが、都市計画税は都市施設整備のための目的税であります。その課税をいたしますかどうか及び税率の決め方は、市町村が自主的に条例で決めるものでありますので、法律では制限税率を百分の〇・二と定めております。市町村の財源確保についての選択の幅を広げたいということで、この百分の〇・二の制限税率を百分の〇・三にいたしたいということも御審議をお願いしたいと考へております。増収額につきましては、市町村の判断にかつておりますが、一応地方財政上はおおむね五百十一億程度の増収を見込むことになつております。

○阿部憲一君 最後に地方税の減税についてですけれども、残念ながら見送りになつておりますけれども、その理由として地方財政を取り巻く厳しい諸情勢ということを挙げられております。この見地からいいますと、地方財政が赤字な限り地方税の減税は不可能ということになります。五十四年度以降の見通しをどういふふうにお考へになつておりますかお伺いいたします。

○政府委員(森岡敏君) 明年度の住民税の課税最低限につきましては、御指摘のように地方財政の苦しい状況等を勘案いたしましてごしんぼういただくことをお願いしております。五十四年度以降どう考へるかという問題につきましては、しばしば指摘されておりますように、まず課税最低限は所得税とは開きがございませうけれども、先進諸外国に比べましてかなり水準にまで達しております。また住民税、所得税合わせまして個人所得に対する課税の負担水準はわが国の場合かなり低いというのが現実でございます。そういう観点から申しますと、今後一般的な租税負担の増加をお願いしなければならぬという課題を一面抱えておりますので、率直に申しまして個人住民税の減税については慎重な態度で臨むことが必要ではないかと考へておる次第でございますが、国民の生活水準あるいは経済情勢等も考へ合わせながら五十四年度以降いかに対処するかを税制調査会の御審議も経ながら検討してまいりたい、かように考へております。

○安武洋子君 私は、まず一番最初に大臣の政治姿勢についてお伺いしたいと思ひます。大臣は国家公安委員長で公職選挙法違反の取り締まりをなさるお立場ですが、大臣は公職選挙法違反については公正で厳正な態度でお臨みでございませうか、まず最初にお伺いいたします。

○国務大臣(加藤武徳君) 御指摘のように国家公安委員長も兼ねておるのでございまして、したがいましては、違反の取り締まり等につきましてはまさに厳正でなければならぬ、このことをみずから戒めておるところであります。

○安武洋子君 実は、昨年の十一月の二十八日、大臣に御就任なさつたときに、大臣の地元秘書が大田就任税として特級酒五本入りの詰め合わせを関係者に配つてなさいました。一箱一万円もするといふふうな物なんです。これには「参議院議員加藤武徳」と、こういう名刺が張つてあります。これは明らかに公職選挙法で禁止されている寄附行為だといふふうに思ひますけれども、大臣は、何があつたか知らないけれども熱心な支持者がう

れしさの余りやったことだろうと、一支持者の問題というふうになさって、あわててお酒を回収なさったということで公職選挙法違反ということを免れてはおられますけれども、こういうことをやられたということについて、大臣はどういうふうにお考えでございましょうか。

○国務大臣(加藤武徳君) ただいま御指摘がございましたように、昨年の秋、私が入閣をいたしました際に、地元の秘書が公職選挙法を心得ずして報道機関の一部に対して酒を配付したのがわかりましたので、直ちにこれを中止せしめたのでございします。私自身が知らなかったとは申せ、地方の秘書がさようなことをいたしましたことはまことに残念なこととございまして、直ちに陳謝いたしましたところであります。

○安武洋子君 そういふふうには大臣は、これは報道機関によりましてと、さきにことしの二月の二十四日岡山市のグリーンガーデンサンですね、この開店祝いに、私はここにきょう写真を持ってきておりますけれども、「加藤武徳」といふんと大きなこういふ名前が入った花輪を贈っております。これは私は公選法で言う寄附行為、第十四章の百七十九条の四項に該当すると、こういうふうなことに思ひますけれども、大臣はいかがお考えでございましょうか。

○国務大臣(加藤武徳君) 私はいま御指摘のことは全くの初耳でございまして、事情をよく調べてみたいと思ひます。

○安武洋子君 では、事情をお調べになって、私の申し上げている——ここにちゃんと写真がございまして、こういうふうな行為をなさっているということが明らかになれば、大臣はどういう政治責任をおとりになりますでしょうか。

○国務大臣(加藤武徳君) 調査をしてみなければその真相がわからないのでございしますけれども、私が全く関係ないでおらず、かつまた私の地方事務所にも厳に戒めておりますので、さようなことをやったら私は考えておらないのでございします。

でございますが、しかし、なお真相をよく調査をいたしてみたいと思ひます。

○安武洋子君 くだいようですけれども、これは二月の二十四日、岡山市雄町、このところにはちゃんと「加藤武徳」として「祝開店グリーンガーデンサン栄」といふふうになっております。お調べいただきまして、私は公選法違反の取り締まりの責任を持たれる大臣として、この点はつきりすれば、政治的にやはり私は責任をおとりいただきたいと、このことを強く申し上げます。

次に、私は成田の事件についてお伺いをさせていただきます。にせ左翼の過激派集団によるこの成田空港の管制塔襲撃事件についてのけさからの論議でございしますけれども、彼らは成田空港実力阻止、これを豪語しております。で、当然、空港そのものの機能、これを破壊するといふことをねらっていたといふことはわかっていられるわけなんです。当局もこのことは予想なさっていると思うんです。すけれども、付近の人たちの話では、暴力集団は、二十六日の午前中に第二要塞に機動隊を引きつける、こういうふうな宣伝をしたり、あるいは機動隊を鉄塔に引きつけて空港に突入するんだというふうなことを芝山町周辺で口頭で宣伝したりというふうなことがされておりますし、また農民の間でも、暴力集団が空港に突入したら管制塔を攻めると言っていたというふうなうわさが流れているわけなんです。で、空港機能を破壊する上で最も効果的だといふ場所、これはもうだれが考えても、心臓部だと言われる管制室、レーダー室、こういうところであることは当然なんです。当局は一体、管制塔が一番心臓部であると、空港が麻痺すると、こういう位置づけをお持ちだったのでしょうか。そのことをまず最初にお伺いいたします。

○政府委員(三井脩君) 持っております。

○安武洋子君 では、そういうふうな心臓部であるなら、ここにどういふふうな体制をしかけていたのでしょうか。

ますので、その心臓部を所有し管理しておる公団自身が、まずもって物理的にも絶対に入れられないという措置をしておりますこととであり、われわれもしばしば本当にそうかといふことを念を押しました。絶対に入れられませんか。ここからどうだ、あそこからどうだといふいろいろやりましたが、絶対に入られませんかといふことで、私たちは全く安心をいたしまして他の方面に力を注いだといふこととございします。

○安武洋子君 空港公団の言われることをうのみになさって、御自身では検証もなさらずにおられたと、そして全く安心をされた、こういうこととございしますか。

○政府委員(三井脩君) 先ほどもはかの先生にお答えいたしましたことが、それで大丈夫かといふことを念を押して、何回も念を押したわけでございます。なるほどとわれわれは納得したわけでございます。ところが、結果的には入れられたのは何かというところ、さっき言いましたように、絶対あけないというキャットオフがあつた、と、大事なときに、そこが問題であつた。そうすると、大事なときに、公団が言うことでは安心できないから、公団の言うことを疑ってかかって、警察官を公団の人とは別に置くべきであつたかといふ問題がまた出てくるのでしうけれども、それは自分の施設を自分で守るというように公団自身がやることでありまして、それに対して警察がバックアップするといふこと、さらに前面に出て極左暴力集団に対処するという方の任務をわれわれが担当すると、こういうふうにしたわけでございます。しかしながら、御存じのような結果が生まれたので、その辺については今後はどうするかといふことをさらに検討したいといふこととございします。決してうのみにしたわけではありませんが、たとえば電子ロックがありましたから極左暴力集団といへども入れなかったわけですね。それから入った後におきまして、われわれ部隊がその中にこもつておる極左暴力集団を検挙するために行きましたけれども、電子ロックだからあかない、

エンジンカッターで切ろうかと思ひましたけれどもそれもだめだといふことで、結局何をしたらかといひますと、極左が侵入したと同じコースをたどつて極左のおるところへ入つていった、そのために時間がかつたといふこととございします。

○安武洋子君 私が最初に、空港が麻痺するのは管制塔を押さえればいんだと、それは重要な位置づけを持っているのかとお伺いしたわけなんです。そういう一番重要なところの認識を持っていてと言われながら、空港公団の言いなりに、一番大事なときに一番大事なところがあつていたんだと、そういう御答弁なんです。

じゃあ心臓部の方はおきまして、突破されたゲートですね、このゲートの警備体制というのは一体どうなつていたんでしうか。

○政府委員(三井脩君) ゲートの体制は適切でありましたから、突破されましたけれどもその場で検挙し排除をしたと、これは任務の範囲内の措置でございします。突破されないで、物理的に一歩も中に入れないで検挙せよといふようなこともありましてしうけれども、それを二重三重にへいをつくという一つへいをつくって、二重三重にへいをつくらにやいかぬわけでありまして、さようなことは今日のわが国ではできないわけでありまして、その程度突破されるというところは計算の中に入つておりました、部隊の任務の遂行としてはりっぱにやつたと考えております。

○安武洋子君 心臓部の管制塔も突破された。ゲートも突破された。ゲートの突破はこれは計算に入つていたからやむを得ない。しかし、両方ともこれじゃ警備が不十分だったといふことになるじゃありませんか。というのには、ゲートの突入に際して暴力集団は待機していた数百人の機動隊、放水車、装甲車、こういう遮断するものがあるにもかかわらず、まるでパトカーに導かれるようにゲートを突入しているといふことが言われているわけですね。パトカーがやはり逃げている、その後について半開きになったところから入るといふのは、これはさつきおっしゃつたように、当

ということになれば、今後に大きな問題を残すわけなんです。というのは、開港しても、いつだってこういうところを犯人に占拠されて空港そのものが麻痺するということは、国民に大きな不安を与えますし、国民だけでなくって國際的にだって大きな不安を与えるという重大な問題を含んでいるんですけれども、警備当局としては、こういう建造物自体に大きな警備上の欠陥があるというふうにお考えなのでしょうか、どうなんでしょうか、その点お伺いいたします。

○政府委員(三井脩君) 二面あると思います。一つは物的施設のな面、もう一つはそこで働く、あるいは勤務する人、あるいは管理する人、この物的、人的両面から今回結果的には侵入され、破壊

された。事前の対策としては大丈夫であるというようないろんな措置が講じられておりましたけれども、そういう結果を生んだ原因はどこにあるのかというような点について十分調査検討の上、対策を講ずるということにいたしております。この点につきましては、運輸省、公団も同じ意見であります、むしろ公団自身があそこに入れないと絶大な自信を持ち、われわれが念を押しても大丈夫ですと、胸を張っておつたのが入られたという点については、公団自身が大変反省をされておるといふようなことでもありますし、われわれの意見等をも十分に反映して物的な点で施設を改善、強化をする、またそこに勤務する人たち等の人的観点から、せつかくの電子ロックがありまして、もういざというときにあいておるといふようなことでは、これは何にもならない。どういふ場合に

どういう措置をするのかと、こういうような点について十分な訓練といいますが、心構えといいますが、そういうような点について問題はなかったかという点での検討、対策というものを進めていただくようにいたしておるところでございます。

○安武洋子君 物的にはもっと具体的にどこに欠陥があるのですか。電子ロックがあいていただけのことですか。その点をお伺いいたします。

討中でございますので、ただ一つであったのか、
 いろいろな不運なミスが重なったのか、そういつ
 た点もいろいろありますので、これは目下十分に
 検討中でございます。

○安武洋子君 内部に非常に精通しているとしたか
思えない人たちの犯行ですよね。そうすると、私
がもっと不思議に思うのは、これは壊されたら数
カ月はかかるであろうと言われる、空港関係者が
指摘している七階のレーダー室、ここを破壊する
と、これはもう数カ月空港が麻痺するわけなんで
す。ここでわざわざエレベーターを乗りかえて、
ここへは行かないでそしてほかのところに行つて
いるというのは、これは不思議とおおしいなり
ませんか。

○政府委員(三井脩君)　したがいまして、先ほど内部に精通した人がやったんではないかと、こういう疑いがあると、疑いが考えられるとおっしゃいましたけれども、いまのような点から言うとうち、またそうでもないというようなこともありますし、また考えようによつてはコントロールタワーは外から見える、見晴らしもいいところなので、コントロールタワーというのは、レーダー室とかそういう名前前で言うよりは、空港の心臓部であるというような印象が一番びつたりするので、そこをもつぱら――終始そこをねらつたということであるのか、こういうような点はいろんな角度の見方もありますので調査をしておると。また本人は逮捕された被疑者でございますので、捜査という観点からも調べておることでございます。

○安武洋子君　警備の御専門家なのでしょう。だから、私たちが、素人が考えてもこれだけの大きな疑問を提出しているわけなんです。警備の御専門家が、非常に精通しないと入れないと、こんなもの、ロックがあつて、そしてバラボラアンテナまで伝わっている行っているわけなんです。警備の専門家がその後を追ってしか中に入れなかったと、こうおっしゃるぐらい、それぐらい精通している人たちが、いまおっしゃつたよう

に、見睨らしがいいところだからそれが心臓部だろうと、そんなことがあり得ますか。やはり私はずっとでも不思議だと思わざるを得ないわけなんです。そして、やはり先ほどのからのいろんなお話を聞いておきますと、管制塔への攻撃、これを援護するために空港ゲートでの突撃劇が行われたのではないかというふうに思わざるを得ないわけなんです。といいますのは、前日には水素ポンペを積んだトラックが押収されておりますね。当日にも突入に使用された改造トラックや、それからドラムかんを積んだトラック、一目で異常とわかるようなトラックが周辺を走っているわけなんです。一目で異常とわかるような車がなぜやすやすとゲートに近づけたのか、だれでも疑問に思うのですけれども、この点いかがなんでしょう。

○政府委員(三井備君)　そういう状況を把握するために、パトカーがいれば単機出陣をいたしました。で、危険を冒して状況を把握しておったが、そののトラックに襲われた、追いかけられたと、こういう状況でありまして、状況を把握するために努力がこれをしておった。で、彼らが来たのでその部隊がこれを制圧し、検挙したということですから、ただいまおっしゃるように、もつと、たとえばトラックがどこかの車庫から出てくるなら、その車庫から出てくるところを押さえたかどうかと、そういうような処理の上手下手という点については、私たちは今後も研究の余地があると思いますが、先ほど、話はあるいは違うかもしれないですが、こちらが失敗して突破されたとかというような問題ではないということですが、先ほどそれを申し上げたわけでありますが、いまの問題について

はそういうことでありますので処理をいたしました、検査をいたしましたということでございます。

○安武洋子君　とんでもございません。あなたたちはそんなに情報の収集が、わずかパトカー一台がうろうろ出て行つてしなければ情報収集ができないというふうなことではなくて、もっと優秀に情報をお集めじゃないですか。と言いますのは、

警備当局の中でも、第二要塞のああいふ開港に直接関係のないところに勢力を集中すれば、たやすく彼らの術中に陥つてしまふんじゃないかという、そういう討議が交わされたということも聞いているわけなんですけれども、これじゃまるでやすやすと彼らの術中に好んで陥つたというふうな感じさえするわけなんです。パトカーがうろうろしなければ情報収集できないというようなものじゃなくて、前から彼らの動きを察知し、それに備えているという警備体制をおしきになるわけなんです。しょう、そうじゃないですか。

○政府委員(三井物産) 情報には二つございまして、警備体制をどう組むかというような大きな意味での相手方の出方とか、相手方の動員数に関する予測に必要な資料だとかという情報は、何もそばへ行つて会議を聞かなくても、見なくてもわかることでございます。そういう情報収集の方法は私たちは持つております。ところが、現実にこれを逮捕したり、あるいは措置をするという具体的な警察措置をとるためにはそんな情報では役に立たない。現実にそれはどこを動いておる、何に乗つておる、したがつて、二台ならそれを押さえるためにはどの場所ですういうブロックの仕方をして、これをどういうふうにするか、それ自身陽動作戦であるかもしれないというようなことをよく見るためには、現実にこの目で見なきゃならぬ、それにはおのずから危険を伴うということで、あえて危険を冒しても、その種の、これをわれわれは現場情報と言つておりますが、現場情報活動をやらなければならぬと考えるわけでありま

また 先ほどのいわゆる横堀要塞は向こうの陽動作戦であつて、これに警察部隊を引きつけて空港突入の守りを薄くすると、こういうようなことは私たちは向こうがそういうことを考えるであらうということは、もう先刻私たちの方で計算済みでございます。したがひまして、一万四千、一万三千というような部隊を動員し十分な余裕を持つてやつたわけでありまして、横堀に部隊を――あ

の最中は横堀を囲んでおればいいわけでありまして、横堀の部隊はあそこで横堀の要塞を囲みつつ、同時にこれは誘導部隊の任務を持っておったわけでありまして、第七ゲート等に入ろうとする者、これは横堀におった部隊によって措置をいたしておるということでありまして、陽動作戦に向かうはひっかけるつもりでありましたけれども、こちらはひっかかっておらないということでございます。

○安武洋子君 ひっかかっていないのに管制塔をやらせてしまったわけね。付近の人の話では、当時の主要道路での検問というのはほとんど行われていなかったということが言われているわけなんです。で、機動隊は空港内にいたとさ言われているわけなんです。一体、当日の検問体制はどういうふうな検問体制だったんですか、それをお伺いいたします。

○政府委員(三井脩君) 検問体制と言いますのは東関道の検問、つまり成田から遠く離れたところでの検問これが第一でございます。これは主たる検問の、当日の検問はそれに意味があるわけなんです。したがって、三月二十六日当日に至らないもつと前の段階では空港に近いところと遠いところと両方でやるわけですが、当日は遠いところでやる。いわば、当日は先ほど言いましたようにに彼らが集会をやり、デモをやる、一方それとは別のところに菱田小学校跡におつてこれが千五百名が数隊に分かれて行動する、こういう状態の中でありまして、彼らの動きをわれわれはキャッチをいたしまして、空港を守るという第一任務を達成するというために行動しておつたわけでありまして、もう相手方がいわば戦闘隊形を組んで出てくる、そんなものは検問の必要はない、検問では間に合わない、逆に言えば、という状態でございますから、部隊によって措置をする、入ってきた者は検挙すると、こういう措置をとつたわけでございます。

○安武洋子君 当日こそ遠いところ別に要らないわけでしょう。近くを一見不審な車がうろちろし

ているのを検問もやらないで、そうして放縱するということが不思議だと言っているのです。なぜそういうことをなさるのですか。

○政府委員(三井脩君) 検問は、彼らがいちゆる成田周辺の団結小屋等を中心とした拠点にいろいろのものを運び込んで、そこで不法な攻撃の準備をする、そういうたとえばガソリンであるとか、あるいは空きびんであるとか、その他いろいろなものを持ち込まないということを検問によって発見し、押さえるというのが主たるねらいでございます。したがって、当日はもう彼らはさつき言いましたように、菱田におる、後でもおるといふ状況はわかつておるわけなんです。また、彼らもう出てくる時には火炎びんで武装したり、あるいは鉄パイプを持ったり、もうすでに準備をしたものを持って身につけてくると、これはもう検挙しかないわけです。検問では間に合わない。検問というのは、わずかの警察官で相手方が集団を組まずにばらばらにばらばらと来るやつを、一般人に紛れて来るやつを、一般人の中から選別して、それで検問するというのがあれでありますから、もう彼らが集団を組んでくると、これはもう悪いことすれば全員検挙、した段階で検挙と、こういうことでございまして、検問の問題はななくて逮捕の問題、つまり警備実施の問題、となりまして、どこで警備実施をやつたら一番彼らを検挙でき、かつ、彼らは空港に入ろうとするわけですから、空港に入れないで、彼らを制圧するといふにはどこがいいかと、こういうような戦術的観点というものを加えて、全体的な情勢判断の中から措置をするということでありまして、大変単純化して、大ざっぱに申しますと、検問の段階はもう過ぎておると、そういうところの措置でございます。

○安武洋子君 いまのお話でも、第四インターの暴力集団が菱田小学校跡で集結している、それでゲート付近に大量の火炎びんを持って大挙して近づいてくる、こういうことわかつていると。じゃ、なぜそれを有効に防ぐということがおできに

ならなかったんですか。その原因は何ですか。

○政府委員(三井脩君) 菱田を三隊に分かれて出たわけでありまして、これは第五ゲート、第七ゲート等に一隊が来る、これは先ほど申しましたそのゲートの警備に当たつておる部隊並びに横堀要塞におる部隊、これによって処理をいたしましたので彼らは突破はできませんでした。五から七へ行くというところで彼らは移動したわけでありまして、というところで次々に移動いたしました、第八ゲート、第八の二ゲート、それから九ゲートというところまでやってきたわけでありまして、そのときに、さつき言つたように中に入りましてしたので検挙できたと、第七、第五では中に入りませんでしたので検挙に至らずということでございます。

○安武洋子君 何だかりつばに警備をしたというふうな、しかし結果的には管制塔がやられてしまつておるんですよ。それで、けさ方の御答弁の中では、マンホールの穴さえふさいでおけばよかったんだと、こういう御答弁がありました。ですから、警備をするときにはどこでマンホールを点検するというのは、これは警備の初歩の初歩じゃないですか、それはお思ひになりませんか。

○政府委員(三井脩君) 全体の警備の中で、けさほど申し上げましたが、大きなゲリラ行動が十一件ありまして、そのすべてについて犯人を検挙しておるわけでありまして、ただ一件だけマンホールから入つた連中が、措置が十分でありませんでしたので、これをまた、二十名入つて五名は門から逃げて、あとの十五名が中に入つたと、これの追尾がうまくいかずに、結局管制塔の中に入られ、あれだけのダメージを受けたと、これがいかにも残念だということをおし上げておるわけでありまして、結果が大変なことになったということについて、われわれ大変遺憾に思つておるわけでございます。しかしながら、いま申し上げたように、このマンホールから入られたという件を除きましては、それぞれ任務を達成しておると思うわけでありまして、一つでもあつた被害を出したから、全体としては任務を果たしてない、こう

いうことになるわけでありまして、その点については遺憾だと申し上げておるわけでありまして、マンホールにつきましても、千近い、数百あるわけです。それについてはみんなそれぞれ措置しておるわけなんです。ところが、あの一隊だけがそういう措置がされなかったと、一カ所だけが。それがどういふことなのかというところは、われわれにとつても大問題でございます。したがって、この点については、一件一件詳細にどうなつたかという調べの中で、そこがなぜあつたかという欠陥マンホールといふことが、警備上の欠陥の個所になつたのかといふことを重大な問題としていま調査をしておるということでございます。さういふけさから申し上げておるわけでございます。

○安武洋子君 一番大事なマンホールのところを抜かして、そしてほかのところは防ぎとめたから警備体制はほかのところでは成功したと、こうおつしやる。しかし私は、ほかのところは陽動作戦で、彼らにやすやすとマンホールから入らうといふふうな警備体制が組まれていたのではないかと、こういう疑問を持たざるを得ないわけなんです。私は、疑問をやつたり挙げていくと、枚挙にいとまがないと思ふんですよ。これは世間でもそういう疑問をたくさん持っているわけなんです。ですから国際的にも非難が集中しておりますし、私はこの問題、徹底的にやつたり厳正な態度で厳重に彼らを逮捕し、そして取り締まるということをやつていただかないといけません。断固として捜査をされ、そして取り締まりをされ、措置をされますか、そのことを私は大臣にお伺いいたします。

○政府委員(三井脩君) 大臣の前に私からお答えいたしますが、全体につきまして、私たちが一生懸命これを制圧し、捜査をしておる、取り締まつておるということはおし上げておるところでございますが、いま特にマンホールから侵入し管制塔に入つたあのグループの捜査ということでありまして、二十名のうち五名は警察官に誰何されて火炎びんを投げて八ゲートから逃げました。

十五名は全部検挙いたしました。したがってあの捜査は、さらに彼らの共犯等を捜査するというところでございますが、この点については当然の捜査として進めておられるということでございます。

○国務大臣(加藤武徳君) 警察といたしましては、警備の万全を期したつもりではありましたが、きわめて残念な事件が起きてしまいました。関係者を検挙いたしまして、徹底的に糾明をいたしますと同時に、今後かような事件が起らないように最大の努力をいたしてまいりたいと、かように考えております。

○安武洋子君 警備局長は一生懸命警備したと、こうおっしゃいますけれども、では伺いますけれども、いまだで過激派の集団が彼らの機関紙で、たとえ千葉県の佐倉のVORに火炎びん闘争をしかけたと、こう言っているわけですか。それで、いまだで空港とか、それから空港保安設備とか、それから航行援助設備、こういうものが彼らの攻撃の対象にされた事例がいまだであるのかないのか、このことを伺います。それから被害の程度は一体どういふふうな程度なのかという点と。それと、これは未遂事件も含めてお伺いいたします。そして、私はこういう資料をお出しいただきたいと思ひます。まずお答えください。

○政府委員(三井清君) 空港の関連施設を攻撃し破壊すれば、空港の開港を物理的におくらせることができるというところは、彼らはかねて考えておるところであるというように私たちも見ております。したがって、そういうものについては十分体制をとっております。いまだのところ、それを襲ったのはありますけれども、そのためにその機能が損われるような被害を受けたものは一つもございません。警備もやっておりますし、また個々の、これは航空局であったり公園であったりするわけでありまして、そういうところからみずからの施設としてこれについても物的強化をし、必要なところにはガードマンを配置するというような措置もとっておりますし、私たちもまた、そういう中で警察の警備的な観点から必要な措置をとっております。

とっております。このことでございます。

○安武洋子君 私の質問の答えにはなっておりません。私は、いま言った空港とか、それから航行援助施設とか、こういうものが彼らの攻撃の対象にされた事例があるのかないのか、こういうことをお伺いしているわけなんです。そしてそれが被害の程度はどれくらいであったのか。何も空港が麻痺して機能が破壊されたかどうかと、そういうことをお伺いしております。未遂事件も含めて、先ほどお伺いしております。

○政府委員(三井清君) いま申し上げましたように、襲われた事例はありますけれども、大した被害はありませんでしたということを申し上げておるわけでありまして、大した被害のない被害の中心はどの程度かという点については御質問かと思ひますけれども、それはいま直ちに承知いたしております。

○安武洋子君 その事例は何件ほどあるのかという点も伺ひたいと思ひます。

○政府委員(三井清君) 相当数あります。相当数ありますが、一々我が覚えをしておらない程度の被害という点でございます。

○安武洋子君 じゃ、覚えていらつしやなければ、資料を後でお出しただけですか。

○政府委員(三井清君) よく検討して、資料の提出の件については検討の上処理いたします。○安武洋子君 なぜそういう資料ぐらゐささとお出しにされないのです。未遂事件も含めて、被害の類も含めて、私はそういう資料ぐらゐささとお出しただけだ、やっぱり何かあるのかというふうに思つちやいますから。私、けさからの御答弁を聞いておりましたら、彼らに対して社会の構造の中に甘やかしかつてんだ、こういう御答弁なんです。しかし私はそうじゃないと思つてます。こういうに世左翼の暴力集団が大手を振って強行に強行を重ねていく背景には、彼らが依然として日常的には学園を根拠にしてここで勢力を温存している、こういうことが

あると思つてます。内ゲバが行われる、暴力行為を繰り返している、こういう事件、彼らはもう本当に無法状態、やっていることこの成田の問題と密接な関係があるわけなんです。

それで私はお伺ひいたしますけれども、昨年の十二月の九日に発生している東大の内ゲバ殺人事件、それから一月の二十七日に水戸市で発生しております茨城大の内ゲバ殺人事件、これはどう捜査をされて、そして検挙を含む被疑者数などの事件の概要、これをお聞かせ願ひたいのですけれども。

○政府委員(三井清君) いまの事件はいずれも内ゲバの結果被害者が死亡した事件であつたと思ひますけれども、目下捜査中でございます。したがって、捜査の程度その他については、個々の事件については捜査中でございますので申し上げることは控えていただきます。思ひますが、鋭意捜査中でございますのでその点については御安心をいただきます。

○安武洋子君 甘やかしの構造が本場に社会的にあると人ごとのおつしやいますけれども、私はそういう御姿勢の中にあると思つてます。彼らが学園を根拠にして内ゲバ事件とかそれから破壊行為、これを繰り返しているにもかかわらず、一般の刑事事件とは異なつて被疑者数に対する検挙人員の低さ、それから捜査のおくれ、さらには送検後も起訴人数が低い、こういうふうなところの中にも彼らの暴力に対して断固たる処置が行われているとは思ひがたい。私はここに重大な原因があると思つてます。

さらに、甘やかしているということについては、もうたくさん証拠があるわけですから、一九六七年度の十月には、当時の木村官房長官が、羽田事件の対策には強硬な対策をとらないこととした、こうおつしやっている。あるいは一九六七年度の十一月には、保利茂氏が、三派全学連は泳がせておいた方がよい、これもおつしやっている。あるいは一九六九年の八月には、坂田文部大臣が、非常識な学生のおかげで大学法案を通すこ

とができたとおつしやっている。あるいは中曽根元幹事長が、一九六九年の五月に、彼らの暴走が市民層を自民支持につなげる役割りを果たしている、こうおつしやっている。こういう言動の中には、きつりとあらわれているように、彼らの暴走を許して彼らを甘やかしている私は政府の責任は重いと思つてます。こういう点について大臣にお伺ひいたします。大臣、こういうことについてどうお考えなんでしょう。

○政府委員(三井清君) 事実関係をちよつと申し上げますが、いまのお話ですとわれわれが甘やかしの一人であるような印象を与えますけれども、私たちはそんな甘やかせなどということとは全く無縁でございます。厳しく取り締まつておるといふ点は事実問題として十分御認識をいたされたと思つております。たとえば彼ら極左暴力集団を取り締まるために警察官は大変な、命まで落とすぐらゐの努力をしておるわけでございます。また、これをもつとはかの数字で申し上げますと、たとえば、ただいまお挙げになりました内ゲバ事件というのは、最近では昭和四十九年が最高でありまして、昨年は昭和四十九年の四分の一の発生という点であります。これは世論の批判もありまして、また何よりも第一線で彼らの違法行為を取り締まつておる警察の努力の結果という点も大きくあつておるといふ点を御認識をいただきたいと思います。

○国務大臣(加藤武徳君) 学園の自治は尊重されなければなりませんけれども、治外法権では断じてないのでございます。私どもは学校当局と緊密な連携をとつてまいりながら学園の紛争等にも厳正に対処していかねばならぬ、かように思ひます。

それから、先ほど、何名かの方の発言をとおえてのことでございますが、政府なりあるいは自由民主党が極左暴力集団に対して甘い考えを持っているとは断じて思つておらないのでございまして、今後も厳正な態度で対処していかねばならぬ、かように考えております。

○安武洋子君 私は、現場の個々個々の警官のことなんか言っておりません。現場の個々個々の警官は一生懸命やつておられるでしょう。しかし、警備に当たられる責任者の方がいままでどういう態度をおとりになったかということ、私はいろいろい挙げて言つたわけなんです。本当に彼らに対して厳正な警備をやられたか。やっぱりおかしいじゃないかという疑問点を幾らも挙げた。やはりそこの中に、彼らに対して政府にも、いろいろな言動に見られるように甘やかしがある。そして警備の中にもうんと手抜きがある、おかしいということを書いてあるわけです。

ですから、私は重ねて申し上げます。厳正な取り締まりをして再びこういうことの起こらないようにやっていただきたい、このことを強く申し添えまして、時間が参りましたので質問を終わらせていただきます。

○向井長年君 大臣初め関係者に私はまずお聞きしたいのですが、この成田問題について昨日から昨晚にかけて、どのテレビのチャンネルをひねつても、御承知のようなあの状態が国民に知らされておられます。一方においては、火炎びんを投げつける、そしてレーダー初め管制塔に上ってハンマーで破壊している、この姿。一方においては、警察当局が警備に当たられて、放水並びにガス弾の発射。こういう状態を見たときに、国民はこれに對射してどう考えるか。あなたたち、どう見ているのですか。恐らく近代民主国家でこんなことがあっているいいのであろうかという感じがす、国民の気持ちとしては、非常に不思議です、これは。赤軍過激派の行動に對してはもちろん怒りの眼で国民は見ていると思います。しかしながら、あの現状を見たときに、わが国がこういう状態ではないのであろうかという一つの問題、あるいは國際的に見た場合に、いま円高なり國際收支のあの状態の中でわが國に對する批判が強い、これにあわせて、今後できるであらうわが國の玄關、不安で、わが國に諸外國からはそう簡単に來られないぞという感じがすね。いわゆる批判とそれからまたそ

れに対する不安と、これが国際的にもつてお
れに思うのです。いま学内の内ゲバ等の問題が出
ると思いますが、これはこれなりに一つの問題と
して提起しなければならぬけれども、今回の問題
は国際的に大きな波紋を投げたと思います。

私はこれに對して、なぜかういふ問題が起きてきたか、過激派の行動は別としましても、まず考えられることは、一つには、政府の取り組みが、全く十分じゃないということですよ。政府は運輸省に任じておる、運輸省は公団に任じておる、そして公団は警察に依存しておる。この状態が一昨日の状態であらわれたんじゃないんですか。かういふ点について、まず私は自治大臣初め公団あるいはまた運輸省にお聞きしたい。本来これは総理初めあるいは各大臣に聞くことでありますけれども、きょうはこの地方行政委員会でございますから、担当の皆さん方がこれに對して十分な取り組みをしたと考えられるのかどうか、この点をまずお聞きしたいと思います。

○國務大臣(加藤武徳君) 向井議員がおつしやいますように、國民の眼から見ますと治安のいい日本だ、また、とんでもないことは余り起かない日本だと、かような気持ちを持つておるにかかわらず、あのような事件を目にいたしまして、これです、本当にいいのか、かような心の底からの怒りを國民が感じておるのに間違いない、かように思うのでございます。かつまた、國際的にも威信を失墜いたしましたして、本当に残念至極な事件でございす。ただ私どもは、その立場、立場におきまして最善を尽くしておる、かようなつもりでおるののでございまして、ただいま運輸省や公園のこともお触れになられたのでございますけれども、私はさようなことはあつてはならぬことでございすし、少なくとも警察におきましては最善を尽くしてきたつもりでございす、今後ともまた同様の決意をもつて臨んでいかなければならぬ、かように考へているところであります。

○説明員(飯塚良政君) 空港問題につきましては、運輸省といたしましては航空法で公団は管理

しておりますし、それから公団は、公団法に基づきまして新空港の設置、管理等は一元的に所掌しているところでございます。そしてこの新空港の問題につきましては、これは国家的大事業でございますので、騒音対策その他各種法制面につきましては運輸省当局といたしましては、鋭意その対策には努力してきたところでございますし、また公団とも十分連絡を密にしまして十分努力をしてきたつもりでございます。また警備方面につきましては、最近の情勢判断から、空港あるいは航空保安施設の警備等につきましては、警察当局とも十分連絡を密にしてきたところでございますが、今回のような事件で管制塔に暴徒が侵入いたしました、機能が麻痺、これから修復作業を現在すでに始めておりますが、残念な事態であったと思っております。

○参考人(町田直君) 開港を目前にいたしました極左暴力集団によりまして管制塔が被害を受けましてまことに残念でございますし、また申しわけなく存じておる次第でございます。先生御承知のとおり、成田空港は大変長い歴史がございます。十二年間かかりまして用地の買収あるいは施設の建設ということを進めまして、やっと開港と申すことにこぎつけたわけでございます。その間にいわゆる農民の反対運動というものも引き続きございましたけれども、それが現時点におきましては、農民の反対運動というものに名をかりたと申しますか、逆に——逆にと申しますか、反権力闘争というものが中心になって、あらゆる開港に対する妨害を行ってきたわけでございます。これに對しまして、私どもとしては、農民対策というものは当然積極的にまた熱心にやるということを考へると同時に、いわゆる反権力闘争を進めておる人たちに對しましてはこれはもう話し合い、説得という余地はないんじゃないか、こういうことを考へまして、こういう人たちの暴力行為に對しましては、公団といましてはガードマン等を雇ひましてあるいは私どもとしてはガードマン等を雇ひまして防備をするということと同時に、警察治安御当局

にお願いをいたしまして、そういう極左暴力行為に對しましては治安当局の御努力によりまして防いでいく、こういう形でまいったわけでございます。こういう状態が依然として続いておりますことは事実でございますけれども、かと申しまして、現在のが国の内外の國際事情から申しまして、成田空港を開港せざるを得ないという状況にございますので、一方ではそういう極左暴力行為というものをも十分に治安御当局のお手をかりまして排除しつつ、世界の玄関として恥ずかしくない、また危険でない空港にしたいということを念願いたしておった次第でございます。たまたまというか、今回こういう事故が起こりました。開港の日にも延期せざるを得ないということになりましたけれども、しかし政府、治安当局あるいは関係方面の御指導を得まして施設の復旧さらに警備対策の強化ということに努めまして、鋭意努力いたしまして一日も早く開港にもつていきたいということを考えておる次第でございます。

○向井長年君 それぞれの立場でいふ御答弁がございましてけれども、それはそれぞれの立場で努力し任務を果たしておる、こういうことであります。しかし、これはやはり、いまでも一日も早く開港して正常にこれを運用したい、こういうことでございますけれども、そう簡単なものじゃないかと思うんです。今後の警備を考えても警察当局の。したがってこれは、私はもう少し掘り下げた国民にもっとわかりやすくしなければならぬ。そして国民の世論に訴えるという先般の話もございしましたが、私はこれは非常に大きな重要な問題であらうと思います。ということは、これははっきり言うて羽田空港がああいう狭隘で一日も早く新空港を開設しなければならぬ。これは国民全部が考えることだと思ふんですよ、そうでしょう。それに取組んだこの政府の姿勢というものについてもう少し掘り下げて考えなきゃならぬ。いまもお話しありますように、農民の悲痛な叫び、これは一つの悲痛な叫びとして評価しなければならぬと思います。あるいはまたイデオロギー闘争

に便乗した反対闘争これも別に一つある。それから破壊に導こうというあの赤軍派の過激闘争がある。これ三つに分かれるんですよ。この三つに分かれる状態をそのままにして公団は急いだ。運輸省もそれに急がなければならぬというかつこうをとってきた。警備は警備の中で要請されれば治安上やらなければならぬということ。ばらばらです、これやり方が。本来これに対して私たちは考えるのは、恐らく国会の中でもそうじゃありませんか。各党が本場にコンセンサスができておるか、私は言いたい。私は、一日も早く開港しなければならぬと思つています。しかし、各政党の中においても本場に成田一日も早くやらなければならぬ、そのためには急ぐではないか、国民には理解してもらおうではないかという各政党が皆一致しておりますか、してない。この状態の中で進めた、急速に早くということをやつてきたというところに大きな問題が起きたと私は思ふんです。それに対して赤軍過激派がこへもつていけというので便乗した。こう分析しなければならぬと思ふんです。そういう問題についてやはり私は、政府の姿勢というものが、総合的な取り組みができていない。たとえば建設省にも関係あり、農林省にも関係あるはずですよ。それが公団に任せきり、あるいは運輸省に任せきり、こういう中から不満がつのつてきている現地の情勢、それに便乗されたのが今回の問題ですよ、恐らく。農民の諸君が反対ではあるけれども、ああいう暴力的な破壊行動に対しては決して農民の皆さん賛成してないと思ふんです。そういうことをまず頭に置いて取り組まなければならぬのが皆さん方の姿勢ではなからうかと思ひますが、いかがでしょう。自治大臣、どうですか。

○国務大臣(加藤武徳君) 向井議員から御指摘がございましたように、早く開きたいという考え方が先に立つたときにはあろうかと思ふのでございます。それでも政府内部におきましてはよく連絡ができておつたと思ふのでございまして、しかしいまにして振り返つてみますと反対運動にいたし

ましても、初期の段階におきましては農民の方々、それも合法的な反対であつたのでございまして、けれども、極左暴力集団がまさにこれに便乗いたしました、今日のような許されざる闘争を展開してきたと、かように思ふのでございまして、反省をいたしますと、いろいろ反省するべきことも多いのでございまして、さような反省に立ちながら、今日いたしましてはやはり万難を排しまして一日も早く開港をいたさなければ、内外にまことに相済まぬ状況になつてしまつておる、かような感じを深ういたしておるところであります。

○向井長年君 それでは、先ほど警備局長から述べられましたけれども、今回の事件に対しては、それぞれの立場においての任務は果たしておると思ひます。現地において、警察官初め機動隊の皆さんが果たされたことは私たちも一応の評価はいたしますけれども、しかしながら不十分であつた。警備の不十分、取り締まりの不十分、これは私は反省してもらいたいと思ふ、今後に備えて。大いに今日までの行動について、努力はされたけれどもあつた状態が起きたということ、は、やつぱりこれは警備が不十分であつたと国民は思つております。あるいはまた取り締まりの不十分、これは私は国家公安委員長初め警察当局は反省をしてもらわなきゃならぬと思ひます。それと同時に、公団の皆さんなり運輸省の皆さん、いま、きよりの閣議で一応延期ということが決まつたようでありまして、この時期はまだ決めておらないようでありますけれども、本場にできますか、開港できますか。私たち不安なんです。それは不安というのはいささか。一つには、先ほど言つたような警察当局の考え方、これは私たち、けさ法務省の関係者呼んでいろいろ討議したんです。現行法で全部取り締まると言うんです、法務省は。そういう食い違ひが警察当局と法務省にもあるんです。いわゆる一つの団結小屋にしてもあるいは鉄塔にしても、あらゆる問題に対して現行法で取り締まりできるんだということを言つ

ている。しかし、警備局長の先ほどの話では、いやこれは外だからできないんだとか、ああたとか言つておられますけれども、これはやはり政府意思統一して、目的を持ってやろうとする問題については、一つには航空法もありましよう、あるいはまた建設法もありましよう、あるいはまたあれですか、道交法もあるでしよう。いろいろな法律の中で、最悪の場合は破防法もありましよう、いろんな形の中で取り締まることができるともかわらず、警察当局は本場の自分の、後からいふんな問題が出たら困るというので、部分的な解釈をして、そういう問題が、先ほど私は言つたような感じがするんですよ。政府の統一見解としてはこればらばらですよ。法務省がそういうことを言つています。現行法でこういう問題も取り締まれる、あるいはまた鉄塔もこれは撤去できる、あるいは団結小屋も撤去できるんだと、こう言つていふんですよ。どういふことなんですか、これは。だからそういうところに自治大臣、やつぱり食い違ひがあるんですよ、われわれ素人から見ても。だからもう少し、新法をつくるのもいいけれども、現行法で、目的を持ってやろうとする行動あるいは施設、これに対する取り組みというものはもう少し研究されればできるのではないかと。そうしてもうはつきりしておるのにもかかわらず、それを、ここは入らなければおれのところは逮捕できないとじつと手をつくねていふようなことあります。国民そんなことで承知しますか。そういう点を、私は今回の警察当局の警備の不備とか取り締まりの不備と言つたのはそういうところにあるんですよ、この点いかがでしょう。

○政府委員(三井修君) 法務省のことをお挙げになりましたが、法務省とそういう点について特に意思疎通をしておりませんので、私が理解しておるところでは、法務省の見解と私たちの見解とは相違ないというように平素からよく連絡しておりますので考へておりますが、あるいはいまの前提条件が違つたのではないかとこゝろ思ひわけです。と申しますのは、警察の取り締まりの方法として、

違法行為を取り締まるという意味で特に足りない法律があるかという意味におきましては、私はありません。しかし、今回のような結果が生じたというところに、かんがみ、そういうことがないか、新たに立法すべき余地はないかということについては、研究はいたしませんといつてその問題を捨てるんではないで、その点については研究いたしますと、こゝろ思ひます。何かともいふ知恵はないかと、いま思ひつく知恵はないけれどもというところが一つでございます。

それともう一つは、警察以外の、直接警察の問題じゃない、たとえば土地収用法、土地収用する手続というのは、いまは緊急収用の手続ありますけれども、もっと簡便な手続がないか。つまり成田空港だけに限定してもっと簡便な、簡便といふのはいいかげんという意味じゃありませんけれども、成田空港の国際的重要性といふんです、国家的なその性格にかんがみ、もっと適切な方法はないかといふことは、警察取り締まりの問題でないけれども、そういう点がちゃんとできれば、たとえば空港周辺五キロ以内は国が場合によつては収用できるということができれば、五キロ、百メートルでもいいんですけれども、あの三十三の団結小屋はほとんどなくなるであらう。しかし、なくすためにはまた警備実施をやつて、血を流さなきゃいかぬという問題はまた別個あらうと思ひますけれども、そういうことは、着想なりアイデアとしてはいろいろありますけれども、そんなことは実行可能かどうか、またよく検討してみなきゃならぬ問題でございます。ただ、いままでも十分現行法を活用してやつておつて、なおあつた結果が出たことについて、立法的な観点で問題がないかどうか、警察当局も検討する意思がないかと言われれば、それはわれわれ検討してみましよう。また、それは狭い意味の警察だけじゃなくて、ほかの省庁に、こゝろやつたら取り締まりの上でも効果があるとか、あるいは反対運動の根源対策として、これがうまくいけば警察的な事犯は少なくなるわけですから、警察の立場ではかの省に

注文することないかと。こういう観点からの御意見に對しましては、それはいい思いつくことはないけれども、いろいろ研究してみたい、こういうことでございまして、狭い意味の取り締まりに限定すれば、取り締まり法規が欠けておる、不十分だということは特にないと思ひますけれども、ただ、それとちよつと離れますが、けさほど撤去したいいわゆる横堀要塞、あれは上に乗つておる部分だけは撤去できるんであります、下の大きなトーチカみたいなやつ、あれは現行法で撤去できないわけですね。それを撤去できないと言つた意味は、私たちが現行法で言うのは、刑事手続ではできません。それなら民事ではどうかということになりますと、あれは反対派の土地ですから、公団の土地ならできるとすけれども、公団の仮処分ですぐ申請できますが、そういう手続はすぐにはできない。しかし航空法違反ということで、あれが、あの建物を仮処分によつて撤去する、こういうことが可能かどうかというところはひとつ問題あるんです。ただ、私たちは法解釈としてはあれは民事手続によつても撤去できないものというように考へております。と言ひますのは、岩山鉄塔は、あれはすつと航空法違反ですけれども、また反対派の土地にあるんですけれども、これは全体が一本のもののだったわけですね。したがつて刑事手続でやれば上だけちよん切れと。そんなことでできませんというので、民事の仮処分手続で、反対派の自分の土地に建つておるものですね、けれども、航空法違反だから根こそぎからそっくり倒した。これは民事手続で、その民事手続は公団が起こされたわけでありまして、それをわれわれが援助したというにすぎないわけでありまして、今度のやつは、いま建つておるやつは合法的な範囲内です。その上にちよつと乗せるといふわけですから、分離できる、分離できるから、したがつて航空法違反の部分だけ分離して持つていけ、仮処分、それだけ撤去すればいいじゃないかという法律解釈が通常であります。それを大變がらばつて、ウルトラC的な解釈を出して仮処分やつて

みると、どうなるかわからぬけれども、一発やつてみようかということをお考へになるのは自由でございませうけれども、私たち法律の常識からはそんなことはできないと、こう思つておる。そういう点についての、あるいは見解の差がありまして、それはできると。状況によつて、こういうふうな条件がもつと差し迫つてくればできるとかというふうなことは、あるいはこれから、法律そのものによつてできる場合もあると思ひます。つまり、実際にB滑走路ができてくるとあれはもうちよつと危険だ。なるほど航空法四十九条違反にならぬけれども、大變あれは心理的影響があつてパイロットにとつては危険を感じる。それはいろいろ状況が出てくれば、それはまたその段階でということはあるが、そういうことも含めて言ひますと、法律上特別の緊急性はない。こういうことでありまして、それは、あれはつておいてもいいという立場に立てばそうだし、あれをなくせばという立場から言うとなつた、こんなことかと思ひます。

○向井長年君 警備局長いろいろ言われますけれども、われわれも素人だからこれは一応研究しなけりやならぬということで、けさから一応法務省も呼び、いろいろこの問題について討議をやつた。あるいは質問もし、聞いた中では、法務省はそういう見解をわれわれに言つておるわけですよ、いろいろ法律の要素を挙げて。しかし、あなたたちから言へば必ずしもそうではない。いろいろな民事の問題もあるでしょう。しかしそれは、政府部内の意思の統一をしてもらわなければ、われわれとしてはそうでしょう。だから、その点を取り組みが私は十分じゃないということ、そういうことを言つてゐるんだ。あるいはまた公団に對しても注文あるでしょう、警察当局も恐らくや。こういう問題、こうあらねばならぬではないかと、警備上これは必要じゃないかという注文もあると思ふんだ。その中では不備な点もある

つたと思ふ。そういう問題もほとんどやらずに、自分の立場で自分だけの任務を果たそう、それぞれそういう立場をとつておるために、こういう問題が起きたんではないかと、こう私は言つておるわけなんですよ。これは十分ひとつ考へていただきたい。だから私は警察当局すべがいかにぬとはいひません。しかし、やつぱり不備だということ、これは国民は感じてますよ。あるいはまた取り締まりの不備の問題も、やつぱり素人が見りやそう見えるんですから、法律がどつち向いておるだけの問題じゃないんだから、ああいう事件を起こしたという総合的な問題から考へて、そういう感じは皆さん方も横の連携、政府部内の連携を取りつ一つの方針を立てて、今後に備えなけりやならぬのではないかと、こう私はまず言つてゐるわけですね。

そこで公団、運輸省、一日も早く開港してということを言われておりますが、實際問題としてこれは延期がいつまでされるか、一カ月されるか何日されるか知りません。そういう現状の中で、警察当局の協力を得て彼らが今後どういふ職務をとり、どういふ行動をしていくか、これは疑問です。よ、まだまだ。油断できない。しかもわが国の玄関である。諸外国から国賓初め各国の要人が来られる。あるいはまた一般国民が来る。こういう中で一万余名の警備を毎日しなけりやならぬような状態で實際開港できますか。できないでしょう。そのためにはいかにするべきかということがまず疑問として起きてこなければいかぬと思ふ。たとえば一つには、輸送路一つにしましても、少なくとも燃料の輸送をしなけりやならぬ、人の輸送をしなけりやならぬ。それに対してこれで万全であるかどうかが、開港してですよ。こういう問題も皆さん方はどういふ考へられておるか。恐らくいま直ちに開港しようとしたんだ。ところでこれが恐らく何日延ばされるか知りませんけれども、そういう中でこの事件が起きて、今後再びこういう事件が起きないとはだれも保証できないですよ。それに対応できる状態が生まれるかどうかという問

題、これを私はお聞きしたいんですがね。これは公団もあるいは運輸省、それから警察当局も今後どうかと思ふんですが、いかがですか。

○参考人(野田直君) ただいま御指摘ございまして、いまのような暴力集団が何をやるかわからないと、こういうことを考へますと、おつしやいますように、まあ極端に申しますと、あの暴力集団がああ地域から消えてくならない限り、もう大變危険でしょうがないじゃないかと、こういうことになるわけでございます。またしかも、それが非常に一番望ましい形ではあると思ひますけれども、そういうような方策が、これは空港公団だけではもちろんできませんので、政府全体として何らかの方法でもおとりいただければということがございませう、これは一番望ましいわけでございますけれども、しかし、そういうことができない限り、成田空港というのは開港しないんだということも、私どもとしては大變耐えられないこととございまして、たとえその暴力集団というものがああ地域にいたとしても、それに対するあらゆる面から考へた、われわれの考へ得る万全な措置をとりまして、そしてただいま申し上げましたように、一日も早く開港するということが私どもとしては望ましいわけでございます。それは何かということになりますと、この事件を契機といたしまして、また開港延期いたしました本日から、それに対する対策を早速立てなけりやいかぬというところとございませうけれども、簡単に申し上げますと、空港というものの心臓部あるいは制限地域と申しまして、飛行機そのものが入つてくる地域、こういうものに對するハード、ソフトのあらゆる防備体制というものを至急に考へる。いままで私どもとしてはもう相当考へておつたつもりでございますけれども、まだまだ不十分でございます。したのであつて、事件になつたわけでございますから、これに對する万全な対策を考へる。あとは一般大衆に對するいわゆる暴力行為というものに對しましては、これはアクセスにつきましても、もうでございませう、あるいはターミナルビルによ

うな、これはもう町の駅、町と申しますか、鉄道の駅と同じこととございまして、一般の大衆の方がそこに入って、平穩に切符を買って飛行機に乗る、こういう場所とございまして、そういうところに対して、たとえばこの間のような無謀な連中が入ってきて火炎びんを投げたり人を殺傷するということは、これに対してももちろん警備員を置きまされ、あらゆる目を光らして防止しなければいけませんけれども、それまで絶対に起きないように措置を講ずるということは私はなかなかむずかしいのではないかと。したがって、そこに対しては、彼らがそういうことをしないでらうという期待を持つことは大変甘いと思ひますけれども、しかし、それに対する対策もできるだけ講じまして、そして開港せざるを得ないのではないかと考えておりますけれども、この点は当然これから関係各省、関係方面との御相談の上で決めていくということになるのではないかと考えておる次第でございます。

○向井長年君 氣持ちはわかりますよ。氣持ちはよくわかるんですが、やはりこれは自治大臣、大臣一人しかおりませんが、きょうは、一つにはそういう警備体制も完備しなけりやならぬということと、それに対するやはり治安当局のあらゆる措置を考へなけりやならぬ。これはただ単に今日までの一般的な問題じゃなくて、現状こういう中でこういう問題が起き、将来に備へてのものもの対策を考へなけりやならぬと思ひますよ、警備上の問題も含めて。と同時にもう一方は、やっぱり国民にもっと知らしめる。そして国民世論を喚起して、赤軍派のこの行動についての国民の怒りというものが本場に一致してぶつかるといふ状態を私はつくり上げなければいかぬと思ひます。ただ、成田空港設置反対だといふ期成同盟がある。こういう諸君は、農民の諸君ですね。これについてはやはりそれなりの、まだまだ納得してないんだから、これに対する行動も自治大臣、やはり地方公共団体等を通じ、もっと積極的な政府の姿勢が必要ではないか。純粋に生活権を奪われて困

る、こういう諸君に対してはやはり説得をし、了解をしてもらう対策、ただ口だけではなくて、あらゆる方策がそこに生まれてくるのではないかと。だから、一つにはやはりまじめな悲痛な叫びの諸君と、そして過激派の諸君、こんな連中は切り離して物考へなければならぬのじゃないかと思ひます。これは私は、先ほどだれかの質問の中で、そういう諸君がそれ見たかといふ拍手を送っていると言いが、私はそうじゃないと見ています。ですよ。そんな無謀なことは日本の国民考へないと思う。ああいうむちゃな、国民の税金を、あんなハンマーで壊して違法性をやっただの行動に対して、人を人と思わない、殺人も平気だという人に対して、純粋な叫びを持って農民の諸君が賛同を送っておると私は思ひます。そういう諸君をもっとやはり地元において県知事初め市町村長なり、あるいはまた自治省を中心に政府みずからがこれに対するやはり十分な理解、あらゆる方策、ここでああいう人たちに對する一応の了解に達するよう努力はいたさね、これからでも必要じゃないか。あわせて、一方においては国民世論にやはり政府みずから訴へる、あるいはまた各政党もそれに対しては真剣に取り組むということが私は必要じゃないかと思ひます。これは国際信義にもかかわる問題ですから、ただ国内だけの問題じゃないんですよ。こういう問題を私はこの際必要ではないかと思ひますので、自治大臣、閣議の中で、いつかやるんでしよ、近く、この閣議の中で私は徹底していただきたいと思ひます。あすは両院において緊急質問が本会議であるようでありますが、やはり最終的にはそこへいかなくやならぬのじゃないかという感じがいたします。そういう中で関係者はそれに取り組んでいただく。そして、ただ自分たちの任務だけ果たしていただく。いんだということではなくて、空港を安全で、そしてこれが開港できる状態をつくり上げるためにいかにあるべきかということとは、各関係省等でもやはり検討しなけりやならぬと、こう私は思ひますので、この点を私は強く要望いたしまして、自

治大臣に、租税問題いろいろ質問たくさんありますけれども、時間が余りないようございしますから、きょうはこれでやめます。ひとつ閣議でその問題を自治大臣提起されて、そして今後準備していただきたい。そう簡単に一月延ばして直ちにできるといふ状態じゃなくなると思ひます。また、強行すればどういふことになるかといふ問題も考へなけりやならぬと思ひますから、それを強く要望して私の質問を終わります。

○前島英三郎君 運輸省の方いらっしゃいますか。一昨日の成田の事件に對してきょうはいろんな委員の皆さんから御質問があったわけでありますが、私はこの際、成田国際空港をもう本当にやはり世界の国際空港として、日本の表玄関としてふさわしいように、抜本的に見直す必要があるのじゃないかといふことをまず申し上げたいわけでありまして、申し上げますのは、警察の警備の問題もさることながら、私は、先般この成田国際空港へ行つてまいりましたので、一般にこの空港に運輸省のいわゆる車いすに対する、ハンディキャップを持った人たちに對する配慮といふようなもの、これはもう本當にむちゃくちゃな形で配慮と整備がなされているわけですね。それにきまして、まず引き続き成田の問題からいふことで運輸省の見解を伺いたいわけでありまして、車いすのあるいはハンディキャップを持った人たちに對する運輸省の成田空港に對する配慮はどの程度皆さんの指導のもとにおやになつたのですか。その辺がまずお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(松村義弘君) 成田空港の旅客ターミナルを設計する際に、いろいろ身体障害者の皆様方の利用の便宜を図るためにいろんな考へをいたしたものでございしますけれども、設計当初においてはまだそのような配慮は不十分であつたといふことは否めないと思ひます。

その後四十九年に至りまして、身体障害者の利用を考慮した設計資料作成委員会の委員の皆様方

による御指導を仰ぎまして相当の手直しをしたのでございします。それで著しく改善がなされたとしてもは考へておりますけれども、実は三月の十四日にまた身体障害者の方が実際に車いすを御利用になつてターミナルのビル内を御視察いただいたわけとございしますけれども、その際二、三相当の、まあ二、三というよりも幾つかの改善点を指摘されております。これらの改善点につきましては可及的速やかに手当てを行ひまして、何とか開港までに間に合はしてしまいたいと思ひます。

○前島英三郎君 ですから、その十四日もそうですが、十六日に私は実際に運輸省が昭和四十九年に身体障害者の考慮に基づいた成田空港の設計という形で文書をいただいた、その文書で見ると非常に配慮されているようにとれがちであつて、これは実際成田空港へ行つてまいりました。しかし、とにかく二、三改善をされたといふおつしやいますけれども、まず車いすの人たちがエレベーターを使う、これがまず入りまして一番右側の角に車いすが入るエレベーターが一基取りつてあるわけなんです。これは車いすがターミナルできません。ターミナルでできないような形で、車いすですで下におりまして、それから一番左の端のもしゲートから搭乗というふうなことになるんですよ。私、一日三時間ほど視察しましたが、この三時間視察しただけでもうヨーロッパへ行ったかといふふうな、全くむちゃくちゃな、私は国際空港として今後全く恥ずべきでございしたといふことをまず申し上げたいと思ひます。その辺に對しては、まず成田空港へ行くにもおおよそ距離的には七キロ以上もあるわけですし、羽田のようにたとえば十何キロといふような距離的な問題は全然解消してないわけでありまして、乗り物にいたして行かなくても、あるいはハンディキャップを持った人たちはどうやって行くのだから、これは燃料輸

送の問題にいたしましても、高速道路の交通緩和の問題にいたしましても、いづれの問題を抱えておりまして、一昨日のああいふ一つの事件によって延期がどのくらい先まで延びるかかわらないわけですけれども、この際やっぱり成田国際空港中の整備を抜本的にすべての人たちが利用できるようなりっぱな、国際空港として恥ずかしくないようなものをやり直すというような気概を、この際運輸省は指導の中に十分決意を述べていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○説明員(松村義弘君) 三月十四日に、日本身障連合者協会副会長の中川さん初め御視察いただいたいろいろ御指摘を受けたわけでございますけれども、その際全部で七項目の御指摘を受けたと私は聞いております。ちょっと細かくなりますけれども、一項目ずつお話ししていきたいと思っておりますけれども、まず第一に、無料の専用駐車場四台から五台分を確保することという御要求を受けておりますけれども、これにつきましては無料というのはいいたしかねますが、ただ車をおりた方がターミナルビルになるべく早く近づけるように、一番いい場所を専用というか、優先的に駐車できる場所を確保するように手配するつもりでおります。

それから二番目に、身体障害者の皆様方のために、専用のエレベーターについて多少装置の手直しをしてもらいたいという点が出てきております。そのまず第一点は、エレベーターを操作するためのボタンがちょっと高いので手が届きにくい。それから開閉のスピードが十五秒以内で終わってしまおうので非常に危険である。もう少しこれを延ばせという話が出ております。これにつきましてはボタンが高い、使用が非常に不便であるという点は早急に直すように手配しております。それから開閉スピードを十五秒以上とするようにしまして、安全に乗りおりできるように、これも直すように手配してございます。

それから第三番目に、専用トイレの改善をしてもらいたい。まず第一点は、結び目のついたロー

プを設置してもらいたい。これはそのように取り計らうつもりでございます。それからドアを改善してもらいたい、特に下の部分が少しきつ過ぎ間が大きいので問題ではないかという御指摘を受けたんですけれども、これにつきましては余りきつ過ぎ間をびっちりなくしてしまいたい、中で何か事故が起きたときに問題が起きるといふ意見もございまして、これはちょっと検討させていただきます。と思ひます。それから使用中という表示が出ないかつこうになっておりますので、これを何とかししてもらいたいという要請が出ておりますが、これはごもっともな話ですので、使用中という表示が出るように取り計らいたいと思ひます。

それから第四点が、松葉づえを使用している方々のために、床が滑りやすいのではないかとこの点がございまして、これは床全面に対して特殊加工をしますと、また一般の方々に對する利用の問題が起きますので、これはちょっと検討させていただきます。と思ひます。

それから第五番目に、専用待合室を確保してもらいたいという要請が出ております。これは専用待合室をつくることはいかという意見もありまして、また専用待合室といったようなものはつくらなくてもいいのではないかと意見もございまして、したがって、この点については目下検討中でございます。

それから六番目に、空港公園において相当数の車いすを確保するように、こういう御指摘でございますが、航空旅客の皆様方に対する車いすのサービスは航空会社が提供することになっておりますので、特に空港公園が必要になる事態は起きないと思ひております。ただ問題は、見学の方に対してちょっと配慮する必要があるんじゃないかなという感じがしております。これは目下検討中でございます。

それから七番目に、建物全体的に盲人の方に対する配慮が欠けているんじゃないかという御指摘がございました。これについても、普通の床のリノリウムのところに、誘導するような少しでこぼ

このついたタイルを張るとか、そういうことも目下検討しております。

以上七項目の御指摘をいただいたわけでございまして、これらにつきましては、もうすぐで空港公園に指示をいたしました、可能な限り開港までに間に合わせてしまおうつもりでございます。

○前島英三郎君 そして、それはまあ早速やっていただきたいのではもちろんでありますけれども、成田国際空港まで行く手だてという段取りは、これは京成にいたしましては国鉄にいたしましては、全然車いすの配慮ということとはなされてないわけで、一体車いすの人たちはどうやって成田へ行けばいいというようにお考えになつていらっしゃるのか。

○説明員(松村義弘君) いろんなルートがあると思ひますけれども、二、三典型的な例をとって御説明したいと思います。

まず第一のルートは、人形町に東京シティ・エ

アターミナルというエターミナルがございまして、そこまでタクシーで来ていただければ、タクシーをおおりにいただければ、そこから先チェックイン・カウンターまでは自動ドアを通して入れるようになっております。で、チェックイン・カウンターでもってチェックインを済まして荷物を持っていただきたき、そのまゝ入って右手の方に進行していただきたきとエレベーターがございまして、エレベーターを御利用いただいて階上の方に行つていただいて、それからバスに乗っていただくという、そういう手はずになっております。この際、バスの入口が狭いございまして、車いすの方を乗せるのまゝお乗せすることはできませんので、バス会社の職員がちゃんとお世話して座席まで案内するようにいたします。それから車いすは折り畳みましてバスにちゃんと収納するようにしております。それからバスは進行しまして成田の空港に行きます。成田の空港に来ましたらば、おおりの際はやはりバス会社の職員がお世話することになっております。そしておおりにいただきたき、やはり斜路を昇つていただきたき自動ドアを通過して

チェックイン・カウンターまでお進みいただければ、そこでお申し出いただければ、エターミナルの人が全部お世話することになっております。

それから、二番目の方法としましては、京成上野駅へ来ていただきたき、やはりタクシーか何かでいらつしやると思ひますけれども、その際タクシーをおおりにいただきたきと斜路がございまして、斜路を伝つて駅員のおおります改札口まで来ていただきたければ、駅員の方がお世話してプラットホームに御案内いたします。スカイライナーの中には車いすのまま御乗車できませんので、駅員の方が座席まで御案内いたしまして、車いすは折り畳んで収納することになります。それからスカイライナーが駅に着きますと、やはり駅員が出迎まして、車いすにお乗せして地上のバスターミナルまで御案内いたします。地上のバスターミナルからは、今度はバス会社の職員がお世話しまして空港ターミナルまで御案内することになっております。

以上のほかに……

○前島英三郎君 結構です。御承知のように、いまおっしゃられますと、言葉では非常に解決していくように、スムーズな段取りのようになっていくんですけれども、あなたも車いすに乗って箱崎のインターから成田まで一度やっぱり体験をしていただきたきと思ひます。これは身障者にとつては、海外旅行をするなどという無言の圧力ではないかというように、私には当事者として先日十六日箱崎から上野の京成線あるいは総武線、すべてを拝見いたしました。身障者は海外旅行してはならぬというような姿勢が本当にありあつたか、かえりような感じがいたしました。非常に悲しい思いをしたわけでありますけれども、それにつけまして、最近車いすの一人乗りはいけないうちうの市会議員が鹿兒島まで参りますときに、車いすの一人では搭乗させるわけにはいかないというふうなことが航空会社から業務通達として出されておつたということで、搭乗を拒否された、それによつてトラブルが起きた事件が、運輸省も御承知だと

か片足ない方が盲導犬を連れて通行して行かれる場合においては、車両等の運転者は徐行または一時停止をいたしまして、その通行を妨げてはならないようにするということを内容にいたしております。

○前島英三郎君　いろいろ御配慮に対しては感謝するわけですが、障害者だからといって余り甘えた姿勢で向かわれては非常に困るわけであり、私たちはハンディキャップは持つておりますが、社会の中でいわゆる健常者と言われる皆さん方と伍して社会参加をしたいというのが本当に願う心でありますして、その辺でもいろんな意味で道交法の中にも特別な配慮がされることはありがたいのですが、かえつてれんびんというような形でお考えになっていただきますと、それはかえつてまた社会参加へのブレーキになるのではないかと、いう気がするわけですが、そこで大臣にちょっとお伺いしたいわけですが、最近地方財政の危機ということがよく取りざたされておりまして、地方自治体における福祉ばらまきがその一因であるというふうなことをも言われている部分があるわけですが、その地方財政の危

機の要因について特に福祉は大きなウェイトを占めているというふうな大臣もお考えになつていらっしゃるかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(加藤武徳君) ばらまきと申しますのは、非常に抽象的過ぎまして、その内容は区々にわたつておりますけれども、地方財政が逼迫をいたしております原因には幾つもございまして、ことにわが国経済が高度成長の段階で地域住民の皆さん方の要望に基づきましてあれもやりたい、これもやりたいということはいっぱいありまして、その中で福祉の面を選択をしてやってきたことは事実でございましょう。そこで、ばらまきというのは国の基準を超えましての処置をいたしておりますものや、あるいは国でやっておられないものを地方で率先してやっておりますものがいわゆるばらまきと、かように言われるのかも知れませんが、これも、これはおのの地方団体の判断によつてやっておりますこととございまして、決してこれが悪いということではございせん、むしろ国がおくれれば地方が先導役を務めるような役目も今日までしてきておりますし、私は好ましい傾向だと、かようにも思つておりますが、ただ、財政との見合いを考へていかなければならぬのでございまして、その辺の選択は非常に重要であらうかと思ひます。そこで、国の基準を超えまして、あるいは国でやっておられないことをやっておりますそのことが、財政事情にそう大きくは響いておるとは考えませんが、厳密に数字ははじいてはおりませんけれども、今日の財政危機の大きな原因の一つだと、こういう理解は私はいたしておらないわけではございせん。

○前島英三郎君 そういう点からは、地方自治の中で育てられました福祉というものが、これはまだまだよくやうく産声を上げたというやうな段階でございまして、いま、いずれにしましても地方財政の危機ということがいろんな面でも論じられておりまして、政府の対応策というやうなこともいろいろな意味で高度経済成長の中で非常に税のひとつ

の徴収が安易にできた時代と、いま非常にむずかしい時代とのそういう点での政府のひとつの税制に対する姿勢というのをあわせてやつぱり私たちが考えなければならぬと思ひますけれども、その点自治省が五十三年度の重点施策の中で掲げたものの中に、地方交付税の引き上げ、あるいは事業税の外形標準課税の導入とか、あるいは石油新税の交付税対象への組み入れとか、当面実現すべきものというものはいっぱいあるわけですが、これはどうも何か大蔵省とかいろんな兼ね合いの中で自治省の意見が何かただ一応アドバランを上げて、それはすぐ周りのいろんな力によつてアドバランはおろさされてしまふというやうな現状を感ずるのでございせん、大臣の決意をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(加藤武徳君) 先ほど阿部議員でございまして、御質問にお答えをいたしたのでございまして、私どもは五十三年度の予算編成に当たりまして、真剣に大蔵省と話し合ひをいたしました。欲目で見れば限りはございせんけれども、私どもは私どもなりに努力をしたつもりでございまして、また大蔵省も筋の通つておることにつきましてはそれなりの理解を示してくれ、かように判断をいたしております。

いま三つの点をお挙げになりましたけれども、なるほど、交付税率の六・五%の引き上げを要求いたしました結果、結果的には交付税率の引き上げという形では実を結びませんでした。一兆五千五百億円という大量の買入れをしなればならぬのでございまして、その半分は国が見ますよ、かような措置をとつてくれたのでございまして、これを国税三税に對比いたしましたところと相当のパイセンテージを引き上げたと同じやうな効果を見ることができ、かような見方をいたしております。

それから、外形標準課税の導入はぜひ五十三年度でやりまして地方財源の安定的なまた発展性のある体制をとらう、かようなことで努力をいたしましたが、結果としては見送られました。それも

先ほど答弁をいたしましたように、国が税の増徴を考へていかざるを得ない具体的なものといたしましては一般消費税が議論の中心になっておるのではありませんけれども、一般消費税と地方で考へております法人事業税の外形標準課税とは、最終的に負担をいたしますものが消費者だ、かようなことで共通の点がございまして、またどのような方法で、どのような姿での課税を行うか、かような点からいたしましてきわめて共通をいたしておるものでございまして、両者を同時に決着をいたす方がよろしい、かような税制調査会等の判断でございまして、見送らざるを得なかつたのでありますけれども、できるだけ早い機会に実現をいたしたい。

それから、石油税につきましても、先ほど答弁をいたしましたように、エネルギー問題がきわめて重要な段階でございまして、その方面にもつぱら向けられる目的税的なことになつてしまひましたから、国税三税と同じやうな扱いができません、しかし反面地方への交付金が創設されたことの結果になりました残念に思つておりますけれども、この点はやはり石油新税が創設されたことの関連がある、また私どもの主張の一部は通つた、かように判断をしておるのでございまして、さやうなことでぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○前島英三郎君 次に、身体障害者の雇用に関しましてお伺いいたします。

福祉の増進の本来の姿というのはだれもが自立するというのが鉄則だという気がするわけですが、けれども、その点身体障害者の雇用促進というのはいわめて重要であるのです。それには国とか地方自治体が率先して身体障害者の雇用ということに力を注いでいたなければならぬわけでありまして、現実には雇用率の数字が上がればそこで終わりというやうな風潮とか、あるいは民間企業におきましては納付金さえ納めればいんだというやうな考えが非常に多いございまして、何とも残念であるわけですが、まず、自治省における身体障害者の

雇用状況というのをちよつとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(石見隆三君) お答えいたします。

自治省で現在勤務しております障害者は七人でございまして、法に基づきます御案内のとおり率でまいりますと百分の一・九でございまして、本省職員、去年の六月の調査では職員数三百七十六に對しまして一・九を掛けますと七名でございまして、一応現在の段階では法定雇用数に達しておるという状況でございまして。

○前島英三郎君 身体障害者の雇用を促進するためにいろいろな形で採用ということが考へられていくわけですが、なかなか重度の障害者が非常に雇用がなされてない。中には、企業などにおいてはいろいろ、むしろ企業サイドで納付金も納めるのは御免だ、じゃひとつ身障者をわが社でつくり出そうじゃないかというやうな風潮がありまして、無理やりに障害者手帳を社員につくらせているなどというやうなケースも非常にありまして、その辺、それぞれの都道府県の単位における自治省でいろいろな障害者の雇用という面での統計はとつていらっしゃるのかどうか。もしその統計がとつてあるとすれば、いま都道府県のいわゆる雇用状況はどんな現状であるか、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○説明員(田淵孝輔君) 身体障害者雇用促進法を労働省の方で所管いたしておりますので、私どもの方で調べております。昨年の六月現在の状況を報告をいたしましたものでございまして、都道府県の雇用率は、現業的な部門、水道局とか交通局でございまして、これは法定雇用率が一・八%に對しまして一・九%となつておりまして、平均的には達成しております。それから非現業の機関、事務部門でございまして、この部門につきましては、法定雇用率が一・九%に對しまして一・五三%、かなり下回つておりまして、個々の機関については達成しているところもございまして、未達成の機関もかなりございまして。

○前島英三郎君 特に都道府県の場合には、法定

十二年四月一日現在での立地状況でございますが、市に立地いたしておりますのが三百六十二カ所、町に立地いたしておりますものが二百四十カ所、村に立地いたしておりますのが二十七カ所

な仕組みになってございますので、国民健康保険と同様に当該老人の居住地の市町村長に実施をしてもらう、つまり御質問の場合でございますと、他の市町村から別の市町村の老人ホームに入ると

るリフトつきの車みたいなものにひとつ減免、免
税措置などというようなことを地方財政の中で御
検討いただけるというようなことはできないもの
か、ひとつ自治省に伺いたいと思うんですけれど

ということでございます。パーセントで言いますと、市に立地しているものが五八％、町村部が四二％、こういうふうになるわけでございます。したがって、一概に言えないわけでございますが、高齢者人口の分布から見まして相対的に町に立地しているものの比重がやや高いんではないかと、かように考えております。

○前島英三郎君 これは老人医療費の問題になるわけなんですけれども、地域による医療費の不均衡という問題が当然生じてまいりまして、つまり老人ホーム、お年寄りのために老人ホームをつくりましよう、まあ町を挙げて、村を挙げてという傾向が非常に強いわけでありますが、しかし小規模な自治体に大規模な老人ホーム、特別養護老

いう場合には、老人ホーム所在地の市町村長が公費負担をするというような仕組みになっておるわけでございます。しかし、現在いま御質問のような、御指摘のような点もございしますので、実は今後その新しい老人保険医療制度をつくりたいというところで厚生省でいろいろな準備をいたしておりますが、その際には、御指摘のような点も加えまして国民全体が公平に負担できるように形の費用負担を考えていきたいと、このように考えておるわけでございます。

○前島英三郎君 本当に小さな村が一生懸命お年寄りのために老人ホームをつくる、そこにお年寄りが五十人百人と結局入ってこられる、おのずとこの町では村では大変な負担になっていくわけ

も。

○政府委員（森岡敏君） 現在は御承知のように身体障害者等の方が所有しあるいは取得されます自動車などにつきましては、自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免の指導をいたしております。いま御指摘のリフトバスあるいはハンディキャブというふうな形態の車が最近大変利用に供されてきておるといふうちに私どもも伺っておりますが、率直に申しますと、まだその具体の利用の状況とか、そういう点についての調査が私どもも十分行き届いております。御質問ございましたので、早急に実態を調べさせていただきます、もっぱら身体障害者の利用に供され、必需的なものでありますならば、適切な指導をしてまいるようにも。

人ホームなどがつくられるというようなことになりまして、非常に小さな自治体はそれによって医療費の負担が大きく感じられますし、現に私もふ

で、何としても、そういうことでかえってこれから老人ホームはお断りというようなことになって、ますます寝たきりお年寄りの皆さんに対する

努力をいたしたい、かように思います。

○前島英三郎君　いろいろほかにも、たとえば在宅投票の問題とか幾つかございましたんですが、

るさまで小さな町で特別養護老人ホームをやっているわけですが、町の皆さんの御理解でつくった老人ホームが結局は医療費の高負担につながってまいりまして、お年寄りがたとえば一つの村に百人つまり入ってこられる、そうなると、百人の寝たきりのお年寄りのためにその自治体は大変な医療費負担で苦しめられてしまうわけであ

配慮が欠けてくるような気がしますので、これはずいともひとつ実践の方に御努力をいただきたいと思うわけでございます。身体障害者もそうでありますが、いろいろなハンディキャップを持った人たちがこの社会には大勢いるわけで、一生懸命皆生きていくわけでございますけれども、実は何となくいいますか、私はいわゆる一級でございますから

四十六分までが私の時間でございますので、残念ながらその関係の方お呼びしながら御質問もせずにお大變に申しわけないと思いますが、以上質問させていただきますことにひとつ前向きで善処してくださるよう心からお願いを申し上げます、私の質問を終わらしていただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

うか。

○説明員（竹中浩治君）　ただいま御質問がございました。現行の老人医療費の支給制度でございます。う点では老人福祉という面で何か自治体の負担ばかりかさんでしまつて、非常に不公平ではないかというような気がするんですけれども、その辺は厚生省ではどういふ見解を持っておられるでしょうか。

自動車税に対するいろいろな減免措置が講じられているわけですが、いまたとえばハンディキャップというような形のもので運動が随所に全国的に行われているわけです。つまり地域の人たちが募金を合して車いすでも乗れる、あるいは寝たきりのお年寄りたちがちよつとショッピングに行けるようなそういう車をみんな善意でつくろつただし、これがどうしても地方税の中で、非

○委員長(金井元彦君) 本件に対する質疑はこの程度といたします。

○委員長(金井元彦君) 次に、昭和五十三年度地方財政計画について、政府から説明を聴取いたします。加藤自治大臣。

○國務大臣(加藤武徳君) 昭和五十三年度の地方

が、これは御承知のような地域の高齢者一般に対して、これは御承知のような地域の老人一般に対して、まず措置でございまして、それからまた現行の制度が健康保険の自己負担を支給するというよう

常に税金の面で実はそういう車を維持していく面で大変負担になっているという部分があるわけですから、実はそういう改裝された車、いわゆる

財政計画の概要について御説明申し上げます。

の基調により収入面におきましては、地方税及び受給者負担の適正化等による増収措置を講ずるほか、昭和五十二年に引き続き予想される財源不足に對しては、これを完全に補てんする等地方財源の確保を図るものとし、一方歳出面におきましては、一般行政経費の節減合理化に努めるとともに生活関連社会資本の整備と景気の着実な回復に資するため、投資的経費の充実を図る等、財源の重点的配分と節度ある財政運営を行うことを基本としております。

昭和五十三年度の地方財政計画は、このような考え方を基本として策定いたしておりますが、以下、その策定方針及び特徴について申し上げます。

まず第一に、現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、法人住民税均等割の税率及び都市計画税の制限税率の引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化等地方税源の充実強化と地方税負担の適正化に努める一方、料理飲食等消費税の基礎控除の引き上げ、ガスの免税点の引き上げ等を行うとともに、特別土地保有税の合理化のための措置を講ずることとしております。

第二に、最近の地方財源の不足等に對処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、

(一) 昭和五十三年以降、当分の間、毎年度の交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については、当該年度以前の借入金償還金のうち地方負担とされた額を控除した額の二分の一に相当する額を国の負担とする旨を法定するとともに、昭和五十年及び昭和五十一年度における同特別会計の借入金についても、毎年度の償還額の二分の一に相当する額を国が負担することとしたしましたほか、

(二) 昭和五十三年度の地方財源不足見込額三兆五百億圓については、地方財政の重要性にかんがみ、これを完全に補てんすることとし、一千五百億圓の臨時地方交付金を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるとともに、同会計にお

いて資金運用部資金から一兆五千五百億圓の借り入れを行うことによつて、合わせて一兆七千億圓の地方交付税の増額を図つたほか、一兆三千五百億圓の建設地方債の増発措置を講ずることとしております。

(三) また、地方債資金対策として政府資金の大幅増額を図るとともに、公営企業金融公庫の融資対策を拡大することにより同公庫の機能の拡充を図ることとしております。

第三に、最近の経済情勢にかんがみ、景気の着実な回復を図ることに配慮しつつ、地域住民の福祉の充実、住みよい生活環境の整備及び住民生活の安全の確保等を行うための諸施策を実施することとしております。このため、公共事業及び地方単独事業を大幅に増額するとともに、社会福祉施策、教育振興対策等の一層の充実を図ることとし、また、人口急増地域及び過疎地域に対する所要の財政措置を講ずることとしております。

第四に、地方行政財政運営の合理化を図るとともに、国庫補助負担基準の改善等財政秩序の確立を図り、あわせて年度途中における事情の変化に弾力的に對応するよう配慮するほか、地方財政計画を実施に即して策定するため、その算定内容について所要の是正措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十三年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、三十四兆三千三百九十六億圓となり、前年度に對し五兆五千三百一十一億圓、一九・一％の増加となっております。

以上が昭和五十三年度の地方財政計画の概要でございます。

○委員長(金井元彦君) 次に補足説明を聴取いたします。山本財政局長。

○政府委員(山本博君) 昭和五十三年地方財政計画の概要につきましてはただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお、若干の点につきまして補足して御説明いたします。

明年度の地方財政計画の規模は、三十四兆三千三百九十六億圓で、前年度に比較いたしました五兆五千三百一十一億圓、一九・一％の増加となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

まず、地方税の収入見込み額でございますが、道府県税五兆三千七百九十三億圓、市町村税六兆二千六十二億圓、合わせて一兆五千八百五十五億圓でございます。

また、地方譲与税の収入見込み額は、三千七百七億圓となっております。

次に、地方交付税でございますが、国税三税の三三％に相当する額に昭和五十一年度分の精算額を控除した額五兆三千四百九十八億圓に臨時地方特例交付金二千二百五十一億圓及び資金運用部からの借り入れ一兆五千五百億圓を加算、さらに五十年借入金償還金八百五十億圓等を控除いたしました、総額七兆四百億圓を確保いたしております。

国庫支出金につきましては、総額八兆八千八百三十七億圓となっております。

次に、地方債でございますが、普通会計分の地方債発行予定額は四兆六百億圓でございます。このうちには地方財源の不足に對処するための建設地方債一兆三千五百億圓が含まれております。なお、地方債計画全体の規模は六兆二千六百三十七億圓で、前年度に對しまして一兆一千六百三十五億圓、二三％の増加となっております。

次に、使用料及び手数料等につきましては、最近の実績等を考慮いたしまして計上いたしております。その結果、歳入構成におきましては、地方税が三三・七％となり、これに地方交付税及び地方譲与税を加えた一般財源は五五・三％と歳入構成比率が低下し、反面、地方債は若干そのウェイトを高めております。

次に歳出について御説明いたします。まず、給与関係経費の総額は十兆六千八百八十六億圓となっております。職員数につきましては、教育、警察、消防、社会福祉、清掃関係の職員を中

心に約三万三千二百人の増員を図ると同時に、国家公務員の定員削減の方針に準じ、五千八百人の定員合理化を行うこととしております。なお、職員数につきましては、二万五千人の規模は正を見込むこととしております。

次に、一般行政経費は、総額七兆五千三百六十五億圓となっておりますが、このうち国庫補助負担金を伴うものは三兆七千八百一億圓、国庫補助負担金を伴わないものは三兆七千五百六十四億圓となっております。

公債費は、総額二兆二千三百八十二億圓となっております。

次に、維持修繕費につきましては、四千七百十三億圓を計上いたしております。

投資的経費につきましては、総額十二兆六千五百九十四億圓であり、前年度に對しまして二兆六千二百十億圓、二六・一％の増加となっております。

また、公営企業繰出金につきましては、総額六千二百五十六億圓を計上いたしております。

その結果、歳出構成におきましては、給与関係経費は三〇・九％で、前年度に對し二・一％の減少となっておりますが、反面、投資的経費は二・一％増加し、三六・九％となっております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(金井元彦君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤自治大臣。

○国務大臣(加藤武徳君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、地方税負担の現状と地方財政の実情にかんがみ、地方税負担の適正化及び地方税源の充実強化を図るため、法人の住民税均等割の税率及び都市計画税の制限税率の引き上げ並びに電気税の非課税等の特別措

置の整理合理化を行うとともに、料理飲食等消費税の基礎控除額及びガス税の免税点の引き上げ、特別土地保有税の課税の合理化のための措置を講ずる等の必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由でございます。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。法人の道府県民税及び市町村民税の均等割のうち、資本の金額等が十億円を超える法人に係るものにつきまして、税率の区分を新たに設け、その税率の引き上げを図ることとしております。

次に、個人の道府県民税及び市町村民税につきまして、肉用牛の売却による農業所得の免税措置等の特別措置について国税における取り扱いに準じてその適用期間を延長することとしてしております。

また、円相場の高騰に伴う当面の緊急中小企業対策の一環として国税において繰り戻し還付の期間の特例が認められた個人または法人の純損失または欠損金につきまして、道府県民税及び市町村民税における繰り越し控除期間を延長することとしてしております。

また、この繰り越し控除期間の延長につきましては、事業税におきましても同様の措置を講ずることとしてしております。

その二は、不動産取得税についてであります。海上災害防止センターがその業務の用に供する家屋に係る非課税措置を廃止する等の整理合理化を行う一方、日本住宅公団、宅地開発公団等が行う利便施設等の用に供するための土地の取得を非課税とする等の措置を講ずることとしてしております。

その三は、料理飲食等消費税についてでございます。負担の軽減を図る見地から、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除の額を二千元に引き上げることとしてしております。

その四は、自動車税及び軽自動車税についてでございます。昭和五十一年度排出ガス規制適合車及び昭和五十三年度排出ガス規制適合車に係る税率の軽減措置をこの適用期限の到来に伴って廃止する一方、電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間につきましては、これを昭和五十三年度まで延長することとしてしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についてでございます。

固定資産税につきましては、自動車停止装置に係る課税標準の特例措置等の整理合理化を行うとともに、窒素酸化物対策のため、燃焼改善設備を非課税とする等の措置を講ずることとしてしております。

次に、都市計画税につきましては、住宅環境の改善等都市施設の整備に充てる財源の充実を図るため、その制限税率を百分の〇・三に引き上げることとしてしております。

その六は、電気税及びガス税についてでございます。

ガス税につきましては、負担の軽減を図る見地から、免税点を六千元に引き上げることとしてしております。

次に、電気税につきましては、純鉄等四品目に係る非課税措置を廃止する一方、繊維製品及び紙の製造用電気に係る軽減措置の適用期限を延長することとしてしております。

その七は、特別土地保有税についてでございます。課税の合理化を図るため、建物、構築物その他一定の施設で恒久的な利用に供するものとして定められた基準に適合するもの用に供する土地で、土地利用に関する計画に照らしその地域における計画的な土地利用に適合することについて、一定の手続を経て市町村長が認定したものにつきましては、納税義務を免除する等の措置を講ずることとしてしております。

その八は、自動車取得税についてでございます。地方道路財源の確保を図るため、自家用の自動車の取得に係る税率の特例措置等の適用期限に

ついては、これを二年間延長することとしてしております。

その九は、軽油引取税についてでございます。自動車取得税の場合と同様の趣旨により、税率の特例措置の適用期限につきまして、これを二年間延長することとしてしております。

その十は、事業所税についてでございます。中小企業者が公害防止事業団から譲渡を受けた共同利用建物において行われる事業については、一定期間、事業に係る事業所税を非課税とする等の措置を講ずることとしてしております。

その十一は、国民健康保険税についてでございます。被保険者の所得水準の上昇等を勘案して、課税限度額を十九万円に引き上げることとしてしております。

このほか、地方税制の合理化を図るための所要の規定の整備を行うこととしております。

以上の改正により、昭和五十三年度におきましては、五百四十五億円、平年度におきましては、七百七十七億円の増収が見込まれることとなっております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(金井元彦君) 次に、補足説明を聴取いたします。森岡税務局長。

○政府委員(森岡敬君) 地方税法の一部を改正する法律案につきまして、主要な内容を補足説明申し上げます。

まず、道府県民税の改正であります。第五十二条の改正は、法人等の均等割のうち、資本の金額等が十億円を超え五十億円以下である法人及び資本の金額等が五十億円を超える法人について新たな税率区分を設け、その標準税率をそれぞれ十万円及び二十万円に引き上げようとするものであります。

十三条の四第一項第九号から第九号の三までの改正及び第七十三条の四第一項第二十九号の改正は、それぞれ農業共済組合等が取得する損害認定の用に供する不動産、日本住宅公団、宅地開発公団または地方住宅供給公社が利便施設等の用に供するために取得する土地、高圧ガス保安協会が取得する液化石油ガス消費者保安センター附属研究所の用に供する不動産について非課税としようとするものであります。

第七十三条の十四第六項及び第七十三条の二十七の二第一項の改正は、地域振興整備公団に公共事業の用に供されることが確実であると認められる不動産を譲渡した者が取得し、またはあらかじめ取得していた代替不動産について、課税標準の特例措置又は税の減額措置を講じようとするものであります。

次は、料理飲食等消費税の改正であります。第百十四条の三第一項の改正は、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除額を二千元に引き上げようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。第三百十二条の改正は、法人等の均等割のうち、資本の金額等が十億円を超え五十億円以下である法人及び資本の金額等が五十億円を超える法人について新たな税率区分を設け、事務所等の従業者数が百人を超えるものにつきましてはその標準税率をそれぞれ八十万円及び四十万円に、事務所等の従業者数が百人以下であるものにつきましては八万円に引き上げようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。第三百四十八条第二項第二号の五及び第三十二号の改正は、一定の公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域における鉄軌道用トンネル並びに高圧ガス保安協会が液化石油ガス消費者保安センター附属研究所の用に供する一定の固定資産を非課税としようとするものであります。

第三百四十九条の三第七項の改正は、鉱工業技術研究組合法による承認を受けた機械及び装置に

係る課税標準の特例措置を縮減しようとするものであります。

次は、電気税及びガス税の改正であります。

第四百八十九条第一項の改正は、純鉄、石油、ケトン及び無水マレイン酸に係る電気税の非課税措置を廃止しようとするものであります。

第四百九十条の二第二項の改正は、ガス税の免税点を六千円に引き上げようとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。

第六百三十三の二及び第六百三十三の三の改正は、建物、構築物その他一定の施設で恒久的な利用に供するものとして定められた基準に適合するものの用に供する土地で、市町村に係る土地利用に関する計画に照らしその地域における計画的な土地利用に適合することについて、市町村長が特別土地保有税審議会の議を経て認定したものにつきましては、納税義務を免除することにしようとするものであります。

次は、都市計画税の改正であります。

第七百二条の三の改正は、都市計画税の制限税率を百分の〇・三に引き上げようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。

第七百三十三の四第四項の改正は、課税限度額を十九万円に引き上げようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

附則第四條第二項、第八條第二項、第九條第三項の改正は、内相府閣議連中小企業対策臨時措置法の認定中小企業者に係る道府県民税、市町村民税及び事業税について、昭和五十二年または昭和五十三年において生じた純損失のうち還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失、または、昭和五十二年六月一日を含む事業年度開始の日から二年以内に終了する事業年度において生じた欠損金に係る法人税額の還付金についての繰越控除の期間を、個人にあつては三年から五年に、法人にあつては五年から七年に延長しようとするものであります。

附則第六條の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税について、肉用牛の売却による農産所得の免税措置の適用期間を昭和五十八年度まで延長しようとするものであります。

附則第十條第三項の改正は、海上災害防止センターがその業務の用に供する家屋に係る不動産取得税の非課税措置をその適用期限の到来に伴い廃止しようとするものであります。

附則第十一條第十一項の改正は、自動車航送船の係留に係る特定用途港施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の算定上控除する額を引き下げるとともに、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第十二條の二の改正は、昭和五十一年度排出ガス規制適合車及び昭和五十三年度排出ガス規制適合車に係る自動車税の税率の軽減措置をその適用期限の到来に伴つて廃止する一方、電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間を昭和五十三年度まで延長しようとするものであります。

附則第十四條第三号の改正は、窒素酸化物対策のための燃焼改善設備に係る固定資産税を非課税としようとするものであります。

附則第十五條第二項から第十五項までの改正は、固定資産税につきまして自動車停止装置及びコンテナ埠頭の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を廃止し、電子計算機に係る課税標準の特例措置を縮減するとともに、外国貿易用コンテナ、原油備蓄施設及びカーフェリー埠頭の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限をそれぞれ二年延長しようとするものであります。

附則第十五條第十六項の改正は、一定の地方路線に就航する航空機以外の国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置を縮減するとともに、その適用を昭和五十五年度までに新たに固定資産税が課されることとなるものに限りすることとしようとするものであります。

附則第三十條の二の改正は、軽自動車税の税率の特例について、先ほど御説明いたしました自動

車税に係る附則第十二條の二の改正と同趣旨の措置を講じようとするものであります。

附則第三十一條の改正は、繊維製品及び紙の製造の用に供する電気に対して課する電気税の軽減措置の適用期限を、三年延長しようとするものであります。

附則第三十二條第二項及び第四項の改正は、自家用の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十二條の二の改正は、軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十二條の三第一項の改正は、中小企業者が公害防止事業団から譲渡を受けた共同利用建物において行ふ事業について、法人の事業にあつては昭和五十七年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業にあつては昭和五十七年分までに限り、事業に係る事業税を非課税としようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(金井元彦君) 次に、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤国家公安委員長。

○國務大臣(加藤武徳君) ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における銃銃または空気銃を使用する犯罪及び銃銃または空気銃に起因する事故の発生に鑑み、新たに銃銃を所持しようとする者について銃銃の操作及び射撃の技能に関する技能検定を実施し、銃銃または空気銃の所持の許可の基準を整備し、並びに銃銃または空気銃の所持の許可の有効期間を短縮し、あわせて銃銃

または空気銃の保管委託制度を新設することとするほか、銃砲または刀剣類の所持に関する規制を合理化すること等をその内容とするものであります。

まず第一に、所持の許可の基準の整備について御説明申し上げます。

その一は、覚せい剤中毒者等の社会的危険性にかんがみ、覚せい剤中毒者には銃砲または刀剣類の所持の許可をしないことを明らかにしたこととでございます。

その二は、この法律の規定に違反したため所持の許可を取り消された者との均衡上、銃砲の保管義務または銃砲もしくは刀剣類の譲り渡しに制限に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、または執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していないものには、所持の許可をしないことができることとしたのであります。

第二に、銃銃または空気銃の所持の許可の基準の特例並びに銃銃の射撃等の技能検定及び射撃講習について御説明いたします。

銃銃または空気銃による事故は依然として多発しており、その内容を検討しますと、銃銃または空気銃を所持する者がその取り扱いについての基本的な知識、技能等に欠けることに起因するものが多く実情にあります。

そこで、まず、銃銃または空気銃の所持の許可を受けている者は、三年ごとに銃銃または空気銃の取り扱いについての基本的な知識等に関する講習を受けなければならないこととし、銃銃または空気銃の適正な取り扱いに関する自覚を喚起することにより事故の防止を図ることとしたのであります。

次に、新たに銃銃を所持しようとする者に対しては、都道府県公安委員会が行う銃銃の操作及び射撃に関する技能検定に合格した場合または都道府県公安委員会が指定した教習射撃場において教習射撃指導員が行う射撃教習を受けて教習修了証

明書の交付を受けた場合等でない限り、狩猟、標的射撃等のための所持の許可をしてはならないこととしたのであります。

また、ただいま御説明いたしました技能検定または射撃教習を受けるために猟銃を所持しようとする者には、政令で定めるところにより期間を定めて技能検定または射撃教習を受けるために必要な猟銃の所持の許可をすることとするともに、技能検定、射撃教習の実施に必要な教習射撃場、教習射撃指導員等に関する規定を新設し、この制度が円滑に運用できるようにいたしましたのでございます。

第三に、許可証の合理化について御説明いたします。

現在猟銃または空気銃の所持の許可は、所持している猟銃または空気銃ごとに許可証を交付しているものでありますが、一人について一の許可証を交付し、現に猟銃または空気銃の所持の許可を受けている者にさらに猟銃または空気銃の所持の許可をする場合には、現に交付している許可証にその猟銃または空気銃の許可に係る事項を記載すれば足りるものとする等許可証の合理化を図ることとしたのであります。

第四に、許可の有効期間の短縮について御説明いたします。

猟銃または空気銃の所持の許可の有効期間は、現在は五年となつておりますが、最近における猟銃または空気銃による犯罪及び事故の発生状況にかんがみ、猟銃または空気銃を所持させることが適当でない者の発見の機会を多くする等のため、許可の有効期間を、許可を受けた日または許可の有効期間が満了した日の後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とすることとしたのであります。

第五に、失効し、または取り消された許可に係る銃砲または刀剣類の仮領置について御説明申し上げます。

失効し、または取り消された許可に係る銃砲または刀剣類による危険を防止するため、銃砲または

は刀剣類の所持の許可が失効した場合において、他人の生命若しくは財産に対する危険を防止するため必要があると認めるとき、または五十日以内に、みずから許可を受けて所持し、若しくは所持しないこととするための措置をとらないときは、許可を取り消された場合においては、その取り消された許可に係る銃砲または刀剣類を仮領置することとしたのであります。

第六に、猟銃または空気銃の保管の委託について御説明申し上げます。

現行法におきましては、許可を受けて猟銃または空気銃を所持する者は、当該猟銃または空気銃を堅固な保管設備にすべてみずから保管しなければならぬことになっておりますが、これを改め、盗難の防止その他危害予防上必要がある場合には、猟銃等販賣事業者または指定射撃場もしくは教習射撃場の設置者であつて、都道府県公安委員会に届け出て、委託を受けて猟銃または空気銃を保管することを業とするものに猟銃または空気銃の保管を委託することができるといたしましたのであります。

第七に、教習射撃場等への立入検査等についてでございます。

都道府県公安委員会は、教習射撃場または猟銃等保管業者に対し、その設備または保管の方法等が総理府令で定める基準に適合しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、その業務に関し、報告を求め、または警察職員に立ち入り、検査させ、もしくは関係者に質問させることができることとしたのであります。

その他手数料の額の改定、罰則の整備等所要の改正をいたすこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかにご賛同賜らんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(金井元彦君) 次に、補足説明を聴取いたします。浅沼警察庁長官。

○政府委員(浅沼清太郎君) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の内容につきまして、主要な点について補足して御説明申し上げます。

第一は、猟銃の射撃等の技能検定及び射撃教習制度の新設であります。

その一は、最近の猟銃または空気銃による事故の実情にかんがみ、新たに第四条第一項第一号の規定による狩猟、有害鳥獣の駆除または標的射撃の用途に供するため猟銃の所持の許可を受けようとする者は、都道府県公安委員会が行う猟銃の操作及び射撃に関する技能検定に合格し、または都道府県公安委員会が指定した教習射撃場において行う射撃教習の課程を修了した場合でなければ、許可をしてはならないこととしたのであります。

なお、海外旅行等のやむを得ない事情により猟銃の所持の許可の更新を受けることができなかった者で、その事情がやんだ日から起算して一月を経過していないものについては、技能検定を免除することとしたのであります。

その二は、技能検定または射撃教習の用途に供するための猟銃の所持の許可の特例を第五条の五として新設したこととあります。

この許可は、技能検定または射撃教習を受けようとする者に対して行うものでありますが、所持に伴う危険性という点では、狩猟、有害鳥獣駆除または標的射撃の用途に供するための所持と異なる点があるため、これとはほぼ同様の基準によつて許可することとしております。

また、この許可は仮許可的性格を持つておりますので、その有効期間は、政令で定めるところにより都道府県公安委員会が定めることとしたのであります。

その三は、射撃教習を実施するために必要な教習射撃場の指定等に関する規定を第九条の四として新設したこととあります。都道府県公安委員会は、指定射撃場のうち、その施設を管理する者及び管理の方法が総理府令で定める基準に適合し、

かつ、射撃指導員としての資格を有する教習射撃指導員が置かれていたものを教習射撃場として指定することができることとするともに、教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、射撃教習の課程を修了した者に対し、教習修了証明書を交付しなければならないこととしたのであります。

その四は、射撃指導員の指定に関する規定を第九条の三として新設したこととあります。都道府県公安委員会は、猟銃または空気銃の射撃に伴う危険の防止及び射撃の指導の適正化を図るため、猟銃または空気銃の操作及び射撃に関する知識、技能等が総理府令で定める基準に適合する者を射撃指導員として指定することとしたのであります。

第二は、猟銃または空気銃の所持の許可の有効期間を短縮するための第七条の二の改正であります。

これは、許可を受けた後に精神病者、暴力団員等の許可の欠格事由に該当することとなつた者による犯罪及び事故を未然に防止するため、更新の期間を短縮し、現に許可を受けている者が許可の欠格事由に該当することになつていないかどうかの審査の機会を多くし、これを早期に見出す必要があるため、他の立法令を参考として現在五年となつていた猟銃または空気銃の許可の有効期間を改め、許可または更新を受けた後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間といたしましたのであります。

第三は、第四条第一項第一号の規定による猟銃または空気銃の所持の許可に係る許可証の合理化に関する改正であります。

現在、猟銃または空気銃の所持の許可は、所持している猟銃または空気銃ごとに許可証を交付しているものでありますが、今回の改正では一人につき一の許可証を交付し、現に猟銃または空気銃の所持の許可を受けている者に、さらに猟銃または空気銃の所持の許可をするときは、現に交付を受けている許可証に、その許可に係る事項を記載す

6 許可が失効した場合（第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した場合に限る。次項において同じ。）においては、当該許可を受けていた者又は失効した許可に係る銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五

第七項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲又は刀剣類は、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会において、売却することができる。ただし、当該銃砲又は刀剣類で、売却することができないもの又は売却に付

第九条の四 都道府県公安委員会は、猟銃に係る指定射撃場のうち、次の各号に該当するもの

都道府県公安委員会は、教習射撃場が第一項各号の総理府令で定める基準に適合しなくなつたとき、又は教習射撃場を管理する者が第二項若しくは第三項の規定に違反し、若しくは第四

項の規定による命令に應じなかつたときは、第一項の指定を解除し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその期間内における射撃教習に基づき第三項の教習修了証明書を交付することとを禁止することができる。

7 都道府県公安委員会は、前項の規定による教習修了証明書の交付の禁止の処分を受けた教習射撃場を管理する者が当該禁止に違反して教習修了証明書を交付したときは、第一項の指定を解除することができる。

8 第一項の申請の手続その他教習射撃場の指定に關して必要な事項は、総理府令で定める。

第十條第一項中「第四條」の下に、「第五條の五」を加え、同條第二項各号列記以外の部分中「第四條」の下に、「第五條の五」を加え、「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「指定射撃場の下に」又は「教習射撃場」を加え、同項第三号中「第四條」の下に「又は第五條の五」を加え、同條第三項及び第四項中「第四條」の下に、「第五條の五」を加え、「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。

第十條の二本文中「第四條」の下に「又は第五條の五」を加える。

第十條の三第一項中「第四條」の下に、「第五條の五」を、「次條」の下に「又は第十條の七」を加える。

第十條の六本文中「第四條」の下に、「第五條の五」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(銃銃又は空気銃の保管の委託)

第十條の七 第四條第一項第一号又は第五條の五の規定による許可を受けた者は、盜難の防止その他危害予防上必要がある場合においては、武器等製造法の銃銃等販売事業者又は指定射撃場若しくは教習射撃場を設置する者で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けて銃銃又は空気銃を保管することとを業とするもの(以下「銃銃等保管業者」という。)に当該許可に係る銃銃又は空気銃の保管を委託することができる。

2 前項の規定により保管の委託を受けた者は、総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により、銃銃又は空気銃を保管しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、銃銃等保管業者が第一項の規定による委託を受けて保管する銃銃又は空気銃に係る保管の設備及び方法が前項の基準に適合していないと認めるとき、その他危害予防上必要があると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、保管の設備及び方法の改善を命じ、その他危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 都道府県公安委員会は、銃銃等保管業者が前項の規定による命令に應じなかつたときは、その者に対し、当該業務の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。

5 都道府県公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該銃銃等保管業者に対し、あらかじめ、弁明をすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

6 銃銃等保管業者がその業務を廃止したときは、速やかに、その旨を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

7 第一項及び前項の届出に關し必要な細目は、総理府令で定める。

第十一條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同條第一項中「第四條」の下に、「第五條の五」を加え、「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同條第一項及び第四項中「第四條」の下に、「第五條の五」を加え、同條第五項中「各号の二」を「各号のいずれか」に、「取消前」を「取消し前」に、「又は取消後において」を「当該許可を受けている者に対し」に改め、同條第六項を次のように改める。

6 都道府県公安委員会は、許可を取り消した場合においては、当該許可を受けていた者に対し、当該銃銃又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃銃又は刀剣類を仮留置するものとする。

第十一條第七項中「第五項」を「前二項」に、「受けた者」を「受けた者(武器等製造法の銃銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者以外の者にあつては、当該銃銃又は刀剣類について所持の許可を受けた者に限る。)」に改め、同條第八項及び第九項を削り、同條第十項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同條を同條第八項とし、同條に次の一項を加える。

9 第八條第九項及び第十項の規定は、第五項又は第六項の規定により仮留置した銃銃又は刀剣類について準用する。この場合において、同條第九項中「第七項の規定により銃銃又は刀剣類を仮留置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一條第七項」と読み替へるものとする。

第二十一條中「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。

第二十一條の二第一項中「第六号若しくは第九号」を「第八号若しくは第十二号」に、「第三條第一項第四号」を「第三條第一項第六号」に改め、同條第二項中「第四條」の下に、「第五條の五」を加え、「第六号若しくは第九号」を「第八号若しくは第十二号」に改める。

第二十三條の二中「第四條」の下に、「第五條の五」を加える。

第二十四條の二第八項中「第十一條第八項及び第九項」を「第八條第九項及び第十項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「許可が取り消された日」を「第七項の規定により銃銃又は刀剣類を仮留置した日」に改める。

第二十五條第三項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第四條」の下に、「第五條の五」を加える。

第二十六條第一項中「第四條」の下に、「第五條の五」を加える。

第二十七條第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「第四條」の下に、「第五條の五」を加え、同條第三項中「第十一條第八項及び第九項」を「第八條第九項及び第十項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「許可が取り消された日」を「第七項の規定により銃銃又は刀剣類を仮留置した日」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(報告徴収及び立入検査)

第二十七條の二 都道府県公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定射撃場若しくは教習射撃場の設置者等又は銃銃等保管業者に対し、当該業務に關する報告を求めることができる。

2 都道府県公安委員会は、指定射撃場若しくは教習射撃場について、第九條の二第一項若しくは第九條の四第一項各号の総理府令で定める基準に適合しているかどうか、又は銃銃等保管業者が委託を受けて銃銃若しくは空気銃を保管する保管場所について、第十條の七第二項の総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該銃銃若しくは空気銃を保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 警察職員は、前項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十九條を次のように改める。

(手数料)

第二十九條 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において都道府県規則で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納めなければならない者	金額
一 第五条の三第一項の講習会の講習を受けようとする者	二千元
二 第五条の四第一項の技能検定を受けようとする者	五千元
三 第七条第一項本文の許可証の交付を受けようとする者	三千元
四 第七条第一項ただし書の規定による記載を受けようとする者	二千元
五 第七条第二項の許可証の書換え又は再交付を受けようとする者	千円
六 第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者	二千元
七 第十五条第一項の登録証の交付を受けようとする者	三千元
八 第十五条第二項の登録証の再交付を受けようとする者	千円

第四章中第三十条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第三十条の二 この法律の規定に基づき政令、総理府令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、総理府令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十一条の三第二号中「第四条の下に」を「第五条の下に」を加える。
第三十二条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十条の七第四項の規定による命令に違反した者

第三十五条第一号中「第四条第二項の下に」を「第五条の五第三項において準用する場合を含む。」を加え、「第八条第一項から第四項まで」を「第八条第二項から第五項まで」に、「第九条第二項」を「第九条第三項」に改め、「第十条の三」の下に「第十条の七第二項」を加え、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第四条の二」の下に「第五条の五第三項において準用する場合を含む。」を加え、「第十一条第五項」を「第八条第七項、第十一條第五項若しくは第六項」に改め、同条を同

条第二号とし、同条中第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条に次の二号を加える。

五 第二十七条の二第一項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十七条の二第二項の規定により警察職員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第三十六條中第三十二條第一号を「第三十二條第二号」に改める。

第三十七條中第三号若しくは第四号を「第二号、第四号若しくは第五号」に、「第三十五條第一号から第四号まで若しくは第六号」を「第三十五條第一号、第二号若しくは第四号から第六号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「旧法」という。)第四条の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請している者に対する許可の基準については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「新法」という。)第五条第四項及び第五条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧法第五条の三第二項の規定により交付された証明書は、この法律の施行の日に新法第五条の三第二項の規定により交付された講習修了証明書とみなす。

4 都道府県公安委員会は、この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対し、この法律の施行後最初に、新法第四条第一項第一号の規定による許可をする場合又は新法第七条の三第二項の規定による許可の更新をする場合においては、新法第七条の規定にかかわらず、その者に対し、当該許可又は更新に係る許可証でその者が現に許可を受けて所持するすべての銃銃又は空気銃の許可に係る事項を記載したものをその者が現に有するすべての許可証と引換えに交付することができる。

5 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて銃銃又は空気銃を所持している者に係る当該許可の有効期間は、新法第七条の二の規定にかかわらず、旧法第七条の二第一項の規定による許可の期間が満了する日の後のその者の最初の誕生日(その者の誕生日は二月二十八日であるときは、その者が経過するまでの期間とする)とみなす。

6 この法律の施行前に失効した許可(旧法第八条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。)に係る銃銃又は刀剣類を当該許可を受けていた者又は当該銃銃若しくは刀剣類を相続により取得した者がこの法律の施行の際現に所持する場合においては、新法第八条第六項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に旧法第十一条第五項の規定により仮領置している銃銃又は刀剣類は、当該仮領置した日に新法第十一条第五項又は第六項の規定により仮領置したものとみなす。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

適用については、なお従前の例による。

二月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願(第一九七六号)

一、東京都財政確立に関する請願(第一九七七号)

一、地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願(第二〇四三号)

一、地方財政の確立に関する請願(第二〇四六号)

一、東京都財政確立に関する請願(第二〇五七号)

第一九七六号 昭和五十三年二月十日受理
地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町三ノ二ノ九 谷本てる子 外百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第一九七七号 昭和五十三年二月十日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 川崎市高津区諏訪三七三 長田さち子 外二百五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二〇四三号 昭和五十三年二月十三日受理
地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県高島郡安曇川町南舟木 沢井るみ 外百五十四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第二〇四六号 昭和五十三年二月十三日受理

地方財政の確立に関する請願

請願者 大阪市西淀川区歌島一ノ七〇五

橋本昭治外九百九十九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇五七号 昭和五十三年二月十四日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸二、九五八 山田靖子外十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

三月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、東京都財政確立に関する請願(第二一四六号)

一、地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願(第二一四七号)

一、東京都財政確立に関する請願(第二二六一号)

一、地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願(第二二六五号)

一、事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願(第二二七四号)(第二二七五号)

一、東京都財政確立に関する請願(第二二二三号)(第二二二四号)(第二二二五号)(第二二二四八号)(第二二四九号)(第二二五五号)

一、地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願(第二二五六号)

一、東京都財政確立に関する請願(第二二七六号)(第二三〇六号)(第二三三六号)

一、地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願(第二三六四号)

一、東京都財政確立に関する請願(第二三六五号)(第二三六六号)(第二三六七号)(第二三三八号)(第二三六九号)(第二四一八号)(第二四一九号)(第二四二〇号)(第二四四二号)(第二四四三号)(第二四四四号)(第二四四五号)

一、地方財政確立等に関する請願(第二四六九号)

一、東京都財政確立に関する請願(第二四九三号)(第二四九四号)(第二四九五号)

一、地方財政危機突破に関する請願(第二四九六号)

一、東京都財政確立に関する請願(第二五〇六号)(第二五二二号)(第二五二三号)(第二五二四号)

第二二四六号 昭和五十三年二月十七日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都板橋区本町二九ノ一〇 加藤泰郎外二百五十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二二四七号 昭和五十三年二月十七日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願(二通)

請願者 滋賀県八日市中野町一、三五〇

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第二二六一号 昭和五十三年二月十七日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都港区高輪三ノ一九ノBノ二

〇五 鈴木ひろ子外千五百四十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二二六五号 昭和五十三年二月十七日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県大津市木下町一〇ノ五 青

山陸子外四十七名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第二二七四号 昭和五十三年二月十八日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願(十

五通)

請願者 大分県玖珠郡玖珠町帆足玖珠町商

工会内玖珠町青色申告会内 平原

芳夫外十四名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二二七五号 昭和五十三年二月十八日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願(十

五通)

請願者 大分県津久見市中央町二九ノ四津

久見青色申告会内 御手洗辰雄外

十四名

紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二二二三号 昭和五十三年二月二十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 埼玉県草加市瀬崎町一〇一 後藤

芳郎外八十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二二二四号 昭和五十三年二月二十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都大田区大森南二ノ一六ノ一

四 久保川清満外百九十三名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二二二五号 昭和五十三年二月二十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都足立区花畑町二、八九二

青木隆司外百四十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二二四八号 昭和五十三年二月二十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 千葉県佐倉市井野町七七ノ六 大

徳昭外百九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二二四九号 昭和五十三年二月二十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井五ノ三四ノ三

野尻千春外九十八名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二二五五号 昭和五十三年二月二十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 埼玉県上尾市中妻二ノ一二ノ九

平林政一外五十九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二二五六号 昭和五十三年二月二十日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金

値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県高島郡新旭町深溝一、一三

一 田中明美外七十四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第二二七六号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都江東区北砂五ノ二〇ノ一〇
ノ四〇七 岩田正男外七十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二三〇六号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都杉並区和田一ノ三九ノ一九
坂本軍次外百四十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二三三六号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都練馬区富士見台四ノ四ノ一
九 小嶋敬三外百七十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二三六四号 昭和五十三年二月二十一日受理
地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金
値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県大津市伊香立下龍華町 谷
口秋信外六十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第二三六五号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸二ノ一ノ二
高野良雄外百九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二三六六号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 埼玉県桶川市下日出谷九二五ノ一
三 藤田收外百六十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二三六七号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 千葉市小仲台四ノ一二ノ一三 石
垣信之助外九十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二三六八号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ一、〇三二
富沢愛子外九十名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二三六九号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都足立区足立三ノ一〇ノ二
小林正夫外百二十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二四一八号 昭和五十三年二月二十一日受理
地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金
値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県大津市堅田衣川町二、八一
八 藤田一男外三十四名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第二四一九号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 千葉市高洲二ノ一三ノ五〇一
佐藤昌平外百六十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二四二〇号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都文京区千石四ノ一二ノ六
林徳昭外百二十名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二四四二号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都北区上十条五ノ二八ノ一四
松坂三太郎外百七十九名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二四五二号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都板橋区大和町四二ノ一八
若松良幸外百六十九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二四五六号 昭和五十三年二月二十一日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都北区滝野川六ノ六八ノ五
柴崎英世外百三十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二四六九号 昭和五十三年二月二十一日受理
地方財政確立等に関する請願

請願者 大阪府守口市寺内町一ノ二二 前
田斎外四百九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二四九三号 昭和五十三年二月二十三日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区小松川一ノ五一
小野昭二外八十八名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二四九四号 昭和五十三年二月二十三日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都田無市向台町二ノ三ノ一八
後藤清治外三百四十九名

紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二四九五号 昭和五十三年二月二十三日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区小松川三ノ四〇
大関完治外百十七名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二四九六号 昭和五十三年二月二十三日受理
地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金
値上げ防止に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加長塚町一、一
三三 川島玉香外九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第二五〇六号 昭和五十三年二月二十三日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都品川区西品川二ノ二二ノ一
六 隅田泰雄外千九百九十名

紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二五二二号 昭和五十三年二月二十三日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都足立区西新井栄町三ノ五ノ四 後藤忠二郎外九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二五一三号 昭和五十三年二月二十三日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都品川区北品川一ノ二四ノ五 菅田富士江外二百五十七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二五一四号 昭和五十三年二月二十三日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台町五ノ一 遠藤弘外百三十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

三月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、東京都財政確立に関する請願(第二五八号)(第二五六号)(第二五九号)(第二六〇号)(第二六二四号)(第二六二七号)(第二六六一号)(第二六七一号)(第二七〇八号)(第二七二四号)(第二七二五号)(第二七四九号)

一、地方公営企業の独立採算制度廃止等に関する請願(第二七五〇号)

一、東京都財政確立に関する請願(第二七八号)(第二七八九号)(第二八一六号)(第二八三三三号)

一、地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願(第二八三四号)(第二八三五号)

一、東京都財政確立に関する請願(第二八四七号)(第二八五五号)

第二五五八号 昭和五十三年二月二十四日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都多摩市永山二ノ一ノ四ノ六 〇三 宮崎孝夫外二百八名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二五六六号 昭和五十三年二月二十四日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都豊島区南池袋一ノ一一ノ六 高橋茂雄外百十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二五九三号 昭和五十三年二月二十四日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都中野区弥生町一ノ三五ノ五 松崎重雄外八十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二六〇二号 昭和五十三年二月二十四日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都江東区東砂六ノ一五ノ七 小林定一外五十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二六二四号 昭和五十三年二月二十五日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町四ノ三ノ六 植木一夫外九百八十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二六二七号 昭和五十三年二月二十五日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相模台三ノ二六

三沢富幸外二百三十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二六六一号 昭和五十三年二月二十五日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪一ノ六〇ノ六 沙川泰二外百十七名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二六七一号 昭和五十三年二月二十五日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 千葉県市川市国分六ノ一九ノ一八 松田七郎外八十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二七〇八号 昭和五十三年二月二十七日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都品川区西大井一ノ一五ノ二 稲葉茂雄外百二十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二七二四号 昭和五十三年二月二十七日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都練馬区関町六ノ四〇八 福原久美外九百九十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二七二五号 昭和五十三年二月二十七日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 埼玉県川越市山田七五八ノ一片 庭勝利外二百二十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二七四九号 昭和五十三年二月二十七日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都品川区南大井六ノ一〇ノ八 有馬邦頼外百五十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二七五〇号 昭和五十三年二月二十七日受理

地方公営企業の独立採算制度廃止等に関する請願

請願者 名古屋市中区東大曾根町南四ノ二 二〇愛知地方建設産業労働組合内 鈴木正明外一名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二七八八号 昭和五十三年三月一日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区西一ノ江一ノ二ノ二〇 熊川忠外百十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二七八九号 昭和五十三年三月一日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都江東区南砂二ノ三ノ八 大城信孝外百十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二八一六号 昭和五十三年三月一日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 埼玉県川口市並木町一ノ四ノ二五 今井金一外百七十三名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二八三三号 昭和五十三年三月二日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都大田区山王四ノ二九ノ一
青木光幸外百九十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二八三四号 昭和五十三年三月二日受理
地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金
値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県大津市梅林一ノ一四ノ二四
山根志を外百二十九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第二八三五号 昭和五十三年三月二日受理
地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金
値上げ防止に関する請願(一通)

請願者 滋賀県八日市市大森町一、三七六
広田虎一外二百八十四名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第二八四七号 昭和五十三年三月二日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉二ノ二六ノ五一
山口幸雄外百六十六名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二八五五号 昭和五十三年三月二日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉町一、〇四七
染谷初外百一名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金
の交付に関する法律案(衆)

地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交
付に関する法律案

地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の
交付に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、多数の失業者が発生し、雇
用の機会が著しく減少している状況にかんが
み、地方公共団体に対して臨時雇用創出交付金
を交付することにより、地方公共団体が行う臨
時雇用創出事業の実施を促進し、もつて住民の
雇用の安定に寄与することを目的とする。

(臨時雇用創出交付金)

第二条 国は、昭和五十三年度から昭和五十五
年度までの各年度に限り、都道府県及び市町村
(特別区を含む。以下同じ。)に対して、臨時雇
用創出交付金を交付する。

(臨時雇用創出交付金の額)

第三条 各都道府県に対して交付する臨時雇用創
出交付金の額は、各年度、千円に当該都道府県
の人口(当該年度の初日の属する年の三月三十
一日における住民基本台帳法(昭和四十二年法
律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録さ
れている住民の数をいう。以下同じ。)を乗じて
得た額とする。この場合において、当該都道府
県の区域における失業の状況等に照らし、特別
の配慮をする必要があると認められる都道府県
に対しては、予算の範囲内で、政令で定めると
ころにより算定した額を加算するものとする。

2 各市町村に対して交付する臨時雇用創出交付
金の額は、各年度、三千円に当該市町村の人口
を乗じて得た額とする。

(臨時雇用創出交付金の交付時期)

第四条 臨時雇用創出交付金は、各年度、六月及

び十一月に、各都道府県又は市町村に対して交
付すべき額のそれぞれ二分の一に相当する額を
交付する。

(臨時雇用創出交付金の使途)

第五条 都道府県及び市町村は、その交付を受け
た臨時雇用創出交付金の全額を、当該地方公共
団体が雇用機会の創出を旨として臨時に行う事
務又は事業(国から負担金又は補助金の交付を
受けて行うものを除く。以下「臨時雇用創出事
業」という。)に要する費用に充てるものとする。

(臨時雇用創出事業計画)

第六条 都道府県及び市町村は、毎年度、議会の
議決を経て、臨時雇用創出事業の実施に関する
計画(以下この条において「臨時雇用創出事業計
画」という。)を定めるものとする。この場合に
おいては、あらかじめ、臨時雇用創出推進協議
会の意見を聴かなければならない。

2 都道府県及び市町村は、臨時雇用創出事業計
画を定めたときは、遅滞なく、これを自治大臣
に提出するものとする。

3 前二項の規定は、臨時雇用創出事業計画の変
更について準用する。

(臨時雇用創出推進協議会)

第七条 都道府県及び市町村に、臨時雇用創出事
業に関する重要事項を調査審議するため、条例
の定めるところにより、臨時雇用創出推進協議
会を置くものとする。

2 臨時雇用創出推進協議会は、労働団体を代表
する者、経済団体を代表する者及び学識経験の
ある者をもつて組織されるものとする。

(自治大臣の助言)

第八条 自治大臣は、臨時雇用創出事業の実施に
関し必要があると認めるときは、地方公共団体
に対し助言することができ。

(政令への委任)

第九条 この法律の実施のための手続その他その
施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、昭和五十六年三月三十一日
限り、その効力を失う。

(自治省設置法の一部改正)

第三条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二
百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条 第一項第二十八号の二の次に次の一号
を加える。

二十八の三 地方公共団体に対する臨時雇用
創出交付金の交付に関する法律(昭和五十
三年法律第 号)の施行に関する事務
を行うこと。

第十二条 第十九号の次に次の一号を加える。
十九の二 地方公共団体に対する臨時雇用創
出交付金の交付に関する法律の施行に関す
ること。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約四千四百億
円の見込みである。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律案
一、昭和四十二年以後における地方公務員等
共済組合法の年金の額の改定等に関する法律
等の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法の一部を改正する法律
道路交通法(昭和三十三年法律第五号)の一部
を次のように改正する。

目次中「横断歩行者」を「横断歩行者等」に、
「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等」第六十
二条「第六十三条の二」を「第十二節 整備不良

車両の運転の禁止等(第六十二条―第六十三条の交通方法の特例(第六十三条の三)第六十三条の二)に、「雇用者等」を「使用者」に改める。

第二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分のいう。

第二条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 自転車 ベダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く)であつて、身体障害者用の車いす及び小児用の車以外のものをいう。

第二条第三項第二号中「二輪の自転車」を「二輪若しくは三輪の自転車」に改める。

第十四条第一項中「携えて」を「携え、又は政令で定める盲導犬を連れて」に改め、同条第二項中「きこえない」を「聞こえない」に、「携えて」を「携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて」に改める。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く)以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができ。

第十七条の付記中「第三項まで及び第五項」を「第四項まで及び第六項」に改める。

第十七条の二を次のように改める。

(軽車両の路側帯通行)
第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯(軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画され

たものを除く)を通行することができる。

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則 第二項については第二百一十一条第一項第五号)

第十七条の三を削る。

第十九条第二項を削り、同条の付記中「第一項については」を削る。

第三十条第三号中「又は横断歩道」を、横断歩道又は自転車横断帯に改める。

「第六節の二 横断歩行者の保護のための通行方法」を「第六節の二 横断歩行者等の保護のための通行方法」に改める。

第三十八条の見出しを「横断歩道等における歩行者等の優先」に改め、同条第一項中「横断歩道に接近」を「横断歩道又は自転車横断帯(以下この条において「横断歩道等」という。)に接近」に、「当該横断歩道」を「当該横断歩道等」に、「歩行者がないこと」を「歩行者又は自転車(以下この条において「歩行者等」という)がないこと」に、「横断歩道により」を「横断歩道等により」に、「歩行者があるとき」を「歩行者等があるとき」に改め、同条第二項中「横断歩道」を「横断歩道等」に、「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条第三項中「横断歩道」を「横断歩道等」に改める。

第三十九条第一項中「消防自動車、救急自動車その他」を「消防用自動車、救急用自動車その他の」に、「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四十一条第一項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に、同条第四項中「もつぱら」を「専ら」に、「第十七条第三項及び第五項」を「第十七条第四項及び第六項」に改める。

第四十一条の二第一項中「附近」を「付近」に、「消防自動車」を「消防用自動車」に改め、同条第四項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に、「並びに第四十条第一項」を「第四十条第一項、第六十三条の六並びに第六十三条の七」に改める。

第四十四条第一号中「横断歩道」の下に、「自転車横断帯を加え、」附近」を「付近」に改め、同条第三号中「横断歩道の下に」又は「自転車横断帯を加える。

第五十条第二項中「横断歩道」の下に、「自転車横断帯」を加える。

第五十一条第八項中「五千元」を「一万元」に、「一日当たり三千元をこえない」を「一時間当たり五百円を超えない」に改める。

第五十二条第一項中「この条の下に」及び「第六十三条の九第二項」を加える。

第六十二条の付記中「同条第二項」の下に、「第六十二条第一項第八号の二、同条第二項」を加える。

第三章第十二節の次に次の一節を加える。

第十三節 自転車の交通方法の特例
(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が総理府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車、他の車両を牽引していないもの(以下この節において「普通自転車」という)は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)
(普通自転車の歩道通行)
第六十三条の四 普通自転車は、第十七条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により通行することができるとされ、歩道を通行することができる。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を除く通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない。

(罰則 第二項については第二百一十一条第一

項第五号)
(普通自転車の並進)
第六十三条の五 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第十九条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が三台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

(自転車の横断の方法)
第六十三条の六 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

(交差点における自転車の通行方法)
第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項並びに第三十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

(自転車の通行方法の指示)
第六十三条の八 警察官等は、第六十三条の六若しくは前条第一項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定める通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第二項の規定に違反して通行している普通自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道により通行させるべきことを指示することができる。

(罰則 第二百一十一条第四号)
(自転車の制動装置等)
第六十三条の九 自転車の運転者は、総理府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

2 自転車の運転者は、夜間（第五十二条第一項後段の場合を含む）、総理府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第五十二条第一項前段の規定により尾燈をつけている場合は、この限りでない。

（罰則）第一項については第百二十条第一項第八号の二、同条第二項

「第四章 運転者及び雇用者等の義務」を「第四章 運転者及び雇用者等の義務」に改める。

第六十六条の付記中「第百十八条第一項第三号」を「第百十七号の二第一号の二、第百十八条第一項第三号」に改める。

第六十八号及び第六十九号を次のように改める。

（共同危険行為等の禁止）

第六十八条 二人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において二台以上の自動車又は原動機付自転車を追って通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（罰則）第百十八条第一項第三号の二

第六十九号 削除

第七十一号第二号中「目が見えない者」を「身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき」に、「きこえない」を「聞こえない」に、「第十四条第二項」を「同条第三項」に、「同条第一項若しくは第二項」を「同項」に改める。

第七十一号の三の見出し中「自動二輪車」を「自動二輪車等」に改め、同条第一項中、政令で定める道路の区間においてはを削り、同条第二項中「道路標識等により指定された」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメツ

トをかぶつて原動機付自転車を運転するように努めなければならない。

第七十一号の三に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の乗車用ヘルメツの基準は、総理府令で定める。

第七十一号の三に付記として次のように加える。

（罰則）第三項については第百二十条第一項第九号

「第三節 雇用者等の義務」を「第三節 使用者の義務」に改める。

第七十四号を次のように改める。

第七十四号 車両等の使用者は、その者の業務に關し当該車両等を運転させる場合には、当該車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該車両等の運行を直接管理する地位にある者に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に關する事項を遵守させるように努めなければならない。

2 消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車の使用者は、当該自動車の運転者に対し、当該自動車の安全な運転を確保するために必要な教育を行うように努めなければならない。

第七十四号の二の見出しを「（安全運転管理者等）」に改め、同条第七項中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に、「行なり」を「行い」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に、「一次条第一項の規定に違反したとき」を「第一項又は第二項の総理府令で定める要件を備えないこととなつたとき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「安全運転管理者」の下に「又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）」を加え、同

項を同条第三項とし、同条第一項中「業務を除く」の下に「第九項において同じ」を加え、「行なわせる」を「行わさせる」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、総理府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について総理府令で定める要件を備える者のうちから、総理府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

第七十四号の二に次の一項を加える。

9 公安委員会は、安全運転管理者が選任されている自動車の使用の本拠について、自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るため必要があると認めるときは、当該安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は当該安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を命ずることができる。

第七十四号の二の付記中「及び第三項」を、「第二項及び第四項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

第七十五号を次のように改める。

（自動車の使用者の義務等）

第七十五号 自動車の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に關し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をするを容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者（第百七条の二の規定により国際運転免許証で自動車を運転することができるとされしている者を含む。）以下この項において同じ。）でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者（第九十条第三項、第百三条第二項若しくは第四

項又は第百三条の二第一項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。）が運転すること。

二 第二十二條第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

三 第六十五條第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

四 第六十六條の規定に違反して自動車を運転すること。

五 第八十五條第五項若しくは第六項の規定に違反して大型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して普通自動車を運転し、又は同条第八項の規定に違反して自動二輪車を運転すること。

六 第五十七條第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。

2 自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に關し自動車を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合において、当該命令に係る自動車の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は通運事業法の規定による通運事業者であるときは、当該事業者を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

4 公安委員会は、第二項の規定による命令をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該命令に係る自動車の使用者に対し、命令をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場

所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 聴聞に際しては、当該命令に係る自動車の使用者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

6 聴聞を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、道路交通に関する事項に専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

7 公安委員会は、当該命令に係る自動車の使用者又はその代理人が正当な理由がなく出頭しないとき、又は当該命令に係る自動車の使用者の所在が不明であるため第四項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第二項の規定による命令をすることができる。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、聴聞の実施について必要な事項は、政令で定める。

9 公安委員会は、第二項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に対し、運転し、又は運転させてはならないこととなる自動車の番号標の番号その他の総理府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に総理府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

10 前項の規定により標章をはり付けられた自動車について、当該自動車の使用者から当該自動車を買い受けた者その他当該自動車の使用について権限を有する第三者は、総理府令で定めるところにより、公安委員会に対し、当該標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、当該標章を取り除かなければならない。

11 何人も、第九項の規定によりはり付けられた

標章を破損し、又は汚損してはならず、また、当該自動車に係る運転の禁止の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

(罰則) 第一項第一号、第二号及び第五号については第百八十八条第一項第三号の三、第百二十三条 第一項第三号については第百七十七号の二、第百九十九条第一項第十一号、第百二十三号 第一項第四号については第百七十七号の三、第百九十九条第一項第六号については第百九十九条第一項第十二号、第百二十三号 第二項については第百九十九条第一項第十三号の二、第百二十三号 第十一号については第百二十一号第一項第九号)

第七十五号の三(「自動車専用道路」の下に「(以下「高速自動車国道等」という。))を加え、同条の付記中「第百九十九条第一項第十二号の二を「第百九十九条第一項第十二号の三」に改める。

第七十五号の八第一項中「高速自動車国道又は自動車専用道路」を「高速自動車国道等」に改める。

第七十五号の十及び第七十五号の十一を次のように改める。

(自動車の運転者の遵守事項)
第七十五号の十 自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原動機オイルの量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合においては、高速自動車国道等において燃料、冷却水若しくは原動機オイルの量の不足のため当該自動車を運転することができなくなることを又は積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

2 自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転するときは、当該自動車に備えられている座席ベルトを装着し、及び当該自動車に乗車している他の者に装着させるように努めなければならない。

(罰則) 第一項については第百九十九条第一項第十二号の四、同条第二項)

(故障等の場合の措置)
第七十五号の十一 自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道若しくはこれに接する加減車線、減速車線若しくは登坂車線(以下「本線車道等」という。))又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運転することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。

2 自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道等において運転することができなくなつたときは、速やかに当該自動車を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則) 第一項については第百二十条第一項第十二号の二)

第八十五号中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 普通免許を受けた者で、大型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動車を運転することはできない。

8 二輪免許を受けた者で、二輪免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める自動二輪車を運転することはできない。

第八十五号の付記中「及び第六項」を「から第八項まで」に改める。

三号中「第百八十八条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号」を「第百八十八条第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第百六条中「若しくは同項ただし書、同条第三項」を「第百一条第二項前段若しくは第百一条の二第三項前段の規定により免許証の更新をし、若しくは第九十条第一項ただし書、第三項」に改める。

第百七条の二中「第百七条の五第一項の規定により、若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の規定により、又は第百七条の五第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止されている者」を「第八十八条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する者」に改める。

第百八条の二第一項第一号中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公安委員会は、前項各号に掲げるもののほか、車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るため車両の運転者に対する講習を行うよう努めなければならない。

第百八条の三の見出し中「雇用者」を「使用者」に改め、同条中「当該車両等の運転者の雇用者」を「当該違反に係る車両等の使用者」に、「当該雇用者」を「当該車両等の使用者」に改め、同条を第百八条の四とし、第百八条の二の次に次の一項を加える。

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)
第百八条の三 道路運送車両法第五十八條第一項、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五條又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)第五條第一項若しくは第二項の規定は、第九十条第一項ただし書若しくは第三項、第百三条第二項第二号、第百六条、第百七条の五第一項第二号又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

第百十條の二第三項中「第四号」の下に、「第四号の二」を加え、「第十七条第三項、第四項第五号若しくは第五項、第十七条の三第一項」を「第十七条第四項、第五項第五号若しくは第六項」に、「又は第二十三号」を「第二十三号、第六十三号の四第一項又は第六十三号の七第二項」に、「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に、「こゝを」を「超える」に、「行なう」を「行おう」に、「第十七条の三第一項及び第六十三号第一項」を「第二十二号第一項及び第六十三号の四第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に、「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項中「高速自動車国道又は自動車専用道路」を「高速自動車国道等」に、「第十七条第四項第四号」を「第十七条第五項第四号」に、「行なう」を「行おう」に改める。

第百十二條第五項中「千五百円」を「三千円」に、「五百円をこえない」を「千円を超えない」に改める。

第百十四條の三「高速自動車国道又は自動車専用道路」を「高速自動車国道等」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第百十四條の四第一項中「歩行者の下に」又は「自転車」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第百十七條の二第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第六十六條(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第三條の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができな

いおそれがある状態で車両等を運転した者に限る)。

第百十七條の二第二号中「車両等の運行を管理する者の義務」第一項第二号を「(自動車の使用者の義務等)第一項第三号」に、「車両等」を「自動車」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一

項第四号の規定に違反して、第一号の二に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

第百十八條第一項第一号中「第百七條の五第一項の規定により、若しくは同条第八項において準用する第百三條第四項の規定により、若しくは第百七條の五第九項において準用する第百三條の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止されている場合」を「第百十八條第一項第五号から第七号までのいずれかに該当している場合」に、「こゝを」を「超えている」に改め、同項第三号中「違反した者」の下に「(第百十七條の二第一号の二の規定に該当する者を除く)」を加え、同項第三号の二を次のように改める。

三の二 第六十八條(共同危険行為等の禁止)の規定に違反した者

第百十八條第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定に違反した者(第百十七條の二第三号の規定に該当する者を除く)。

第百十八條第一項第五号中「又は第六項」を「から第八項まで」に改める。

第百十九條第一項第二号中「横断歩道における歩行者」を「横断歩道等における歩行者等」に改め、同項第二号の二「(自転車道の通行区分)第一項」を「から第四項まで若しくは第六項」に改め、同項第五号中「違反」の下に「して車両等(軽車両を除く)」を運転させ、又は運転」を加え、同項第十一号を削り、同項第十一号の二「(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第二号」を「(自動車の使用者の義務等)第一項第三号」に、「車両等」及び「車両等(軽車両を除く)」を「を」を「自動車」に改め、同条を同項第十一号とし、同項中第十二号の二を第十二号の三とし、同条の次に次の一号を加える。

十二の四 第七十五條の十(自動車の運転者の

遵守事項)第一項の規定に違反し、本線車道等において当該自動車を運転することができなくなつた者又は当該自動車に積載している物を当該高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた者

第百十九條第一項第十二号中「(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第五号」を「(自動車の使用者の義務等)第一項第六号」に改め、同条の次に次の一号を加える。

十二の二 第七十五條(自動車の使用者の義務等)第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

第百十九條第二項中「又は第九号」を「第九号又は第十二号の四」に改める。

第百二十條第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第六十二條(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反して軽車両を運転させ、若しくは運転した者又は第六十三條の九(自動車の制動装置等)第一項の規定に違反した者

第百二十條第一項第九号中「第六号」の下に「第七十一條の三(自動二輪車等の運転者の遵守事項)第三項」を加え、同項第十一号の三「(安全運転管理者等)第一項」を「(安全運転管理者等)第一項」に改め、同条第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第七十五條の十一(故障等の場合の措置)第一項の規定に違反した者

第百二十條第二項中「第八号」の下に「第八号の二」を加える。

第百二十一條第一項第四号中「指示」の下に「又は第六十三條の八(自動車の通行方法の指示)を加え、同項第五号中「自動車道の通行区分」を「軽車両の路側帯通行」に改め、「第十七條の三(自動車の歩道通行等)第三項」を削り、「禁止第一項」を禁止」に改め、「第四項」の下に「第六十三條の三(自動車の歩道通行)第六十三條の四(普通自動車の歩道通行)第一項」を加え、同項第九号中「第七項」の下に「第七十五條(自動車の使

用者の義務等)第十一項」を加え、同項第九号の二「(安全運転管理者等)第二項」を「(安全運転管理者等)第三項」に改める。

第百二十三條中「第百十七條の二第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、「第百十八條第一項第三号の二」を「第百十八條第一項第三号の三」に改め、「第十一号の二」を削り、「第十二号」の下に「第十二号の二」を加える。

第百二十五條第二項第一号中「若しくは第六項」を「から第八項まで」に、「大型自動車」を「自動車」に改め、同項第三号中「酒に酔つた状態」の下に「第百十七條の二第一号の二に規定する状態」を加える。

別表中「別表」を「別表(第百二十五條、第百三十條の二関係)」に、「あたる」を「当たる」に、「こゝを」を「超える」に、「若しくは第十五号」を「第十二号の四若しくは第十五号」に、「又は第六号」を「若しくは第六号又は第七十一條の三第三項」に改め、「第十二号」の下に「第十二号の二」を加える。

附則

1 この法律は、昭和五十三年十二月一日から施行する。ただし、第八十五條の改正規定、第百十八條第一項第五号の改正規定及び第百二十五條第二項第一号の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 昭和五十四年三月三十一日までの間は、改正後の道路交通法(以下「新法」という)第七十五條第一項第五号中「大型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して普通自動車を運転し、又は同条第八項の規定に違反して自動二輪車を運転すること」とあるのは、「大型自動車を運転すること」とする。

3 この法律の施行前に改正前の道路交通法(以下「旧法」という)第七十四條の二第三項の規定によりされた解任命令は、新法第七十四條の二第四項の規定による解任命令とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第八十七條第一項の規定により受けている仮運転免許の有効期

間は、新法第八十七条第五項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に係る運転免許を受けた者（国際運転免許証を所持する者を含む。）に対する警察署長による運転免許の効力の停止（自動車等の運転の禁止を含む。）については、新法第八十三条の二第一項第二号及び第三号（新法第八十七条の五第九項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為については、新法第八十八条の三の規定は、適用しない。

7 この法律（附則第一項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律（附則第一項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした反則行為については、新法第二百二十五条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「第百十七條の二第一号」の下に「若しくは第一号の二又は第百十八條第一項第一号若しくは第五号」を加え、同項第三号中「第百十八條第一項第一号から第三号まで若しくは第五号」を「第百十八條第一項第二号若しくは第三号」に改める。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「死亡」を「在職中死亡の場合の死亡」に、「第六條の二」を「第六條の三」に改める。

第六條の二第一項中「この項」を「次条まで」に改め、同項第二号中「及び第十條の二第一項第二号ロ」を「次条第一項第二号、第十條の二第一項第二号ロ及び第十條の三第一項第二号ロ」に改め、同条第十二項中「及び沖繩の」を「沖繩の」に、「係る年金」を「係る年金を含む。以下同じ。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十三年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第六條の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十三年三月三十一日以前の退職に係る年金（第十二項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、当該年金の改定年金額は、改定前の年金額の計算の基礎となつてゐる組合員期間に基づいて算定するものとし、当該年金の給付事由が生じた日（廃疾年金にあつてはこれを受ける者の退職の日とし、遺族年金にあつてはこれを受ける者に係る組合員の退職の日とする。）以後に新法の規定による退職年金等の額の算定に関する

新法又は施行法の規定の改正が行われ、その改正後の規定が当該年金の額の算定について適用されないこととなつてゐるときは、これらの規定に代えて当該給付事由が生じた日において施行されてゐた新法又は施行法の規定を適用して算定するものとする。

一 昭和五十一年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額に〇・七を乗じて得た額に千三百円を加えた額（当該新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額とし、その加えた額のうち新法の給料年額に係るものについては、四百五十六万円を限度とする。）

二 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間の退職に係る年金 当該年金の額（その額につき年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十一年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。）に係る年金については、当該退職の日とその者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の

年金額の算定の基準となるべき新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額）に〇・七を乗じて得た額に千三百円を加えた額（当該新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額）

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額（遺族年金については、その額につき新法第九十三條の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間（六十二年）に達しているものに係る年金 六十二年二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間（六十六年）に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 三十一万一千円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間（六十六年）に達しているもの

係る年金 六十二万二千円

ロ 六十歳以上の者で、實在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者で、實在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 遺族年金（新法第九十七条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。以下第八項までにおいて同じ。）次のイからへまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからへまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が最短期間年金に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。） 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が九年未満のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が最短期間年金に達しているもの 三十一万一千円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が最短期間年金に達しているもの 三十一万一千円

つた組合員期間のうち實在職した期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が最短期間年金に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

3 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、同項第三号の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二条の七第三項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、同項の規定に準じて改定する。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、同年五月分以後、その額を、同項（遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、同項及び第三項）の規定に準じて改定する。

五又は第三項（前項の規定によりこれに準ずることとされる場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が最短期間年金に達しているもの 三十六万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。） 二十七万円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が九年未満のもの 十八万円

7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二条の七第三項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千円

金のうち遺族年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第六項（遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、前二項）の規定に準じて改定する。

9 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

10 第二項から第八項までの規定は、地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等（新法第九十七条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）のうち昭和五十二年四月一日以後の退職に係る年金で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものの額の改定について準用する。

11 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等（次項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

12 沖繩の退職年金等で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、第一項から第九項まで及び前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十條の二第四項中「含む。」の下に「以下「沖繩の通算退職年金等」という。」を加え、同條の次に次の一條を加える。
（昭和五十三年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）
第十條の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十二年三月三十一日以前の退職に係る年金（第四項の規定の適用を受ける

ものを除く。第三項において「昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金」という。昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十三万三千二百二十四円

二 通算退職年金の仮定給料（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十一年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じ、これに千三百円を加えた額（その乗じて得た額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額とし、四百五十六万円を限度とする。）を十二で除して得た額

ロ 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた給料（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十一年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。）に係る通算退職年金については、当該退職の日）にその者について当該改正後の給

与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料）に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じ、これに千三百円を加えた額（その乗じて得た額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額）を十二で除して得た額

2 第七條の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第十條の三第一項の場合」と、昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十三年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十條の三第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十條の三第一項」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第三」とあるのは「新法別表第三（昭和五十一年九月三十日以前に退職した者）については、昭和五十一年改正前の新法別表第三」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十條の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十條の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替へるものとする。

3 昭和五十一年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算退職年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 沖縄の通算退職年金等昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改

定する。
第十一條中「第六條の二」を「第六條の三」に改める。
第十三條の四の次に次の一條を加える。
（昭和五十三年度における地方議會議員共済会の年金の額の改定）

第十三條の五 地方議會議員であつた者に係る新法の規定による地方議會議員の退職年金等のうち昭和五十一年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議會議員であつた者に係る施行法第四十二條の二に規定する互助年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十一年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議會議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額（同日において適用されていた地方議會議員共済会の定款で定め

る標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十一年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額（その額が、都道府県議會議員共済会、市議會議員共済会又は町村議會議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第四十二條の三第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。）に二・九を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を新法第百六十一條第二項に規定する標準報酬年額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一條第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第四十二條の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金

については、昭和五十三年四月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。
第十九條中「第十條の二」を「第十條の三」に改める。
附則第十條中「第四條から第十五條まで」を削る。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第二條 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二號）の一部を次のように改正する。

第九十三條の三第一項中「次の各号」を「次の各号の一」に改める。
第九十三條の五第一項中「次の各号」を「次の各号の一」に、「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千円」に、「二十四千円」を「三万六千円」に改める。
第九十四條第三項中「三十六万円」を「三十八万円」に改める。
第九十四條の二第六項第二号中「復婦組合員」の下に「公務傷病によらないで」を加える。
第九十四條第四項中「三十六万円」を「三十八万円」に改める。
第二百二十條中「行なう」を「行う」に、「この章に規定する」を「この法律に規定する団体共済組合の」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則第三條の二及び第四十條の二中「四年」を「六年」に改める。
（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三號）の一部を次のように改正する。
第三條の三第一項第二号及び第五号中「昭和五十一年法律第二十六號」を「昭和五十三年法律第 号」に改める。

第十一條第十項中「五年」を「十三年」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第

十項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を削る。

第十二条第一項第一号中「同法同条」を「同条」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同項第二号及び第三号中「同法同条同項」を「同項」に、「及び第十項から第十三項まで」を「第十項及び第十一項」に改め、同条第二項中「同法同条同項」を「同項」に改める。

第二十七條第七項中「五年」を「十三年」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第十一項」を「第十二項及び第十三項」を「第十一項」に、「第十三項」を「第十項各号」に改め、「同項中「前項各号」」に改め、「同条第十三項中「第十項各号」」とあるのは「第二十七條第八項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と、「第十一項」とあるのは「同条第八項」とを削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第三十八條第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「五年」を「十三年」に改め、「三分の二」の下に「に相当する金額」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第三十九條中「第七項」を「第五項」に改める。

第四十一條第一項第一号中「ない場合」の下に「又は扶養遺族が一人である場合」を加え、「七十二万円」を「八十五万二千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「七十五万六千円」を「八十七万六千円」に改め、同項を同項第三号とし、同条第二項中「七十二万円」とあり、「七十三万二千円」とあり、及び「七十五万六千円」とあるのは、「六十九万六千円」を「八十五万二千円」とあり、及び「八十七万六千円」とあるのは、「八十四万四千円」に改

め、同条第三項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に改める。

第五十七條第二項中「同法」を「法律第五十五号」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「又は第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同項第一号中「同法による」を「法律第五十五号による」に改め、同項第二号中「附則第三十九條、同法」を附則第三十九條、法律第五十五号に改め、同条第四項中「同法」を「法律第五十五号」に改め、同条第六項及び第七項中「第三十八條第七項」を「第三十八條第五項」に改める。

第五十八條中「第五十八條」を「次条」に改める。

第五十九條第二項中「及び第十項から第十三項まで」を「第十項及び第十一項」に改める。

第六十八條第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「から第六項まで」を「及び第四項」に改め、同条第三項中「五年」を「十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第七十六條第二項中「から第五項まで」を「及び第四項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第三項中「五年」を「十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第六十八條第五項及び第六項」を「第六十八條第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第三項」を「前項」に改め、「同条第六項中「第一項第一号」とあるのは「第七十六條第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」とを削り、同項を同条第四項とする。

第八十三條第二項中「第七項」を「第五項」に、「前項」とあるのは「第八十三條第二項において準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号」と、同条第五項中「第三項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する第三項第一号」と、同条第六項中「第三

項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」を「前項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する前項第一号」に改める。

第八十三條の二第一項中「第七項」を「第五項」に改める。

第八十六條中「第六十七條第二項」を「前項」に改める。

第九十條第一項中「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第二項中「五年」を「十三年」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「算定した金額」の下に「前項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定により算定した金額」を加え、同項第一号中「同法による」を「法律第五十五号による」に、「又は同法」を「又は法律第五十五号による改正前の恩給法」に改め、同項第二号中「同法」を「法律第五十五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第九十條第一項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「その者が第五項」を「その者が第四項」に、「その者を第五項において準用する同条第五項」を「その者を同項」に改め、同項を同条第七項とする。

第九十七條第一項第二号中「こえ」を「超え」に改め、同条第三項中「が五年」を「が十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第九十條第七項から第九項まで」を「第九十條第六項及び第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七條第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第三項」とあるのは「同条第四項」と、同条第九項中「第五項において準用

する第五十七條第五項」とあり、及び「第五項において準用する同条第五項」とあるのは「第九十七條第五項」を「同条第七項中「第四項において準用する第五十七條第五項」とあるのは「第九十七條第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

第四百四條第二項中「第七項まで」を「第五項まで」に、「前項」とあるのは「第四百四條第二項において準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号」と、同条第五項中「第三項各号」とあるのは「第四百四條第二項において準用する第三項第一号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第四百四條第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」を「前項各号」とあるのは「第四百四條第二項において準用する前項第一号」に改める。

第四百四條の二第一項中「第四項及び第六項」を「第三項及び第五項」に、「第七項まで」を「第五項まで」に改める。

第四百一一條第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第十三項」を「第十一項」に改める。

第四百十九條の二第二項中「第七項まで」を「第五項まで」に改める。

第四百二十九條の二第二項中「第十條第一項中「又は前二條」とあるのは「若しくは新法第四百十條の二第四項又は前二條」と、同項第二号中「除いた期間」とあるのは「第十條第一項第一号中「除いた期間」とあるのは、」に改める。

第四百四十三條の三第三項中「五年」を「十三年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第四百四十三條の三第五項及び第六項」を「第四百四十

三条の三、第四項」に、「第百四十三條の三、第五項中「第三項」を「同項中「前項」に改め」、「同條第六項中「第四項」とあるのは「第百四十三條の三、第十項」とを削り、同項を同條第四項とする。

第四百四十三條の十三第三項中「第七項」を「第五項」に、「前項」とあるのは「第四百四十三條の十三第三項において準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「同項第二号」と、同条第五項中「第三項各号」とあるのは「第四百四十三條の十三第三項において準用する第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第四百四十三條の十三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三項において準用する第四項」を「前項各号」とあるのは「第四百四十三條の十三第三項において準用する前項第二号」に改める。

第四百十三條の十四中「第七項」を「第五項」に改める。

別表第二中二、四八五、四〇〇〇円を「二、七二、四〇〇〇円」に、「一、六二八、四〇〇〇円」を「一、七九三、四〇〇〇円」に、「一、〇八五、四〇〇〇円」を「一、一二一、四〇〇〇円」に改め、同表の備考三中「十二万円」を「十五万円」に改め、同表の備考三中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万円」に改める。

附 則

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

第二條中地方公務員等共済組合法第九十三條の五第一項の改正規定及び第三條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の改正規定（同法第三條の三第一項第二号及び第五号、第四十一條、第二百二十九條の二第一項並びに別表第二の改正規定を除く。）並びに次条及び附則第四條の規定　昭和五十三年六月一日

二 第三案中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の三第一項第二号の改正規定 昭和五十三年十月一日

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第九十三条の五第一項（改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付について、同年六月分以後適用する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第三条 改正後の法第百十四条第三項及び第二百四条第四項の規定は、昭和五十三年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（長期在職者の老齡加算等に関する経過措置）
 第四條 第三條の規定による改正後の地方公務員

等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十一條第十項及び第十一條第十一項、第十二條第一項及び第二項、第二十七條第七項から第九項まで、第三十八條第三項から第六項まで、第三十九條、第五十七條第三項、第六項及び第七項、第五十九條第二項、

第六十八條第二項から第四項まで、第七十六條第二項から第四項まで、第八十三條第二項、第八十三條の二第一項、第九十條第二項から第七項まで、第九十七條第三項から第五項まで、第一百四條第二項、第一百四條の二第一項、第一百一條第二項、第一百十九條の二第一項、第一百四十三

条の三第三項及び第四項、第四百四十三条の十第三項及び第四項、第四百四十三条の十三第三項並びに第四百四十三条の十四の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

(公務傷病による死亡に係る遺族年金の額の

最低保障等に関する経過措置

第五条 改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」）

という。前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十三年四月分以後適用する。

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生

じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万円(扶養遺族が一人である場合には、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とある

のは「八十万六千円」と、「八十万四千円」とあるのは「七十四万六千円」と、同表中「二七三、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、二二一、四〇〇円」とあるのは「一、六一一、四〇〇円」と、同表の備考二中は

「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。
（長期在職者等の退職年金等の最低保障）
第六條 地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下「法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含むものとし、施行日以後に退職

し、又は死亡した組合員（団体共済組合員を含む。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）で次の各号に掲げるものについては、その額（遺族年金については、その額につき法第九十三条の五（法又は施行法において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用がある

場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイから

ハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲
げる年金の区分に応じそれぞれイからハまで
に掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間（団体共済組合員期間を含む。以下同じ。）のうち喪在職した期間（以下この号におい

て「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 六十二万二千円

口 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を

場合を含む。に規定する遺族をいう。以下同じ。である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十三万七千九百円

六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。） 二十五万三千四百円

六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十六万九千円

遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十一万一千円

遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の妻（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十三万三千三百円

イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、同項第三号の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、地方公務員の退職年金に関する条例による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間

は、この限りでない。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 一万四千円

3 法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項の規定に準じて改定する。

4 法の規定による遺族年金を受ける者が施行日から昭和五十三年四月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、同年五月分以後、その額を、第一項（遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、同項及び第二項）の規定に準じて改定する。

5 法の規定による遺族年金の額（法第九十三条の五又は第二項（前項の規定によりこれに準ずることとされる場合を含む。）の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、昭和五十三年六月分（同年六月一日以後に給付事由が生じたものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次号及び第三号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十六万六千円

六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。） 二十七万六千円

六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万六千円

前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七万六千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千円

7 法の規定による遺族年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、第五項（遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合には、前二項）の規定に準じて改定する。

8 第一項、第四項、第五項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第四項、第五項若しくは前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

（政令への委任）

第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、東京都財政確立に関する請願（第二八七八号）

一、地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願（第二八八三号）

一、東京都財政確立に関する請願（第二九六一号）（第二九七七号）（第二九八七号）

一、地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願（第三〇三六号）

一、東京都財政確立に関する請願（第三〇四六号）

第二八七八号 昭和五十三年三月三日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 埼玉県行田市本丸八ノ一 内山武雄 外六十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二八八三号 昭和五十三年三月三日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県八日市市昭和町二ノ一 富田むつ子 外百九十四名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第二九六一号 昭和五十三年三月七日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区松島四ノ一ノ五 子安ミキ 外百八十名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二九七七号 昭和五十三年三月七日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都新宿区北新宿四ノ七ノ四 増田静吉 外百十九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二九八七号 昭和五十三年三月七日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都足立区竹の塚五ノ一三〇二
栗原幸男外二百九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第三〇三六号 昭和五十三年三月九日受理
地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金
値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県大津市末広町四ノ五 八木
成和外百二十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第三〇四六号 昭和五十三年三月九日受理

東京都財政確立に関する請願
請願者 千葉県柏市光ヶ丘一、七六八光ヶ
丘団地 毛利智義外百八十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は同日）
一、地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の
一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「五万円」を「五十万円」に改
め、同項第四号中「附した」を「付した」に改め
る。
第五十二条第一項の表を次のように改める。

法 人 等 の 区 分		税 率
一 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。次号から第四号まで及び第四項において同じ。）が五十億円を超える法人（次項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）	年額	二十万円
二 資本の金額又は出資金額が十億円を超え五十億円以下である法人	年額	十万円
三 資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人	年額	二万円
四 資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人	年額	六千円
五 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額	一千円

第五十二条第四項中「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、「掲げる日」の下に「（第二項第一号に掲げる法人が保険業法に規定する相互会社で次条第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第

七十二條第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものである場合には、政令で定める日」を加える。
第七十二条の十四第一項ただし書中「第三号か

ら第六号まで」を「第四号から第七号まで」に、「以下第七十二条の十七第一項ただし書を第七十二条の十七第一項ただし書」に改める。
第七十三条の二に次の二項を加える。

11 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業を含む。次項及び第七十三条の二十九において同じ。）又は土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業（農用地開発公団が農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三号）により行う同法第十九条第一項第一号又はロの事業を含む。第七十三条の二十九において同じ。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下本項及び第七十三条の二十九において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができるとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下本項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取替者とみなして、不動産取得税を課する。

12 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地（以下本項において「保留地予定地」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地である土地について使用し、又は収益する

ことができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地である土地を取得することを目的とする契約が締結されたときは、当該契約の効力が発生した日として政令で定める日において当該保留地予定地である土地の取得がされたものとみなし、当該保留地予定地である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。
第七十三条の四第一項第二号中「もつばら」を「専ら」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「（以下第三百四十八条第二項第十号において「社会福祉事業」という。）及び（以下第三百四十八条第二項第十号において「更生保護事業」という。）を削り、同項第五号中「の外」を「のほか」に改め、同項第八号中「行なう」を「行う」に改め、「並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が経営する家畜診療所」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二 農業共済組合及び農業共済組合連合会が経営する家畜診療所の用に供する不動産並びにこれらの組合及び連合会が直接農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第九十八条の二（同法第百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による損害額の認定の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第九号中「若しくは同項第十二号」を「又は同項第四号若しくは第十二号」に、「土地又は同項第十二号の宅地と併せて造成する土地若しくは」を「土地及び」に、「若しくは同項第十二号」を「又は同項第十二号」に、「若しくは地方公共団体を」又は「又は地方公共団体の」に、「若しくは公共の用」又は「又は公共の用」に改め、同項第九号の二中「宅地開発公団が」を「宅地開発公団が」に改め、「含む」の下に「又は同項第十二号に規定する業務」を加え、「若しくは第十一号」を「又は第十一号」に、「又は同項第一号の宅地と併せて造成する

土地若しくは同号の「を」及び同項第一号の「に」に、「若しくは地方公共団体」を「又は地方公共団体」に、「若しくは公共の用に」を「又は公共の用に」改め、同項第九号の三中「若しくは第三項第二号」を「又は第三項第二号若しくは第四号」に、「又は同号の宅地と併せて取得し、若しくは造成する土地若しくは同項第一号の住宅の建設若しくは同項第二号の宅地の取得若しくは造成と併せて建設する家屋で国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するもの」を「並びに地方住宅供給公社が同項第二号の宅地の取得若しくは造成又は同項第一号の住宅の建設若しくは同項第二号の宅地の取得若しくは造成と併せ、同項第六号に規定する業務として土地又は家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するものを取得し、若しくは造成し、又は建設する場合における当該土地及び家屋」に改め、同項第十一号の二中「こどもの国協会が」を「こどもの国協会が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十九 高圧ガス保安協会が高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条の二十八第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三條の五第一項中（昭和二十四年法律第九十五号）を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中（昭和四十九年法律第四十三号）を削る。

第七十三條の六第三項中（昭和二十九年法律第九十九号）及び（昭和五十年法律第六十七号）を削る。

第七十三條の十四第六項及び第七十三條の二十七の二第一項中「若しくは土地開発公社」を「土地開発公社若しくは地域振興整備公団」に改める。

第七十三條の二十七の六第一項中「行なう」を「行う」に改め、「五年以内」の下に「これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について

て土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査が開始された場合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日以後一年を経過する日）がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日以後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「当該取得の日から五年以内の期間」とあるのは「当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替へるものとする。

第七十三條の三十を削り、第七十三條の二十九を第七十三條の三十とし、第七十三條の二十八の次に次の一号を加える。

（仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等）

第七十三條の二十九 土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地等の指定があつた場合における当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができるとなつた日前における当該仮換地等に対応する従前の土地の取得に係る第七十三條の二十四の規定の適用の特例その他本節の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十三條の三第一項中「千五百円」を「二千円」に改める。

第三百二十二條第一項の表を次のように改める。

法 人 等 の 区 分		税 率
一 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。次号から第四号まで及び第五項において同じ。）が五十億円を超える法人（第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）で市町村内に住所を有する事務所、事業所又は寮等の従業員（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第四号まで及び第五項において「従業員数の合計数」という。）が百人を超えるもの	年額	八十万円
二 資本の金額又は出資金額が十億円を超え五十億円以下である法人で従業員数の合計数が百人を超えるもの	年額	四十万円
三 資本の金額又は出資金額が十億円を超える法人で従業員数の合計数が百人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業員数の合計数が百人を超えるもの	年額	八万円
四 資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業員数の合計数が百人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が千円を超え一億円以下である法人	年額	二万四千円
五 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額	八千円

第三百二十二條第二項中「十三万四千円」を「百万円」に、「四万円」を「五十六万円」に改め、「第三号」の下に「に掲げる法人については十三万四千円を、同表の第四号に掲げる法人については四万円を、同表の第五号を加え、同条第五項中「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、「掲げる日」の下に「（第三項第一号に掲げる法人が保険業法に規定する相互会社で第三十二條の八第一項の法人税法第七十一條第一項（同法第七十二條第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものである場合には、当該相互会社の資本の金額又は出資金額については、政令で定める日）を加える。

第三百四十三條第六項中「土地区画整理法による土地区画整理事業」の下に「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法による住宅街整備事業を含む。以下本項において同じ。」を加え、「土地区画整理法第百條の二の規定

によつて土地区画整理事業の施行者が」を「土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第百條の二（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第八十三條において準用する場合を含む。）の規定によつて」、「土地区画整理事業の施行者以外」を「土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外」に改める。

第三百四十八條第二項第二号の五中「政令で定める市街地の区域の下に」又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域」を加え、同項第三号中「つばら」を「専ら」に改め、同項第六号の二中「（昭和二十六年法律第二百四号）を削り、同項第十号中「社会福祉事業、更生保護事業」を「社会福祉事業、更生保護事業、更生緊急保護法による更生保護事業」に改め、同項第十一号中「の外」を「のほか」に改め、同項第十一号の三中「行なう」を「行う」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第十一号

に於ける特別土地保有税に係る納税義務の免除に
関し必要な事項を調査審議させるため、市町村
に特別土地保有税審議会を置く。

る者及び地方公共団体の職員のうちから、市町村長が任命する者をもつて組織する。

3 前項に定めるもののほか、特別土地保有税審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第六百七条第二項中「(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。)」を削り、「又は第六百三十三條第三項を、第六百三十三條又は第六百三十三條の二第四項に改める。

第六百八条第一項第四号中「又は第六百三十三條第三項を、第六百三十三條又は第六百三十三條の二第四項に改める。

第七百一条の三十四第三項第十五号中「共同施設」の下に「で同法第二條第一項に規定する組織工業に屬する事業の用に供するもの」を加え、同項第十六号中「共同施設」の下に「で同法第二條第一項の規定により指定された伝統的工芸品に關する産業の用に供するもの」を加え、同項第二十二号中「又はロの資金の貸付け(これらに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む。又は施設の譲渡を受けて当該事業を実施する場合における当該事業」を「の資金の貸付け(これに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む。))を受けて設置する施設及びこれらの者から同号ロの譲渡を受けた施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業」に改め、同項第二十三号中「共同利用施設」の下に「で同法第二條第一項に規定する振興事業の用に供するもの」を加え、「第十号」を「第九号」に、「第十四号」を「第十号」に、「基づく高度化事業」を「基

づき設置する施設のうち当該高度化事業計画に基づき高度化事業又は当該高度化事業に係るものとして政令で定める事業」に改め、同法第五項中「限る」の用に供する施設を「限る」又は当該高度化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設のうち当該計画に基づき設置する施設」に改める。

第七百一条の四十一第三項中「当該取壊しが完了し、又は当該取壊し等の事情が生じた日から二年以内」を削り、「限る」の下に「当該取壊しが完了し、又は当該取壊し等の事情が生じた日から二年以内(従前の事業所用家屋に代わるものと認められる事業所用家屋の新築又は増築に要する期間が通常二年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると指定都市等の長が認める場合には、納税義務者の申請に基づき指定都市等の長が定める相当の期間内)」を加え、同法第九項中「これらの規定の適用に關し必要な事項」の下に「第三項の申請の手続」を加える。

第七百一条の五十九第二項及び第七百一条の六十第一項第四号中「又は第四項」を「若しくは第四項」に改め、「含む」の下に「又は第七百一条の五十一の二第二項を加える。

第七百二条の三「百分の〇・二をこえる」を「百分の〇・三を超える」に改める。

第七百三十三條の四第四項中「十七万円」を「十九万円」に改める。

第七百三十四條第三項の表第三百十二條第一項の項及び第三百十二條第二項の項を次のように改める。

第三百十二條第一項

八十万円	八十万円(事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合(以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。))以外の場合には、百万円)
四十万円	四十万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、五十万円)

八万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二條第一項の表の第一号に該当するものについては二十八万円、同表の第二号に該当するものについては十八万円、同表の第三号に該当するものについては十万円)

二万四千円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二條第一項の表の第三号に該当するものについては四万四千円、同表の第四号に該当するものについては三万円)

八千円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、一万円)

百万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、百二十万円)

五十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、六十六万円)

十三万四千円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二條第一項の表の第一号に該当するものについては三十三万四千円、同表の第二号に該当するものについては二十万四千円、同表の第三号に該当するものについては十五万四千円)

同表の第四号に掲げる法人については四万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二條第一項の表の第三号に該当するものについては六万円、同表の第四号に該当するものについては四万六千円)

同表の第五号に掲げる法人等については一万三千円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、一万五千円)

法人等については一万三千円

附則第四條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 租税特別措置法第二十八條の五第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第四百四十條の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和五十二年又は昭和五十三年において生じた同法第二條第一項第二十五号の純損失の金額のうち

ち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第三十二條第八項又は第三百十三條第八項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「五年」とする。

(軽自動車税の特例)

第三十条の二 昭和五十三年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等が自治省令で定めるものに対して課する軽自動車税の標準税率は、第四百四十四条第一項の規定にかかわらず、昭和五十一年改正前の地方税法第四百四十四条第一項に規定する税率とする。

2 昭和五十三年度分の軽自動車税に限り、第四百四十四条第二項中「前項」とあるのは「前項又は附則第三十条の二第一項」と、同項各号の税率」とあるのは「前項各号の税率又は同条第一項の税率」と、同条第三項中「前二項」とあるのは

前二項及び附則第三十条の二第一項」とする。
附則第三十一条中「昭和五十三年五月三十一日」を「昭和五十六年五月三十一日」に改める。
附則第三十二条第二項及び第四項並びに附則第三十二条の二中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三第四項中「前三項」を「前各項」、「又は第二項」を「前三項まで」、「新増設に係る事業所税」を「事業所税」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項の表を次のように改める。

第七百一条の三十二 第二項	関する部分の規定	関する部分の規定又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項の規定
第七百一条の四十一 第一項及び第二項	(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)	(事業に係る事業所税に関する部分に限る。又は附則第三十二条の三第一項)
	(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。)	(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項)
第七百一条の四十一 第三項から第五項まで	(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。)	(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項)
第七百一条の四十三 第一項	(事業に係る事業所税に関する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。)	(事業に係る事業所税に関する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。又は附則第三十二条の三第一項)
	同条	第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三第一項
第七百一条の四十三 第二項	同条	第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三第一項
第七百一条の四十三 第三項	(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。)	(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項)

第七百一条の五十一
第一項 又は第七百一条の四十一第一項、第二項若しくは第七項(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。)

附則第三十二条の三第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定都市等は、中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)第二条に規定する中小企業者(以下本項において「中小企業者」という。)

が公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第十八条第二号に規定する施設で中小企業者の事業の用に供するものに係る事業所床面積及び従業員給与総額に対しては、当該事業が法人の事業である場合には昭和五十七年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には昭和五十七年分まで、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税(同項に規定する事業に係る事業所税をいう。次条において同じ)を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本条において同じ。」を削り、「事業に係る事業所税に関する部分に限る。」の下に「又は前条第一項」を加える。

附則第三十五条の二第二項中「昭和五十一年度」を「昭和五十四年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年十二月三十一日」に改め、同項第二号中「第二項」を「前項」に改める。

附則第三十五条の二の二第二項中「昭和五十三年度」を「昭和五十五年度」に改める。

若しくは第七百一条の四十一第一項、第二項若しくは第七項(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項)

附則第三十五条の四を削り、附則第三十五条の五を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の六を附則第三十五条の五とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第四百九十条の二第二項の改正規定は同年六月一日から、第四百九十条の三第一項の改正規定は同年十月一日から施行する。

(道府県民税に関する経過措置)
第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)

第五十二条第一項及び第四項の規定は、昭和五十三年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであった道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)
第三条 新法第七十二条の十四第一項(租税特別

措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第五十五条に關する部分に限る。)の規定は、法人の施行日以後に取得する租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号。以下「昭和五十三年法律第 号」という。)附則第十五条第二項の規定の適用を受ける昭和五十三年法律第 号による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等(以下この項において「特例適用特定株式等」という。)を含む。)について適用し、法人の施行日前に取得した同条第一項に規定する特定株式等(特例適用特定株式等を除く。)については、なお従前の例による。

3 新法第七十三条の二十七の六の規定は、昭和四十八年四月一日以後に行われた同条第一項に規定する土地の取得に係る不動産取得税について適用し、新法附則第十一條の三の規定は、同条に規定する土地の取得に係る不動産取得税について適用する。

法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税については、なお従前の例による。

例による。

(ガス税に關する経過措置)

第九条 新法第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十三年六月一日以後に使用するガスに對して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに對して課するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に對する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に對する法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法附則第十二條第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける新法附則第十二條第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地(以下この項において「農地等」という。)につき租税特別措置法第七十条の四第三項に規定する使用賃借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る不動産取得税について適用し、施行日前に昭和五十三年法律第 号による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける農地等につき同項第一号に規定する使用賃借による権利の設定がされた場合における当該農地等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の第三十項の規定は、昭和五十三年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に對して課すべき固定資産税から適用する。

第十條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に對して課する特別土地保有税に關する部分は、昭和五十三年度分の土地に對して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十三年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に對する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に對する法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法附則第十二條第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける新法附則第十二條第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地(以下この項において「農地等」という。)につき租税特別措置法第七十条の四第三項に規定する使用賃借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の第三十項の規定は、昭和五十三年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に對して課すべき固定資産税から適用する。

第十條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に對して課する特別土地保有税に關する部分は、昭和五十三年度分の土地に對して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十三年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に對する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に對する法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法附則第十二條第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける新法附則第十二條第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地(以下この項において「農地等」という。)につき租税特別措置法第七十条の四第三項に規定する使用賃借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の第三十項の規定は、昭和五十三年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に對して課すべき固定資産税から適用する。

第十條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に對して課する特別土地保有税に關する部分は、昭和五十三年度分の土地に對して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十三年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に對する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に對する法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法附則第十二條第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける新法附則第十二條第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地(以下この項において「農地等」という。)につき租税特別措置法第七十条の四第三項に規定する使用賃借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の第三十項の規定は、昭和五十三年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に對して課すべき固定資産税から適用する。

第十條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に對して課する特別土地保有税に關する部分は、昭和五十三年度分の土地に對して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十三年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法附則第九條第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に對する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に對する法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法附則第十二條第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける新法附則第十二條第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地(以下この項において「農地等」という。)につき租税特別措置法第七十条の四第三項に規定する使用賃借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の第三十項の規定は、昭和五十三年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に對して課すべき固定資産税から適用する。

第十條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に對して課する特別土地保有税に關する部分は、昭和五十三年度分の土地に對して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十三年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

係る事業所税をいう。以下この項において同じ。に關する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十三年以後の年度分の個人の事業について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年度の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に關する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は増築について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に關する経過措置）
第十二条 新法第七百二条の三の規定は、昭和五十三年度分の都市計画税から適用し、昭和五十二年分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十五条第九項の規定（都市計画税に關する部分に限る。）は、昭和五十二年一月一日までの間において取得された同項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。

（国民健康保険税に關する経過措置）
第十三条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十二年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（都の特例に關する経過措置）
第十四条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同項において適用する新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第七百三十四条第三項において適用する新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において適用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る都民税として納付した、又は納付すべきであつた都民税については、なお従前の例による。

（自動車税に關する経過措置）
第十五条 旧法附則第十二条の二の規定は、昭和五十二年分の自動車税については、なおその効力を有する。

（軽自動車税に關する経過措置）
第十六条 旧法附則第三十条の二の規定は、昭和五十二年分の軽自動車税については、なおその効力を有する。

（道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割に關する経過措置）
第十七条 旧法附則第三十五条の四の規定は、昭和五十年中に支払うべき退職手当等（地方税法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六号）による改正前の地方税法第二十三条第一項第六号又は第二百九十二条第一項第六号に規定する退職手当等をいう。）で同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された旧法第五十条の二又は第三百二十八条の規定によつて課する所得割については、なおその効力を有する。

（罰則に關する経過措置）
第十八条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二十条 地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。
附則第七條第十一項中「家屋及び償却資産に對して課する」の下に「昭和五十一年度分及び昭和五十一年度分」を加える。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律（地方交付税法の一部改正）

（昭和三十九年度及び昭和四十一年度）を「昭和五十一年度から昭和五十二年度までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度」に改める。

（昭和三十九年度及び昭和四十一年度）を「昭和五十一年度から昭和五十二年度までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度」に改める。

（昭和三十九年度及び昭和四十一年度）を「昭和五十一年度から昭和五十二年度までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度」に改める。

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項の表中「昭和五十一年度及び昭和五十一年度」を「昭和五十一年度から昭和五十二年度までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度」に改め、同表第三十九号中「昭和五十一年度及び昭和五十二年度」を「昭和五十一年度から昭和五十二年度までの各年度」に改め、同表第三十九号中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項中「昭和五十一年度及び昭和五十一年度」を「昭和五十一年度から昭和五十二年度までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度」に改め、同表第五十一号中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度」に改める。

第十四条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項の表道府県の項第一号から第三号までを次のように改める。

（昭和三十九年度及び昭和四十一年度）を「昭和五十一年度から昭和五十二年度までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度」に改める。

（昭和三十九年度及び昭和四十一年度）を「昭和五十一年度から昭和五十二年度までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度」に改める。

（昭和三十九年度及び昭和四十一年度）を「昭和五十一年度から昭和五十二年度までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年度」に改める。

4 公園費	人口	補正
(1) 經常経費	人口	補正

に、「昭和五十年及び昭和五十一年度」を「昭和五十年から昭和五十一年度までの各年度」に、「昭和五十一年度の財源対策のため同年度」

度の財源対策のため当該各年度」に改める。

第十四条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項の表道府県の項第一号から第三号までを次の

一 道府県民税	
1 均等割	前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数
2 所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額

を「昭和五十一年度及び昭和五十二年度の各年
ように改める。

3 法人税割	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準等の額
2 事業税	前年度分の個人の事業税の課税の基礎となつた所得金額及び納税義務者数
1 個人の行う事業に対する事業税	当該道府県内ニ事務所又は事業所を有する法人ニ係

三 不動産取得税	人口	補正
1 個人の行う事業に対する事業税	人口	補正
2 法人の行う事業に対する事業税	人口	補正

第十四条第三項の表市町村の項第一号を次のように改める。

- 1 市町村民税
- 2 均等割
- 3 所得割
- 4 法人税割

前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数
前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数
及び課税標準等の額
当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準等の額

附則第三条第一項中「並びに市町村民税の所得割及び法人税割を」と、市町村民税の所得割及び法人税割並びに特別とん譲与税に、「当該前年度」を「前々年度」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 昭和五十三年度に限り、前項中「市町村民税の所得割及び法人税割並びに特別とん譲与税」とあるのは「並びに市町村民税の所得割及び法人税割」と、「当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額」とあるのは「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割にあっては当該税目に係る前年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあっては当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため前年度又は前々年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあっては当該税目に係る前年度分又は前々年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため前年度又は前々年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」と、「当該前年度又は前々年度」とあるのは「当該前年度又は前々年度（道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割にあっては、当該前年度）」とする。

附則第八条の見出し中「昭和六十二年」を「昭和六十八年度」に改め、同条第一項を次のように改める。

昭和五十二年から昭和六十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべ

き交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号に掲げる額を減額した額とする。この場合において、第四号及び第五号の借入金金の額については、附則第六条第三項の規定を準用する。

一 第六条第二項の規定により算定した額
二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる金額

年 度	金 額
昭和五十二年	百二十四億円
昭和五十三年	四百七十億円
昭和五十四年	五百三十六億円
昭和五十五年	五百四十九億六千万円

三 次条又は附則第八条の第三項に規定する当該各年度における臨時地方特例交付金の額（昭和五十二年にあっては、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額千五百五十七億円とし、昭和五十三年にあっては、一般会計から同特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額二千二百五十一億円とする。）

四 当該各年度における借入金金の額に相当する額

五 当該各年度の前年度における借入金金の額に相当する額

附則第八条の二「資するため」の下に、「次条に定めるもののほか」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三 政府は、地方財政の状況にかんが

み、交付税の総額の確保に資するため、当分の間、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより交付税及び譲与税配付金特別会計において借入金をした場合において、当該借入金に係る借入純増額があるときは、当該借入純増額の二分の一に相当する額の臨時地方特例交付金を、同法の定めるところにより、当該借入金をした年度後の年度において一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。この場合において、当該臨時地方特例交付金の額については、附則第八条第二項の規定を準用する。

2 前項の借入純増額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した残額とする。この場合において、第一号及び第四号の借入金金の額については、附則第六条第三項の規定を準用する。

一 当該年度における借入金金の額に相当する額

二 当該年度における附則第八条第一項第二号の規定により加算すべき額に相当する額

三 前条又は次項に規定する当該年度における臨時地方特例交付金の額に相当する額（昭和五十三年にあっては、四百一十五億円）

四 当該年度の前年度における借入金金の額に相当する額

3 昭和五十三年度における第一項の借入純増額に係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に應じ、当該下欄に掲げる額とする。この場合において、当該年度ごとの臨時地方特例交付金の額については、附則第八条第二項の規定を準用する。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	四百三十億円
昭和六十年	四百八十億円
昭和六十一年	五百四十億円
昭和六十二年	六百億円
昭和六十三年	六百八十億円
昭和六十四年	七百六十億円
昭和六十五年	八百五十億円
昭和六十六年	九百五十億円
昭和六十七年	千六十億円
昭和六十八年	千八百七十七億五千万円

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第十二条とし、附則第十四条を附則第十三条とする。別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

地方団体の種類	経 費 の 種 類	測 定 単 位	単 位 費 用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 五、一八七、〇〇〇 円
二 土木費	道路橋りょう費		

	市町村
(2) 投資的経費	耕地の面積
2 林野行政費	林野の面積
(1) 經常経費	林野の面積
(2) 投資的経費	林野の面積
3 水産行政費	水産業者数
(1) 經常経費	水産業者数
(2) 投資的経費	水産業者数
4 商工行政費	人口
6 その他の行政費	道府県税の税額
1 徴税費	恩給受給権者数
2 恩給費	人口
3 その他の諸費	人口
(1) 經常経費	面積
(2) 投資的経費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
7 災害復旧費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
8 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十四年度において特別に発行を許可された地方債の額
9 特別事業償還費	地方税の減収補てんのた
10 地方税減収補てん償還費	昭和五十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
11 財源対策償還費	昭和五十一年度及び昭和五十二年の各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額
1 消防費	人口
2 土木費	人口
1 道路橋りよう費	人口

1	(1) 經常經費	道路の面積	千平方メートルにつき 七〇、三〇〇
(2)	投資的經費	道路の延長	一キロメートルにつき 二八三、〇〇〇
2	港灣費		
(1)	經常經費	港灣（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき 一五、四〇〇
(2)	投資的經費	港灣（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき 三、三〇〇
3	都市計畫費		
(1)	經常經費	都市計畫区域における人口	一人につき 三九四
(2)	投資的經費	都市計畫区域における人口	一人につき 三七一
4	公園費		
(1)	經常經費	人口	一人につき 一三三
(2)	投資的經費	人口	一人につき 一二八
5	下水道費	人口集中地区人口	一人につき 一四三
6	その他の土木費		
(1)	經常經費	人口	一人につき 五六八
(2)	投資的經費	人口	一人につき 二五五
三	教育費		
1	小学校費		
(1)	經常經費	児童数	一人につき 一八、三〇〇
(2)	投資的經費	学級数	一学級につき 三七〇、〇〇〇
2	中学校費		
(1)	經常經費	学校数	一校につき 三、四六三、〇〇〇
(2)	投資的經費	学級数	一学級につき 三、三四、〇〇〇
3	高等学校費		
(1)	經常經費	生徒数	一人につき 一六、七〇〇
(2)	投資的經費	学級数	一学級につき 四八二、〇〇〇
4	その他の教育費		
(1)	經常經費	学校数	一校につき 三、四六七、〇〇〇
(2)	投資的經費	学級数	一学級につき 三三四、〇〇〇
5	労働費		
(1)	經常經費	人口	一人につき 二、八九〇
(2)	投資的經費	人口	一人につき 三七四
6	失業者数		
(1)	經常經費	失業者数	一人につき 三九四、〇〇〇
(2)	投資的經費	失業者数	一人につき 三九四、〇〇〇
7	農業者数		
(1)	經常經費	農業者数	一人につき 二〇、九〇〇
(2)	投資的經費	農業者数	一人につき 四、七一〇
8	農家数		
(1)	經常經費	農家数	一人につき 四、七一〇
(2)	投資的經費	農家数	一人につき 四、七一〇
9	林業、水産業及び鉱業の従業者数		
(1)	經常經費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき 一四、三〇〇
(2)	投資的經費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき 九、九五〇
10	市町村税の税額		
(1)	經常經費	市町村税の税額	千円につき 一二五
(2)	投資的經費	市町村税の税額	千円につき 二、八三〇
11	戸籍住民基本台帳費		
(1)	經常經費	戸籍住民基本台帳費	一人につき 六、四三〇
(2)	投資的經費	戸籍住民基本台帳費	一人につき 三、七四〇、〇〇〇
12	その他の諸費		
(1)	經常經費	面積	一平方キロメートルにつき 一、二四〇
(2)	投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき 二〇九、〇〇〇
13	災害復旧費		
(1)	經常經費	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 九五〇
(2)	投資的經費	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 九五〇
14	特定償還費		
(1)	經常經費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 二五〇
(2)	投資的經費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 二五〇

九 辺地対策事業債償還費	八〇〇
十 特別事業債償還費	一一一
十一 地方税減収補てん償還費	一六八
十二 財源対策債償還費	九〇

十項の場合」と、「地方債」とあるのは「同項の地方債」と読み替へるものとする。

12 公庫は、附則第十項又は前項において準用する第十九条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子について、第二十八条の四第二項に規定する収益をその軽減に要する費用に充てることができる。

13 前項の利子の発生に係る事業年度について第二十八条の四第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「地方債の利子」とあるのは、「地方債の利子（附則第十項又は附則第十一項において準用する第十九条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。以下この条において同じ。）」とする。

14 公庫が附則第十項及び附則第十一項において準用する第十九条第二項の業務を行う場合には、これらの業務を第十九条に規定する業務とみなして、第四十条第三号の規定を適用する。

（地方財政法の一部改正）

第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「（公営企業に属する地方債の下に）（公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）附則第十項各号に掲げる事業に係る地方債を含む。）」を加える。

第三十三条 次を次のように改める。

第三十三条 削除

（風俗営業等取締法等の一部改正）

第四条 風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「千円をこえる」を「一万円を超える」に改める。

2 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「左の」を「次の」に、「百円」を「千円」に改める。

3 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「千円をこえる」を「七千円を超える」に改める。

4 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「千円をこえる」を「一万円を超える」に改める。

5 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「左の」を「次の」に、「同表」を「同表の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の表を次のように改める。

（公営企業金融公庫法の一部改正）

第二条 公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十項から第二十項までを削り、附則第十項を附則第十五項とし、附則第九項の次に次の五項を加える。

（公庫の業務の特例等）

10 公庫は、第十九条及び前項に規定する業務のほか、地方財政の現状にかんがみ地方公共団体によつて行われる建設事業の円滑な実施を図るために特に必要があるものとして地方自治法第二百五十条の規定によつて許可された次に掲げる事業に係る地方債（公営企業に係る地方債以外の地方債をいう。以下この項において同じ。）の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

一 臨時地方道整備事業（都道府県道又は市町村道の整備事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）

二 臨時河川等整備事業（河川管理施設（河川

法（昭和三十三年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。）又は砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）に関する工事その他の治山治水事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）及び都市下水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第五号に規定する都市下水路をいう。）の整備事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）

三 臨時高等学校整備事業（高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部をいう。）の老朽施設若しくは危険施設の改築又は施設の移転による改築の事業でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）

11 第十九条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号の場合」とあるのは「附則第

6 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「千円」を「五千円」に、「十万円をこえない」を「三十万円を超えない」に改め、

手数料を納めなければならない者	金 額
第九条第一項の登録を申請する者	三千四百円
第十一条第三項の登録票の再交付を申請する者	千円
第十四条第一項の登録を申請する者	二百五十円
前条の登録簿本の交付を請求する者	千七百円
	一枚につき百円

同条第七項中「の外」を「のほか」に、「千円をこえない」を「五千円を超えない」に改める。

第八十七条の二第二項中「千円をこえない」を「五千円を超えない」に改める。

四九号)

第三〇七二号 昭和五十三年三月十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都墨田区横川五ノ二ノ二ノ一、四〇九 江沢安正外百八十九名

紹介議員 名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第三〇九七号 昭和五十三年三月十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都足立区梅田二ノ三ノ二一 長島紀行外百十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第三一二六号 昭和五十三年三月十一日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県大津市見世二ノ二ノ六 伊藤英行外八十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第三一二七号 昭和五十三年三月十一日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都小平市中島町三五ノ二五 菊地秋雄外百六十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第三一四二号 昭和五十三年三月十三日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県八日市市市辺町一、八〇一 一 島川勝子外九十九名

紹介議員 松前 達郎君

第二部 地方行政委員会会議録第四号 昭和五十三年三月二十八日【参議院】

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第三二〇九号 昭和五十三年三月十五日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鷺沼町五ノ九四 森川弘子外九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第三二一七号 昭和五十三年三月十五日受理

地方公営企業の独立採算制度廃止等に関する請願(四通)

請願者 名古屋市昭和区鶴舞町三ノ八ノ一 〇愛知県地方労働組合評議会内 河辺正義外四千名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第三二四三号 昭和五十三年三月十六日受理

地方退職公務員の共済年金・恩給等の抜本改善に関する請願

請願者 神戸市長田区房王寺町四ノ一ノ八 〇一向井喜八外二千六百六十三名

紹介議員 柄谷 道一君

地方退職公務員の共済年金・恩給等について、昭和五十三年年度の改定においては、いわゆる社会保障方式、恩恵的給与という考え方を改め、社会保障の理念に基づいた抜本的な改善を講じ、次の事項の実現を期するよう特段に配慮されたい。

一、地方公務員の年金・恩給(遺族、廃疾を含む)の改定は、地方公務員給与の上昇率にあわせて自動スライド制として法制化すること。

二、上厚下薄を是正するため一律改定方式を改め定額分を大幅に引き上げること。

三、年金・恩給の一年遅れを完全に解消すること。

四、遺族年金・扶助料は遺族の生活窮乏にかんが

み支給率を八十パーセントに引き上げること。

五、共済控除期間は百分の五十五として、この制限を撤廃すること。

六、戦務加算、老齢加算など特別加算のある者については四十年限にかかわらず加算を認めること。老齢加算の年齢を六十五歳に引き上げ、なお新法施行前吏員期間が十七年未満のものについても昇格以前の雇用員期間を通算すること。

七、年金・恩給は毎月支給とし、その月分を支給すること。

八、年金・恩給に寒冷地加算を創設すること。

九、年金・恩給は非課税とすること。当面六十五歳以上の者に対する特別措置を六十歳に引き下げ、七十八万円を百二十万円に引き上げること。

十、年金に対する交付税を国庫負担に改め大幅に引き上げること。

理由

私たち退職地方公務員は、人生の大半を自治団体のために尽くし、高齢又は病気のため退職し、恩給・共済年金を生活の資として、その多くは細々と暮らしていかねばならない。ここ数年、年金・恩給の改善が行われてはいるが、昭和五十一年、五十二年の改定は消費者物価指数を下回る改定で、私たちの生活は苦しくなる一方である。本年の改定で四月実施になったとはいえ、改定期がまだ一年遅れであり、遺族年金扶助料がいまもって本人支給率の五十パーセントに抑えられ、生活扶助基準を下回る者があるなど、私たちの生活苦の実態を配慮した施策、制度であるとはいえない。

第三二四四号 昭和五十三年三月十六日受理

地方退職公務員の共済年金・恩給等の抜本改善に関する請願

請願者 長崎市高平町一五ノ四〇 大和田 武夫外千八百七十七名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三二四三号と同じである。

第三二四五号 昭和五十三年三月十六日受理

地方退職公務員の共済年金・恩給等の抜本改善に関する請願(四通)

請願者 大阪府都島区毛馬町一ノ一六ノ一 一 森口邦男外六千三百十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三二四三号と同じである。

第三二四六号 昭和五十三年三月十六日受理

地方退職公務員の共済年金・恩給等の抜本改善に関する請願

請願者 兵庫県姫路市本町六八市役所内姫路市退職公務員組合内 小坂田三代一外千四百三十五名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三二四三号と同じである。

第三二四九号 昭和五十三年三月十六日受理

地方退職公務員の共済年金・恩給等の抜本改善に関する請願(三通)

請願者 新潟市下旭町二二〇 田中勝治外五千六百九十二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三二四三号と同じである。

昭和三十四年四月二十一日印刷

昭和五十三年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C